



年金打ち切りについて、せめて一般の民間の所得を得ておる人の十五万円程度にまで引き上げ、打ち切りをもう少し緩和したらどうだ、こういうことについても当面の問題としても解決していく、抜本をしていないことであれば、これは厚生省が熱意を入れてやつておると言えないと思う。そういうことで、厚生大臣も御承知のように、数年後には国際的な水準にいわゆる成熟度が達すると言われるわが国の年金制度については、もう少し突っ込んで、それのこととしていっぽいに骨格と言わないで、どれとどれとを出していく、こうしたことについての決意を承りたいんです。

○國務大臣(小沢辰男君) 無年金対策につきまして、保険料の面で御意見はいろいろいただいておりますが、私どもとしては、三回目の無年金者対策については、どうしても従来とのいろいろな関連、あるいは今後の国民年金の健全な発展等を考えまして、御提案申し上げているような線で御理解をいただきたいと思っておるわけでございますし、また、在職老齢年金の御指摘の点につきましても、このたびは相当の改正をいたしておるわけでございますが、なお、不十分な点については今後とも一層努力をしてまいります。

なお、御指摘のように、どうもまだ根本改正の案もできていないというのははなはだ怠慢ではないかという御意見でござりますが、何分年金制度というものは非常に長期的な見通し等も必要でございますし、しかも、国民の負担等の問題も十分考えていかなければならぬ点でござりますから、しばらくなお検討させていただきたいと申し上げているわけでございまして、少なくとも、来年の通常国会には私どもの考え方を御提示いたしたいということで銳意検討をいたしておりますし、また、懇談会等も審議を再開していただきておりますので、御意見を十分参考にいたしながら、今後の年金制度の改善の方向について銳意真剣に努力をしてまいりますから御了承いただきたいと思います。

のは来年の通常国会になろう、こういうことになりますが、それはどの程度の提案がなされる予定ですか。

○國務大臣(小沢辰男君) 法案の形で御提案は、いまのところ私自信がございませんが、少なくとも国会で私どもの考え方の基本はお示しできるだろうと思つておるわけでござりますので、もちろん、でき得れば法律改正の方向まで持つていただきたいとは思いますけれども、まだ現在検討中でございますから、いま慎重に実はお答えをさせていただいているわけでございまして、少なくとも基本方針だけはお示しができるようにいたしたい、かようと考えております。

○片山甚市君 そうすると、年金が成熟化してきた、こういうことでまず問題がありますのは、婦人の問題であります。わが国のいわゆる年金を見てみると、一つは、被用者の年金の中の遺族年金の水準の設定及び支給要件について。二つ目には、任意加入者とそうでない者との間で将来の年金給付の保障に大きな開きが生じていること。異なる世帯、いわゆる単身者、夫婦あるいは子供の世帯累計間で給付水準に不均衡があること。四つ目に、国民年金に任意加入していない婦人が高齢で離婚した場合、年金の保障がない、こういうことについては、すでに論議をされてきたことがあります。

年金懇の中間答申では、国民年金で言えば、婦人に対する個人保障の年金給付をせよ。二つ目には、いわゆる扶養者年金の世帯保障的性格を強め、被用者の妻を被用者年金での保障などということを言つています。抜本的な改正に向けて、いま申しました問題について所見を述べてもらいたい。具体的にどういうようなプロセスで進んでいくのか。

○政府委員(木暮保成君) ただいま先生が御指摘になりました、婦人の年金権に関する四つの問題点につきましては、私ども、これから年金改正にはぜひ取り組まなければならないというふうに考えておるわけでございます。

ただいま先生の申されました基本懇の中間意見でも、この点はかなり議論を詰めていただいておるわけでございまして、ある意味では選択肢まではつきり出していただいているという段階でございます。

まず、被用者の年金におきまする遺族年金の水準でございますが、現在五割でございますけれども、私ども、これはやはり七割程度にはぜひいたしたいというふうに考えておるわけでございますが、この遺族年金の水準を上げるに当たりましては、幾つかの条件整備がございまして、一つには、これも御指摘のございました単身者の方が年金を受給される場合と、世帯として年金を受給する場合の給付のウエートのつけ方ということを、一つ考えてみなければなりませんし、また、これもすでに御指摘のあつた問題でござりますけれども、国民年金に任意加入されておる被用者の妻の方とのバランスというようなものも、考えてみなければならないというふうに思つておるわけでございますが、こういう条件をどういうふうに整備するかということを詰めまして、遺族年金の水準の引き上げにつきましてはぜひ取り組んでまいりたいと思っておるわけでございます。

それから第二の、国民年金に対します被用者の妻の任意加入の問題でございますが、現在までの年金水準でござりますと、被用者の妻の方が国民年金に任意加入していただくということは、婦人の年金権の確保のために非常に大切な役割りを果たしてきておると思うわけですが、使用者年金の遺族年金の水準を引き上げるということにいたしますと、どうしてもその調整を図らなければならぬということにならうかと思うわけでございます。中間意見では、国民年金に被用者の妻を強制加入させるというのは一つの方法であろう。もう一つは、やはり被用者年金のサイドで解決をすべき問題で、徐々に、被用者の妻は被用者年金の中で年金権を確立するようすべきであると、その二つのいずれかの方法をとらざるを得ないんじゃないかどうか。しかし、この二つの從

来るの経緯がありまして、非常にむずかしいという事であるならば、任意加入制度を続けるにします。でも、被用者年金との調整は最小限度しなければならないという意見をいただいておるわけでございまして、さらに詰めまして、いずれかの方法によりまして年金制度の改善をも図りたいというふうに思つておるわけでございます。

それから三番目の、異なる世帯累計に対しまして現在の年金が出来ます場合には、余りその世帯累計に応じたニードを満たすという形にはなっておりませんけれども、やはり先ほどの遺族年金の給付率の引き上げの問題もここに絡むわけでございまして、こういう点につきましても積極的に取り組んでまいりたいというふうに思つておるわけでございます。

それから、被用者の妻の方が高齢になつて離婚をいたします場合に、国民年金に任意加入をいたしておりませんと年金がない、あるいは年金がありましても非常に少額なものになるという問題があるわけでございます。この問題につきましても、中間意見では、一つは、一定の条件をつけて夫の年金権を分離するということも考えてみるとべきであるということを御提案いただいておるわけでございます。また、諸外国では、民法上の問題といたしまして、離婚後の結婚中の共同財産の分離の問題というふうな面からも取り上げられるじゃないか、あるいは離婚後の妻の扶養の問題といふ側面からもやれるかもしねれないという御意見をいただいておるわけですが、これも方向を二つ、三つ出していただいておりますので、で生きるだけ検討しまして、一番いい方法を選んで実現を図りたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○片山基市君　局長の方のお答えを聞いておると、矛盾点について、困難点について御指摘がございました。いま調査しておる、こういうことで、こういう御意見があるんだから十分にお聞きをしてと言われておるんですが、大体、厚生省として、政府としてどういう方向で具体案をまとめ

られるのか、これについて、もう一步突っ込んで答弁を願わないとこれはわかりませんから、御答弁願います。

○政府委員(木暮保成君) 現在の段階では、たゞいまの先生の御質問にお答えするところまで私どもの検討はいっておらないわけでございます。しまの四つの問題も、年金体系全体に関連いたします問題でございますので、全体的な体系の問題と一緒に選択をしていかなければならないというふうに考えておるわけでございますが、大臣からも早く方向を出すようにといふ指示をしておるわけでございますが、できるだけ早い機会に方向を固めて御批判をいたくようになつたいうふうに思つております。

○片山甚市君 長期的な展望に立つてどうするか

ということについては、まだ結論を得ていない、

ここで述べることはできないということでありま

すから、大臣が言ったように、来年の通常国会ま

での間に広く意見をまとめたい、というんでありますから、いわゆる素案をつくつて多くの人に判断を求めるようにひとつしてもらいたい、大臣よろ

しくうござりますが。

○國務大臣(小沢辰男君) よろしくうございま

す。

○片山甚市君 そういたしますと、目前にある

問題ですが、各種福祉年金の問題ですが、年金制

度全体が給付がばらばらであるとともに低いとい

うこともあり、憲法二十五条で言う健康で文化的

な生活を行うということになつております。こ

れは、もう厚生省認めておるところであります

が、年金を不労所得だという考え方や、うまく金を

もらつていてるような考え方を持つなら別であります

が、私たちとは、低所得者、特に身寄りのない老人

には日々の生活の支えであると考えるわけでありますから、この問題についていわゆる各種福祉年

金について、どのように引き上げていくのか。こ

れについて当面の問題、抜本改正でなくして、いま

ある数少ないと言いませんけれども、この問題に

ついて、まず基本的な考え方をお聞きしたいと思

います。

○政府委員(木暮保成君) わが国の年金制度、基

本的にはかなりの水準を目指すところまで来たと

いうふうに思つたわけでございますが、ただいま御

指摘のございました福祉年金あるいは五年年金、

十年年金といったような経過年金につきまして

は、必ずしも十分な水準になつてないわけでござ

ります。福祉年金につきましては、ここ五年間

ぐらいいの間でできるだけ引き上げを図つてしま

ったわけでございますが、実はそれが壁に突き

当たつてしまつたということでございます。壁に

突き当たつたと申しますのは、一つには、福祉年

金が五年年金、十年年金とはほとんど額が違わない

ところまで来てしまつて、これを引き上げま

すと五年年金、十年年金を突き上げていく、さら

には十一年年金以上の年金につきましても年金額

を引き上げなければならない。年金体系全体の問題に影響するところまで来たわけでございます。一方、現在、福祉年金に要します予算は九千億円になつておるわけでございますが、月額千円を上げますのにも六百億近く金がかかるということとで、財源的にも難関に突き当たつておるわけでござります。この点につきましても、基本懸念で十分な御議論をいたしたいたわけでございますが、基本懸念としてしましては、やはりこの経過年金の引き上げというのは緊急にやるべき問題の一つであるというふうに位置づけをしていただいておるわけでございます。ただいま申し上げました二つの点につきまして、一つは、これ以上福祉年金を引き上げると年金体系全体に影響を持つという点につきましては、経過年金ということでございますので、恒久的な年金体系全体の問題としてよりも、一歩前に進んで、一つは、これまでの年金を引き上げるというような便法と申します

○國務大臣(小沢辰男君) 私、先生のおっしゃつたような方向が、経過年金についてはやはり必要なんではないかという物の考え方をいたしております。やはり、一般の税金と、それから若い者が、現実に入り得なかつたこの福祉年金対象者について、ある一定額を負担をして、そして老後の所得保障として、ある程度いわば制度審議会を設立いたしましたが、私は余り勇ましいことを言ひませんから、いま私は余り勇ましいことを言ひませんから、また実現できなかつたなんというようなことになつてもいけませんし、しかし、どうしてもそなうあるべきじゃないかなあという、私は信念といいますか、考え方を持つておるわけでございまして、なお学者やあるいは懇談会その他の先生方の意見も十分聞きまして、そのやり方等詰めてまいりたいと、かように考えておるところでございます。

○片山甚市君 先ほど申しましたように、遺族年金の問題、政府の方から出してもらった寡婦加算にも関係しますが、その問題とも関連するんですけれども、老齢福祉年金の受給者の数を見てみますと、昭和五十一年三月で四百十二万四千人と、こうい

うことになつておつて、今日、五十三年三月では三百七十一万七千程度と推計され、六十五年に出したいというふうに思つております。このことについて改善を図つておく。一つの物差しですから、政府の物差しですよ。減つていくん

じがある。私は、現在のいわゆる高齢者、こういう方々を守つていく。若い世代にそういう責任負担をする、こういうことをちゃんとと言わなければ、金が噴いてわくような話、どこかにあるような話ばかりしますけれども、使えばなくなるのでありますから、この問題については税金と掛金と、こういうことで賄つておるのでありますが、これから政府の考え方は、どういう考えに立ちますか。

○國務大臣(小沢辰男君) 私、先生のおっしゃつたような方向が、経過年金についてはやはり必要なんではないかといふ物の考え方をいたしておりま

す。やはり、一般の税金と、それから若い者が、現実に入り得なかつたこの福祉年金対象者について、ある一定額を負担をして、そして老後の所得保障として、ある程度いわば制度審議会を設立いたしましたが、私は余り勇ましいことを言ひませんから、また実現できなかつたなんというようなものを当面、老齢福祉年金は順々に減

ついていくのですから、死ぬまで待とうというのでもつくれということを言つておるのでなくて、そういう姿勢であれば、すぐにとりかかつても

延年金は、やはり生活に、所得に値しない。これについて、速やかに来年度に向けて、特別に検討を加えてでも対処する、こういうことに努力を願えませんでしょうか。私は何かいろんな懇談会を

つくれということを言つておるのでなくて、そういう説明の中です。七割給付をしようじゃないかと、

いうことであつたのが、他の年金制度との関係があるということで、あなたの方が折れたとい

うことになつておる。もう一つは、これは老齢福祉年金は、やはり生活に、所得に値しない。これ

について、速やかに来年度に向けて、特別に検討を加えてでも対処する、こういうことに努力を願えませんでしょうか。私は何かいろんな懇談会を

つくれということを言つておるのでなくて、そういう姿勢であれば、すぐにとりかかつても

延年金は、やはり生活に、所得に値しない。これ

大の努力をいたしたいと思します。  
それから、遺族年金の七割問題でござります  
が、これはまさに根本的な年金制度全体の体系に  
も絡みますもんですから、これはひとつやはり根  
本改正の方針決定まで留保させていただきたいと  
思うわけでございます。

○片山市君 遺族年金の問題は、私どもの方の安恒委員からもいろいろな角度から申し上げたはずであります。しかし、とにかくどちらにいたしましても、この問題は、年金が国民のだれも等しく保障される状態ができるまでの間の矛盾点。先ほどおいましたように扶養者の妻、国民年金に加入をしていない妻、それぞれについて、すべて矛盾点がありますから、抜本的改正が先ほど申しますように将来に延ばされるならば、一つ一つの問題について可能な限り拾い上げていくのは妥当だと思う。それを全部直すまでということになれば、そのときにはまた新しい矛盾が出てくるのじやないか、こう思いますが、先ほど申しました老齢福祉年金に対する改善について、特別の期間を設けるなり措置をするなりして、改善を図つていただけましょか。

○片山甚市君 なかなかむずかしそうですが、そこで、実は年金額の額上げに関する問題ですが、物価スライドの時期が昨年末、厚生年金が六月、国民年金が七月となっておりました。福祉年金についても、その改定時期を早め、四月実施ということで、いわゆる厚生大臣の勇断、実施可能な政策スライドをやるべきではないかと、福祉年金についてこそ早めて支給されるべきじゃないかと思うのですが、また厚生年金、国民年金の改定時期を早めることは事務的に困難だと言われておるので、それならば毎年改正せずに、四月なら四月にするという制度を決めてやれないか、こういうふうに考えます。それには、実は事務体制といふものが裏づけられなければならないのですが、共に力をいたしますと、先ほども申し上げたつもりでございます。

済組合の場合は追給をする、それは何かと申しますと、そういうような事務体制ができるから追加して適及できる、こういうことになっておると思います。四月では物価の問題、あるいはその他見直しの問題で予算措置が無理だと、こう言うのならば、予測をして、まず決めて、秋に手直しをする、こういうことはできないか。まず四月に決めておいて、それから八月、九月に手直しをする、こういうことはできないか、こういうことを申し上げるのです。そのためにはどうしても年金の、いわゆる背番号的なコンピューター化をしないといふことはなかなかできない、こういうように言われているのですが、厚生省はどう考えますか。

○政府委員(大和田潔君) 事務的な面につきまして御説明申し上げますが、ただいま先生おっしゃいました四月という問題は、これちょっと制度論になりますが、現行のたてまえで申し上げますと、スライド率がわかりますのは何と申しましても四月の下旬から五月といったようになりますと、私どもの方はプログラムとの関係から、先生おっしゃいましたように、一ヶ月半、六月の半ばまでどうしてもプログラムでかかる。その間は新規裁定とかあるいは失権、年金額の変更といったものがストップしてしまう。それを六月十五日つまり一ヶ月半のプログラム作成の時期を見まして、その後六月十五日からスタートいたしまして二十日間で仕上げなければ八月の支払い期に間に合わぬという、こういったような問題がございまして、現行のたてまえでは、おっしゃいましたように、物価スライドをいまの六月からさかのぼらせるということは不可能ということになつております。

○政府委員(木暮保成君) 現在の事務体制では、六月より早くスライドを実施することができないということをいま部長から御説明申し上げたわけですが、先生からの御提案は四月にさかのぼるということにしておいて、実際には十月なり十一月なり差額の形で出せばやれるんじやない

かということかと思いますが、この問題につきましても現在の事務体制では差額を後から出すということがまだできるところまで整備されておりますので、そういう実施体制との関連をにらみながら検討させていただきたいというふうに思つております。

○片山基市君 私は十月に支払つてほしいというのではありません。四月に予測したいわゆるスライドをしておいて、それで十月に調整をすれば四月一日から改正ができるではなあいか。それをするのには、いわゆる電算機を入れないとできないのではないか。コンピューターを入れてしなきやならぬじやないか。そういうことまでして、全部年金について体制を整える用意があるのか。先ほど厚生省は、日本の年金の加入者の九〇%を持つておるではないかと言つておるんです。あなたの方がやる気になればできるはずでしょ、人任せでなければ。窓口ということになりますと、支払は郵便局でしょう。そのことについて問題はないんですね。支払いの問題は、厚生省だけが決めでやれるんですか。あらゆる形で郵便局の方の、郵政省の方のお手伝いを得てやつておるんです。そうすると、郵便局の方も結局コンピューターを今度入れて動かすことになつていますね。そういうことについて厚生省と郵政省とが手を組んで、どういうふうに早めて支給するかというような工夫は、大臣、とられませんか。片一方は郵便局いろいろなものでコンピューターを入れようとしておる。そして、年金についてはいろんなことがありますから、ちゃんと台帳つくらにやいかぬ、こういうことになりますと、相当大きな機械化をする、事務量をはけるようにしなきやならぬ。そのためには予算を組まなきやならぬと思うんですが、大臣、そのようなお考えはありませんか。

○政府委員(大和田謙君) いま先生お話しのようになつたまつて、郵便局も支払い機関という形で行なつたまつて、郵便局はどういうふうな関与をしているかと、ということにつきまして御説明申し上げますと、郵便局は年金の支払い機関として銀行と同時に、並

もつてお願ひをしておる。したがいまして、郵便局につきましても事務量というものにつきましては、郵政省自体が非常に問題にしておるわけでございまして、こういつた先生ただいま申されましたが、一たん仮払いをして、さらに精算払いをするというような形のものにいたしますと、郵便局の方もとても対処できないという、こういうようなことになつてくるのではないかというふうに私ども考えております。

○片山甚市君 大臣 これよろしいですか。

○國務大臣(小沢辰男君) 現在非常に困難だといふのは、実は年金受給者がどんどんふえてまいりますので、それに追われているという実情が一つございます。これで解決をするためにオンライン化を計画をいたしておりまして、これが大体前期が五十六年、五十九年に全部完成と、こういうことになっております。それができました場合、また郵便局の方も御承知のとおりオンライン化の全国的なあれを進めておりますから、これができ上がりますと私はいまのいわゆる一般年金受給者の増加に対応する事務処理が非常に円滑にまいりますから、おっしゃるような問題についても解決をすることができるいくんではなかろうかと思つております。その辺のところは、大変遅くなつておつて恐縮なんでございますが、なかなかオンライン化の全國的な確立ということが相当の時期がかかるまいりますので、もちろん予算等の折衝において今後努力して少しでも縮めたいと思いますけれども、そういう実情でございますから、御理解をいただきたいと思います。

○片山甚市君 四月とにかく福祉年金を支払えるようにしてもらいたい。それほど少ない金額でありましても、年金支給について早めでもらいたいというのは、生活費であります。いわゆる所得として、生活をするに必要な糧として受け取つて、余分なものでありませんだけにこれを改正してもらいたい。そのためには、どうしても事務のいわゆるスピード一キーな処理をしなければならない。そのための努力が五十六年、五十九年、もう



ストをつくりまして呼びかける、個々に呼びかけるましてもそういった無年金者というものがなくなるような最大限の努力を私どもしてまいりたいとうふうに考えておるわけでございます。

○片山基市君 実は、ほかのことを聞きたいんですが、時間が制約されていまして少しはしょりますが、せんだって安恒委員の方からも指摘しました特例納付金の貸し付けの問題について、どのような措置をとつて解消を図るのか。私の方では、四千円というのはべらぼうに高いというか無理である、こういう立場をとつておるのでありますけれども、これについて具体的に新しく納付金を納めていただく方々に対する措置を説明してもらいたい。

○國務大臣(小沢辰男君) 安恒委員にもお答えをいたしましたように、低所得者の方で保険料納付に非常な支障を来たすというような人がございまして、ぜひこの際無年金を解消して年金に入りましたといふ人がございましたときには貸付制度を実施していくべきだと思っておるわけでございます。

ただ、その際にも申し上げましたように、やはりこの実態等がよくつかめませんと、どちらいの枠を必要とするのか、この点もなかなか把握できませんので、かかるべく実施の状況を、もちろん長いことではございませんが、見きしていただきながら、この貸付制度をやつてまいりたいと思ひます。

○片山基市君 実施の状況を見なくとも、これで、これが二年間の時間でありますから、とにかくすぐにそのような状態がとれるよう手配をしてもらいたい。いわゆる実施を見なくとも、これはそれ低所得者と、こういうことを言われているんですけれども、先ほどの、お医者さんのような方に貸す必要はないだろうけれども、低所得者じやないだろうと思うから。当然私は、日雇いだつたり季節労働者だつたりしている人が心なら

らずも、日銭が入りません、いろいろなことがありますから、入ってない者、ですからこの際、皆

さんの方から言えば四千円は普通だと言うけれど

も、その者たちにとっては、建設労働者など含め

てですが、大変これは額をいまの保険料にならし

てもらいたいということで要求して、せんだつて

さい。

○政府委員(木暮保成君) 前回、貸付制度のこと

が強く御質問がございまして、私どももその線に沿いまして検討いたしたわけでございますが、や

はり今回の特例納付が国民年金全体の運営に大きな支障にならないようにならうことを一番私ども

として考えさせていただかざるを得ないというこ

とでございます。そこで、とにもかくにも、でき

るだけいろいろな方法で御努力をしていただき

て、自主的に納付をしていただく、その状況を

見ながら、また私どもの方の貸付制度を整備した

い。その際、せつかく厚生省に世帯更生資金とい

うものがございますので、これを使って貸し付け

をするということが低所得対策にとって最もいい

んじやないかということです。省内の意見一致した

わけでございまして、実施状況を見ながら世帯更

生資金の貸付制度を利用してまいりたいといふ

うに考えておるわけでございます。

○國務大臣(小沢辰男君) 毎年努力をして法律案

を提出をいたしまして、引き上げをやつてきてお

りますことは、御承知のとおりだと思います。そ

れで、十五万程度まですぐ持つていて、こうい

う御指摘でございますが、まあ、いま私がここで

腹をたたいて、引き受けましたと言うわけにはい

きませんが、引き上げには努力いたしますが、い

ま十五万という線をここで言えど、こう言われま

すが、いろいろ関係方面との折衝等もございま

すから、十分努力いたしますから、この点でひと

つ御理解をいただきたいと思います。

○片山基市君 努力するということであつても

私の方は実現の方法について審議会開くなり委員

会を設けるなりして、一度そのことについては在

職老齢者に対する、さらに言えば、福祉年金に対

する、これについての改善を早急に図つてもらいたい。そうしなけりゃ年寄りは一番先首切られ

い分は、先ほど申しましたけど、民間の賃金が大

体平均十五万円ですから、いまの十三万円とい

うラインから十五万円ぐらいまではすぐに手直しを

するような措置がとられるべきだと思いますが、

これはなぜかといって、一生懸命効いた結果得た

ものであります。共済組合年金の場合は、もう少し

高い方へ引き下げるに一生懸命になりますが、大臣、十五万

円をいませいと私言っておるんじやない。たとえ

ばそういう標準があるんだから引き上げるよう

に、この一年間の間にちゃんと努力するというこ

ととしてはそういう努力をしてもらいたい

ことです。

○政府委員(木暮保成君) ちょっと答弁が言葉が

足りませんで、大変失礼いたしましたが、実はこ

の問題につきましては、五十三年度の改正につき

まして、厚生年金部会に御意見を伺ったわけでござ

りますが、さしあたり、従来の水準をその後の

物価、賃金の状況にらみ合わせて上げておけ

と、引き続き低所得者在職老齢年金の支給のあり

ます。

○片山基市君 時間が来ましたから、もう一度言

いたいんですが、少し省略します。

そこで、最後ですが、福祉手当について実は今

度の改正では月額六千二百五十円になつていま

す。ところが、家政婦あるいは看護婦を雇います

と、一日分で六千二百七十円です。これは在宅の

身障者に対する、いわゆる障害者に対する福祉手

当ですが、これではやっぱり少し、その算出

根拠というものはいつもはつきりしていません。

これでは納得できないんで、このことについての

改善が急がれると思いますが、いかがですか、ぜ

ひともお願いをしたいんですけど

いたくよう願いたい。すなわち、私たちの言

いなんですよ、いま。若い者は雇つてくれますが、

年寄りになつたらすぐに首切られてはなり出され

て、そして年金もらおうと思つたら、こういうこ

とになる、世の中冷とうございますね、年寄りに

つたんだが、局長、具体的にもう少し答えてくだ

さい。

○國務大臣(小沢辰男君) おっしゃるとおりだと

思ひまして、在宅対策については力を入れなきゃなりません。実は厚生省の予算概算要求は六千円でございましたんですが、党の方で別に追加要求等がございました。確かに、私ども努力は足りないと思つておりますので、今後とも十分ひとつ努力をいたしまして、この引き上げに向かって前進をいたしたいと思います。

○渡部通子君 年金の問題につきましては、もう議論としてはかなり尽くされております。重複する部分も出てまいりますけれども、ひとつ私も若干御質問をいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さんざん議論になつてまいりましたが、在職者年金について、一、二点お伺いをいたしますが、今回のお伺いをいたしましたのは、大体恩恵をこうむる人数というのは何人ぐらいになりますでしょうか。

○政府委員(大和田潔君) 昭和五十三年度予算の見込みということでございますけれども、これは新たに受給権者となる者の数は、これは老齢年金で四万六千五百七十二人、それから通老、通算老齢年金で四万五千八百七十七人というふうに見込んでおります。合計いたしまして、九万二千四百四十九人でございますが、これが新たに受給権者になるという人たちの数字でございます。

それからなお、いわゆる七十歳改定につきましても、ちょっとつけ加えさせていただきたいと思いますが、これの対象者につきましては、老齢年金が十万六千五百八十四人、それから、通算老齢年金が六万四千二百六十九人ということになつておりますので、つけ加えさせていただきます。

○渡部通子君 そうすると、大体今回の改正であれですね、恩恵をこうむるという人が、いま申された数の総合計ということになりますですね。

○政府委員(大和田潔君) それからなお、いわゆる支給割合の変更、御承知のように、支給割合がございますが、それが、支給割合が高くなるといった人たちはこれ以外にございますので、そういう

つた者を含まない数字でございます。

○渡部通子君 わかりました。

六十五歳以上の方の在職者に対するカット率二〇

%、これはそのものをなくすのが適當ではないか、全額支給すべきだと思っておりますが、社会保障の意見等にも、適用自体について検討することと、こういうことが言われておりますが、これに対する対処、今後の方針等をお聞かせ願いたいと思ひます。

○政府委員(木暮保成君) 六十五歳以上の在職者年金は、いまお話をございましたように、十三万円までには十割でございますが、それを超えますと二割カットするということになつております。実は、これは五十一年度改正まではすべて二割カットでございましたが、五十一年改正で十一万円までの方は全額支給ということに改正をいたしまして、さらに今回それを踏襲して十三万四千円までは全額というこにいたしたわけでございます。

六十五歳以上の方につきまして、年金でどういうふうに取り扱うかというのは、いろいろ議論がございまして、やはり現在のようになれば保険者にして、保険料を納めていただくという形がいいといふ考え方でございますし、もう六十五歳になれば、そこで厚生年金の上では脱退というふうにし、保険料を納めていただくといふ考え方でございます。厚生年金部会でもこれは大きな問題で議論をしていただいておるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、今後も、その中身をちょっとと説明してください。

○政府委員(木暮保成君) 在職老齢年金、これは年金を特例的に支給するということでございまして、原則的には退職をした場合に老齢年金を出すということです。原則的には退職をした場合に老齢年金を出すということです。これは、就労条件が必ずしも憲法で、やはり退職とみなして出すということを考えなければならぬことであるわけでござりますが、一方、退職された方に当然年金が出るわけでございますが、退職された方とのバランスを考えまして、年金だけで生活をされる方と余り違ひが出ないようになると、こういう意味でござります。

○政府委員(木暮保成君) 今度の改正までは十一万円でございましたんですが、この十一万円を決めましたのは昭和五十一年度の改正でございました。その後五十二年、五十二年と物価上昇がございました。その後五十二年、五十二年と物価上昇がございました。

いますので、それを掛けてみまして十三万四千円ということにしたわけでございます。いわば二年分の物価賃賃を掛けたわけでございます。その前の十一万円は、それならなぜ決まったかが若干低うございますが、従来の支給制限の限度額は、これは年金の問題でございますので、年金の受給者とのバランスを考えまして、モデル年金の額に水準を置いておったわけでございます。

具体的に申し上げますと、昭和五十年度のときにはモデル年金が七万二千九百円でございましたので、支給限度額が七万二千円とということにしておったわけでございます。五十一年度の改正のときには、標準年金は九万円でございまして、従来のやり方でございますと、九万円を支給限度額といふことにして、従来のルールと違つてございます。

モデル年金の九万円を超えて十一万円ということにいたしたわけでございます。今回はその十一万円に二年分の物価の推移を見た、それで十三万四千円にしたということです。

○政府委員(木暮保成君) そのモデル年金は、受給者とのバランスで決めたといまおつしやいましたけれども、その中身をちょっとと説明してください。

○政府委員(木暮保成君) 在職老齢年金、これは年金を特例的に支給するということでございまして、原則的には退職をした場合に老齢年金を出すということです。原則的には退職をした場合に老齢年金を出すということです。これは、就労条件が必ずしも憲法で、やはり退職とみなして出すということを考えなければならぬことであるわけでござりますが、一方、退職された方に当然年金が出るわけでございますが、退職された方とのバランスを考えまして、年金だけで生活をされる方と余り違ひが出ないようになると、こういう意味でござります。

○政府委員(木暮保成君) 現在は平均賃金との関連は考えておりませんで、年金の受給者とのバランスを主として見る。それも現実に出てる年金が若干低うございますので、モデル年金を基準として考え、さらに五十一年改正ではモデル年金を若干上回るというところに基準を設定しておるわけでございます。

○政府委員(木暮保成君) これは事務的なことですからこれ以上伺いませんが、やはり平均賃金という見合いが当然考えられなければならぬかろうと思いましてございますけれども、現在の平均賃金というものを考えてみたときに、やはり所得制限の緩和という点ではもう少し大幅に改定をしていただきたいと思います。これは希望として議論のたくさんあったことがありますけれども、私の意見として申し上げさせていただきたいと思つております。

年々、今まで交通費等も上がつてているわけでございます。交通費の値上がりというものが月額報酬として算入される。それは受給額があえるのですから、年金としては結構なことでござりますけれども、在老の場合にはやはりこれが、カット率とか、停止の場合に大きく響いてくる、こういう影響力があると思うわけでございまして、そういう意味からも、ちょっととした交通費の値上がり等で二〇%、五〇%、八〇%、あるいは一〇〇%、こういったカット率にぶつからなければならないという、こういう階層がたくさんあるわけです。特に月収八万円から十万円程度の人々、実はこれが平均的な所得では集中していると思うのですけれども、そういう人たちはとにかく階層がたくさんあるわけです。特にこの見直し、こういったものも検討していただきたいと思いますが、いかがでございますか。

○政府委員(木暮保成君) いま標準報酬で支給区分をいたしておるわけでございますが、標準報酬の立てる方といたしましては、健康保険とあわせまして、交通手当とか、住宅手当も一切報酬の範囲がすぐり響いてくる。こういった意味で減額率の見直し、こういったものも検討していただきたいと思いますが、いかがでございますか。

○政府委員(木暮保成君) いま標準報酬で支給区分を入れるということでございますので、交通手当

だけを別に考えるわけにいかないわけでございま  
思ひます。

卷之三

卷之三

○政府委員(木暮保成君) ただいま御指摘の問題  
も、在職老齢年金のあり方の大きな問題でござい  
まして、在職老齢年金が出るために、事業主の方

つたりすることがあるわけでございます。これはいまの在職老齢年金制度の泣きどころでございまして、前には四段階にしておつたわけでございます。四段階では多少そういう詰みを踏み外す問題が緩和されるわけでございますが、しかし四段階でありますと、また非常にわかりにくいとか、あるいは下の給付率のものがござりますので、いま

が賃金を在職老齢年金をもらえるところまで下げられるというようなことが行われておるという批判があるわけでござります。また一方では、しかし、在職老齢年金が出るので、賃金が安くても就労の口ができると、やはりそれなりに雇用をつくり出す効果があるんだという見方もあるわけでござい

て賃金の抑制というものは——だから引き上げ方を研究しないと、賃金の抑制というような逆効果が出てくるおそれがありますのですから、ことしあは物価上昇ということにとどめたわけでござりますが、先ほど来ました御意見がござりますように、この所得制限ははなはだ不合理じやないかと、いう御意見等もござりますので、来るべき方針を

ことがあったわけでございます。もう一つは、やはり離婚の場合に一般的にございますように、結婚中の共同財産の分配の問題という処理の仕方もあるんじゃないとか。さらには、離婚する場合の子供の扶養をどうするかというようなことが現実によくあります。が、妻の生活をその中に加えて考えるということも可能ではないかということの、

三段階に改めたわけでございますが、おつしやる  
ようより刻みの問題が非常に泣きどころでございま  
して、これはいろいろ研究しておるわけでござい  
ますけれども、なかなか名案が出てこないという  
ことでございますが、さらに研究をしてみたいと  
思います。

それで、五十三年度の改正をどうするかというと、同時に、社会保険審議会の厚生年金部会でもその両方の議論がございまして、五十二年度改正ではやはり雇用創出の効果を果たしている面があるんだから、現在のやり方で基準を上げようということになつたわけでございますけれども、その問題点につきましては、この間の二回の下調べで、三月

○渡部通子君 女性の年金について一点伺つておきたいと思います。  
先ほどちょっと議論になりましたけれども、先  
づきましては、これらを含めまして、どうした  
らいいか、十分ひとつ私どもも検討させていただ  
きます。

その三つの提案があるわけでございます。  
後の二つは、これは民法上の問題ということがありますので、直接年金の改正に結びつかないといふことになりますが、第一の方は、いふことになるらうかと思ひますが、第一の方は、これはアメリカでとつておる方法なんかを委員さんが頭に描かれておるんだらうと思います。

がいろいろ問題になると思いますので、それを低くしていただけば必ずいぶん緩和もされてくると思いますので、その点御検討をお願いしたい、見直しをお願いしたいと思うわけです。

老齢年金がそういうマイナスの作用を持たないのを  
ふうにするためにはどういう制度にしたらいいのか、御研究をいたしたことになつておるわけでござ  
ります。

ほどの御答弁は、私は伺っていてはなはだ不満でございます。現在、被用者年金は、離婚した妻、これは年金権を失つてしまうわけですが、その救済措置、先ほいろいろ年金懇等の、基本懇等の答申を踏まえての御答弁がございました。一番いい方法で何とか案をまとめると、いふような御答弁

要するに、在職公金制度を利用していく、苟合の関係ですね。これはいま大変問題になつておりますから、ひとつ御意見だけ承つておきたいと思ひます。

○国務大臣（小沢辰男君）　いま局長が申し上げましたように、実は引き上げますと賃金を抑制する

たったよう思います。

要するに在職者全般年金制度を利用していく問題  
者の賃金抑制あるいは安上がりの高齢者対策、こ  
ういうものが行われている傾向、これは御承知の  
とおりでございます。年金制度は本来働いている  
ときは支給されないのが原則で、したがって生活  
を支え得るに十分の賃金を保障することがやはり  
在職者の道筋でなければならないと思います。そ  
ういう逆に使われてきている在老年金について、  
この年金制度そのものの位置づけをどうお考えに  
なっているのか、あるいはこういう逆用されてい  
るようなことに対し、何か対応をお考えになつ  
ていらっしゃるのか、その点を伺つておきたいと

されば非常にそういう在職老齢で、しかも高齢者対策としては不十分だと、こういうことになりますので、労働省ともよく相談をしまして、賃金の抑制に向かわないような、国民全体あるいは企業者全体の理解を得ながら、やはり逐次引き上げる努力をしていかなきいかぬではないかと思っておりますが、どうも賃金の動向について、これを余りやかましく言いますと、今度雇用促進になりませんし、実は痛しかゆいで非常に私どもジレンマに悩んでおるわけでございます。社会保険審議会の厚生部会におきましても、その議論が相半ば

るんだと、こういうお話をございますね。しかも、来年の通常国会に間に合うように何とかその基本的な態度を決めたいという、そういう御答弁をお伺っておりますと、かなり煮詰まつてもきているのではないかというふうにも私は感じられるわけです。

先ほど、選択する段階に来ているとおっしゃいましたけれども、それ、もう少し具体的に御答弁願えませんか。どういう方法が考えられているのか、あるいはこういった方法で二つなり三つなり、あるいは答申以外に案をお持ちなのか、その辺いかがなんでしょうか。

○渡部通子君　国民年金の任意加入を、妻の場合これを強制加入として、すべての女性が年金権を持つという、そういう考え方の方はいかがなんですか。

○政府委員(木暮保成君)　国民年金、いま被用者の妻の方は任意加入でございますが、これを強制的にしろという御意見を述べられておる団体もござりますし、基本誤でもそれが一つの有力な方法ではなからうかということを言つていただいておるわけでございます。

ただ、そういうことにいたしますと、女性の年

金権 確保されると、ということになるわけなんですが、さるに、国民年金の保険料というのもだんだん高くなつていくということになりますと、国民の側から言うと、厚生年金で夫は妻の分も保険料を掛けておるということにならうかと思ひます。が、さらに、国民年金の任意加入じゃなくて、強制加入で国民年金の保険料も掛ける、その国民年金の保険料もだんだん高くなつていくということになりますと、負担がかなり重いものになるんじやないかと。また、その事業主負担というの、被用者の場合には妻の生活を見る、そこまで事業主負担があるというふうに考えますれば、やはり被用者保険で被用者の妻の問題を解決するということも考えなければならぬと思つてございますけれども、仮にいま申し上げましたように、使用者の妻を強制加入にすることであれば、やはり国民の負担が余り重くならないような調整を厚生年金との間で考え方きやならないといふことは、どうしても残るんじゃないかというふうに思つております。

に、やはり被用者の妻の国民年金に対する任意な  
強制加入の問題もその関連で検討をしなければ  
ならないと思うわけでござります。

いずれにしましても、制度間の非常にややこし  
い調整を要する問題だと思うわけでござります  
が、これはやはりどうしても踏ん切りをつけませ  
んと、遺族年金の水準の向上等もできませんの  
で、ぜひ技術的な問題も含めまして検討を進めて  
結論を出したいというふうに思つておるわけでござ  
ります。

○渡部通子君　いと私も思うんですけれども、いまの御答弁を伺つておりますと、確かに年金制度の複雑な状況から見れば、これ踏ん切りつけるのも大変でしょうし、制度間の調整ということは非常にむずかしいと思うんですけども、また見方を立場を変え見てみましたがときに、やはり年金を個人としてとらえるか世帯としてとらえるか、そういったところでまた大きく違つた見方でもきてくるんではないかと思うんです。私、やはりいまの日本の生活形態から考えれば、家族構造から考えても、世帯でとらえるということも大事だと思うし、それからいままでも厚生年金なんか全部そういうことで行われてきてるわけですからけれども、やはりこれだけ人間の生き方が多様化してきておりますし、女性の自立ということもこれだけ見直されてきている。憲法で保障されている個人の生存権、こういった点から考えてみると、やはり個人について年金権が確立しているということは当然だという議論も私はまたうなずけると思うんです。そういう面からのアプローチ考えてみますと、やはり結婚したから、しなかつたからといって年金における権利、義務というものが、一個人間として考えた場合には、当然確立していかなければならぬからうと私は考えます。そういう意味におけば、強制加入というよりは当然加入と、こう言つてもいいことを前提として、そういうことを踏まえて制度調整をなさるおつもりはないかどうか、か、といったことを導入する方向でお考えはな

いかどうか、それを伺つておきたいと思います。  
○政府委員(木暮保成君) 国民の生活実態といふのは、やはり世帯を中心としているということが事実だらうと思うわけでござります。したがつて、社会保障を考えます場合には、原則的には世帯でとらえて、いっていいと思うんでござりますけれども、先ほど来お話をございましたように、たとえば高齢で離婚した場合には妻の年金が全くなくなつてしまつということがあるわけでございまして、必要な場合には個人としての年金権もはつきりしておるということには少なくともしなければならないだらうと思います。それで、制度審議会で出しておられる御意見も、基本年金と社会保険年金の二本立てということを、意見出していただいておりますが、その基本年金の方は個人の年金権を確立するという意味合いを含めて御提案をいただいておると思うんでございますが、まあ社会保障を世帯単位に考えていくのが原則だと思いますけれども、必要な場合にはその個人の年金権がどこへ行つたかわからないということではないけれども、いわけで、最小必要な場合に、どの人の年金も確立しておるということにはぜひしたいというふうに思つております。

答申も案をしぼつてきていることとござりますし、当然来年の通常国会に何らかの基本的な態度をお示しいただくためには、そろそろこの辺で厚生大臣もお考えをまとめていただかなきやならないところだと思います。どこからか手をつけただけないかどうか、いかがでございましょうか。

○國務大臣(小沢辰男君) 私は、この問題の解決は、やはり国民全部に基盤年金的な構想を確立するという先生の方の党の構想なり、あるいは制度審議会の構想なり、そういう構想をやっぱり基礎的に考える方が、よりこの個人の年金権の確立と、この妻といいますか、女性の年金権確立の問題から見て、私は今日個人の、実はまだよく討議しておりませんけれども、私としてはその構想の方がいいのではないかなどいうふうに思つておるわけでございます。たとえば、いま妻の当然加入をやるといったら、遺族年金等の引き上げ問題に絡んでまいります。しかも、いま厚生年金の被保険者の保険料には、一部事業主の負担というものもありまして、これは当然遺族年金という制度がある以上、その妻の保険料、健康保険において保険料を計算しますときに、家族は七割ではあります、家族の給付全体、医療費全体を見た上で保険料を決めているというような意味においては、この保険料の中に家族保険料も入つていて、いう見方をせざるを得ないわけでございますが、そうしますと、厚生年金の保険料の中にもやはりそういう面を考えていかなきやいかぬだろう。とすれば、もし当然加入ということを妻にやる場合には、これは保険料の、しかも遺族年金というのを考えた場合に、負担が増と同時に、二重に保険料という問題が出てくるおそれがある、個人個人の年金権から見ますと。少しダブルという面を、二重ではありませんけれども、ダブルの面が考えられなければならない。いろいろやってみまして、どちらの方をとるのがいいのか、被用者の妻でござりますから、離婚した場合は一応特例として別途解決をするとしまして、局長が先ほど答

弁しました、夫の年金権の分割方式を考えるの  
が、被用者のいわゆる厚生の立場から見ると当然  
ではないかなと思うんですけれども、いま  
先生がおっしゃるように、やっぱり国民一人一  
人が全部個人の年金権を持つということの重要性  
等も考えますと、それだけでこの問題を割り切つ  
てしまふというわけにはいかない。いろいろ考  
えてみると、一つの大きな魅力ではないかなといふうに考  
えておるわけでございまして、ただ問題は、制度  
審で提起をされておりますように、財源問題をど  
うするかという点でございますので、今日渡部先  
生に私が、すぐこれはこちらの方向でこうします  
ということはなかなか申し上げられないわけでござ  
いますが、ただ構想としては非常に私自身にと  
つて基礎年金構想というものは魅力ある構想だ  
と、それが一つのやはり基礎的に全国民の年金を  
考え、確立していく道として非常に魅力ある構想  
だというだけにとどめざしていただきたいんでござ  
いまして、まだ来年の、少なくとも今年度いつ  
ぱいかけて私どもは基本方針を決めるという段階  
の、婦人年金権の問題は一つの大きな問題でござ  
いますので、非常に絡みが多くございましたし、い  
まここで明快にお答えできないのはまことに申し  
わけありませんけれども、私の感じだけを申し上  
げさせていただきたいと思います。

○渡部通子君 基礎年金構想、それと私が申し上

げております個人の基本的年金権の確立ということ  
とは、矛盾することではないと私は了解しております。  
その構想の中においてお考えいただきたい  
というのが、私の申し上げているということと、そ  
の点だけ御了解をいただきたいと思いま  
す。いま大臣が御答弁になりましたように、大変  
むずかしい問題だということはよく了解をしてお  
ります。私もこの基本懸念がお示しになつた答申、  
こういった中でどれがいいなどと自分で判断がで  
きることでも当然ございません。ただ、先ほどの  
申し上げましたように、国民一人一人が全部人  
間として年金権を持つということを、やはり制度

改革においては前提として踏まえるべきではない  
か、これを申し上げているわけでございます。ま  
だ余りさばさばと御答弁いただけないようでござ  
いますから、またこれは時を置きながら伺つてま  
いりたいと思いますし、私自身も勉強していきた  
いし、それから何といつても年金は皆さん方がや  
つぱり納めるんだという一つの義務意識、権利意  
識というものが育たない限り成熟するものでもござ  
いませんし、そういう意味では何も厚生省さ  
んに全部おんぶするわけではございませんで、私  
ども一般の啓発ということについては全力を擧  
げてまいりますので、ひとつ制度改革については  
思いついた方向でなるべく早く御提案を願いた  
い。先ほどからダブリをおっしゃっておりますけ  
れども、支払いにダブれば受給のときもダブって  
受けられるわけですから、それはそれなりに私は  
決して悪いことばかりではなからうと思うんで  
す。で、私れないという人に対して費用負担を強  
制することが適當かどうかという点に対しても  
は、やっぱり応能負担で減額処置だつてできるわ  
けでござりますから、何かひとつこういった方向  
で制度改革をやろうという、踏み出せば、それに  
ついて方法はまた幾らでも知恵を集めることができ  
ます。一方、厚生年金なり国民年金につきまして  
は、やはり、言葉が適當かどうかわかりません  
が、平均的な方の老後に備えるというようなところ  
にどうしても限界があるうかと思うわけでござ  
います。したがいまして、企業企業で労使の相談  
の上で老後の設計を考えるということであれば、  
それは非常に結構なことではないかというふうに  
思つてございます。ただ、やはり企業年金が  
あるということによって、厚生年金なり国民年金  
が果たすべき役割は怠つてはいけないと思うわ  
けでございまして、厚生年金、国民年金の給付水  
準を確保しながら、また企業なり職域によつて必  
くということは、今後だんだん必要になってくる  
んじやないかというふうに思つております。

○渡部通子君 おっしゃるとおりだと思います。  
ですから、どうしても公的年金、これを生活でき  
る年金と考えて充実するという、それを中心に置  
いていただきませんと、本末転倒になるんではな  
いかと思うんです。ですから、それをよく踏んま  
えていただきたいことと、それからもう一つ、企  
業年金でかかるところはいいんですけど、でき  
ざられてきております。今後の政府の年金とともに  
も退職金の年金化という方向は進んでいるよう  
でござりますし、労働側にも一種の労働条件とし  
てとらえる意見、こういったものが台頭してきて  
いるようございます。そういう意味で厚生省も  
ことに対してはどうお考えかということがあわせ

か、これを申し上げるわけでございます。ま  
だ余りさばさばと御答弁いただけないようでござ  
いますから、またこれは時を置きながら伺つてま  
いりたいと思いますし、私自身も勉強していきた  
いし、それから何といつても年金は皆さん方がや  
つぱり納めるんだという一つの義務意識、権利意  
識というものが育たない限り成熟するものでもござ  
いませんし、そういう意味では何も厚生省さ  
んに全部おんぶするわけではございませんで、私  
ども一般の啓発ということについては全力を擧  
げてまいりますので、ひとつ制度改革については  
思いついた方向でなるべく早く御提案を願いた  
い。先ほどからダブリをおっしゃっておりますけ  
れども、支払いにダブれば受給のときもダブって  
受けられるわけですから、それはそれなりに私は  
決して悪いことばかりではなからうと思うんで  
す。で、私れないという人に対して費用負担を強  
制することが適當かどうかという点に対しても  
は、やっぱり応能負担で減額処置だつてできるわ  
けでござりますから、何かひとつこういった方向  
で制度改革をやろうという、踏み出せば、それに  
ついて方法はまた幾らでも知恵を集めることができ  
ます。一方、厚生年金なり国民年金につきまして  
は、やはり、言葉が適當かどうかわかりません  
が、平均的な方の老後に備えるというようなところ  
にどうしても限界があるうかと思うわけでござ  
います。したがいまして、企業企業で労使の相談  
の上で老後の設計を考えるということであれば、  
それは非常に結構なことではないかというふうに  
思つてございます。ただ、やはり企業年金が  
あるということによって、厚生年金なり国民年金  
が果たすべき役割は怠つてはいけないと思うわ  
けでございまして、厚生年金、国民年金の給付水  
準を確保しながら、また企業なり職域によつて必  
くということは、今後だんだん必要になってくる  
んじやないかというふうに思つております。

○渡部通子君 最後に一点だけ、年金業務の問題  
ですね、これについてひとつしかりやつて  
いただきたいと申し上げておきたいと思います。  
過日に、厚生年金の老齢年金からの所得税の取  
り過ぎが問題になつたことがございました。これ  
はコンピューターのミスという点になつており  
ましたけれども、原因のより大きな理由は、やは  
り厚生年金なり国民年金なりの充実も努力して  
いかなければならぬと、こういうふうに思つて  
おります。

○渡部通子君 最後に一点だけ、年金業務の問題  
ですね、これについてひとつしかりやつて  
いただきたいと申し上げておきたいと思います。  
過日に、厚生年金の老齢年金からの所得税の取  
り過ぎが問題になつたことがございました。これ  
はコンピューターのミスという点になつており  
ましたけれども、原因のより大きな理由は、やは  
り社会保険業務、この作業が過密なためではない  
かとこう思われるわけでござります。これはちょ  
っと私の持つ時間が一ぱいでございますので質問  
はいたしませんけれども、毎月の新規裁定件数、  
それからそれに対応する職員の配置状況、こうい  
ふたものが非常に過密になつてゐるんではないか  
というふうに私は思われるわけでござります。年  
金制度が成熟するにつれて、業務体制というの  
は非常に繁雑になつてくるんではないかと想像して  
いるわけでございまして、そういう中でひとつサ  
ービスの徹底、相談の対応、これを十分にやつて  
いたくために、むしろ職員は必ずべきであ  
るうと思われるわけでございます。定員は減らせ  
ない企業というものがたくさんあるというの  
が実情だと思います。どうでなくとも、年金間  
の各種の格差ということが問題となつてゐるやさ  
かでござりますから、できない企業、こういった  
ことに対してはどうお考えかということがあわせ

にはどんどん確保していただきたいし、こういうところにこそ人手を一人でも一人でもふやしていただけで、ひとつこれから非常にふえてまいります年金業務に対して、万全の受け入れ体制をつくつていただきたい、これを最後に申し上げさせていただいきたい。私の質問は終わりにさしていただきたい。

○政府委員(大和田潔君) ちょっとお答えさせていただきます。ただいまの御質問、まことにそのとおりでございます。私も数字を見ますと、昭和四十年に実は受給者が六十何万だった。ところが五十一年、十年たちました五十一には六百七十何万と十倍になつてある。それが今後とも非常にまた急ピッチでふえ続けておるといったような状況でございまして、これを処理するには、何と言いましても定員を確保すると同時に、コンピューターというものを使いまして処理をしていかにやならない。今後非常にまたふえてまいりますし、新しく百五十万人ぐらいの新規裁定を毎年やつていかなきやならぬというようなことでございまして、これをやりますには何といつてもコンピューターを使つていいにやならぬということで、従来からもやつてしまつたのでござりますけれども、最近とみに、いま先生おっしゃいましたように、相談という問題が非常にあえてきました。これも抽象的な相談になります。よろしくどうぞお願ひいたします。

○渡部通子君 じきもう一点だけ。この年金相談コーナーの設置ですね。これいま確かにおつしやるとおり、私の年金はどうなつてますかという質問が非常に多いわけです。そういう方たちがどこへ行けばいいか、まあ社会保険庁と、こう言いますけれども、年金相談コーナーというものは全国にどのくらいあるものなんですか。それで、一般的のそういう直接個人的なことを聞きたいという受付窓口ですね、それらゆるも各県にばつぱつでござりますがこれは年金相談コーナーというものをつくつてしまひましたんでございますが、なおこれからそいつたものはどんどんふえてくる、しかも事務量があえてくるということで、私どもオンライン計画、先ほど大臣から申し上げましたけれども、社会保険業務をオンライン。これは社会保険事務所二百数十カ所ございますけれども、全国の社会保険事務所に中央のデータセンターというものと直結したオンライン

を結びまして、そこで相談に対応できるという体制を持ってくる、非常にこれは住民に身近な場所でございます。したがいまして、わりあいに簡便にそこへ相談に行ける。そらしますと、具体的にキーを押しますと御本人の個々の記録が出てくるという仕組みになっておりますので、それを見ながら具体的に相談に応ずることができる。それから、さらにその社会保険事務所の窓口で新規の裁定までできるという体制に持つてくる。いま業務課で裁定をする、中央一本で裁定をしておりますが、それを社会保険事務所で裁定をするというようなことをいたしまして、かなりこの業務体制としてしていくことができる。これは昭和五十四年度を初年度にいたしまして六ヵ年計画。先ほど大臣からも申し上げましたけれども、五十九年度、これで完成をします。こうなりますと、先生おっしゃいましたようなことがかなり業務体制としてしっかりしたもののができ上がると思いまして、一生懸命この計画の推進に努力してまいりたいと思います。よろしくどうぞお願ひいたします。

○渡部通子君 終わります。ありがとうございます。午後一時二十分開会

○委員長(和田潔夫君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時十五分再開することとし、休憩をいたします。

午後零時四分休憩

○委員長(和田潔夫君) 午前再開いたします。午前に引き続き、国民年金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

○小笠原貞子君 国民年金に対する期待と関心と制度審査会なりまた基本懇なりでいろいろ御審議もいたいているわけですが、やつぱりこんなのは近年非常に高くなつてしまひましたし、いろいろ御質疑を伺わせていただいている中で、とは、何といつてもやつぱり安心して暮らせるその保障がほしいという、それに尽きると思うわけ

な本格的な解決、制度の充実といふことから考えますといろいろ御審議いただいている中で、まだまだ問題が残されて今後にかかると思うわれでございます。しかしそれが本当に解決されためには、先ほど私が申し上げましたように、國民が何を願っているかということを基本にしてこの制度というものを見直して整理をしていただきたいと、これがやっぱり基本的に一番大事なこ

とだと思つたわけです。その暮らしを守つていただきたいと、これがやっぱり基本的に一番大事なこ

とだと思つたのは、所得制限の問題でございました。特に、本人の所得制限という問題を私はやっぱりお考えいただかなければならぬと、そう思つたわけでございます。御承知のように、わが国

の年金制度で、加入前の障害というものが認められていない、年金加入後にある障害者ですと二十歳までは特別児童扶養手当が親に支給される、二十歳以後になると障害福祉年金が適用される。しかし、それが所得制限が非常に厳しいという問題でした。五十三年度はいろいろ御配慮いただきまして、前年度に比べますと十万円ですか、所得制

限が所得で九十五万と、総収入で言うと百五十万二千円という制限で、それ以上の場合には支給されないということが起こつてゐるわけですね。この所

得制限というものを考えてみると、ここに一つの矛盾が出てくるのではないか。つまり、年金加入後障害を受けた人は、ともかく障害年金がもらえる。しかし、小さいときから障害を持つていらっしゃる人たちは、年金に加入しても掛金をかけて

も障害年金はもらえない。年金の立場から言えれば仕がないんだと言われるのだと思ひますけれども、障害というものを持つて生きている者に

とつては、これは大変な矛盾みたいに私は考えられたわけです。障害福祉年金があるとおっしゃると思いますけれども、先ほど申し上げましたように、本人の総収入で百五十万二千円ということで支給が限られてきている。こうしますと、どうしてもここに障害同じ障害を持つても障害年金を受ける人と受けられない人というのが実際に出てくるという問題で、この方たちも非常に悩んでいらっしゃるわけなんです。それで実はこれは今まで機会がございませんでできなかつたんですけども、ことしある方からお手紙をいたいたわけです。その方は、この社労委員会としても調査に入りました北海道の札幌の駒の町の広島というところのリハビリ、授産施設なんです。この授産施設でいろいろと私たちお話を伺いまして、それが縁になりまして、その後お手紙をいたいたわけです。ここに言われていることは、実は障害者が縁になりまして、その後お手紙をいたいたわけです。ここに言われていることは、実は障害者で、そのリハビリに働く、授産施設に働くいらっしゃる矢野さんという方なんですかね。この矢野さんという方が知事さん、そして国会議員みんなにどうしても手紙を出したいんだというところで、その手紙がここにございますけど、カナタイプで書かれた手紙、これをカナタイプで読みにくいたるういうので、この授産所の指導員や員みんなにどうしても手紙を出したいんだというわけです。これはこう書いてあるんですね。「限度額を一円でも超えると、年金が停止(ゼロになります)」という制度の「非情さ」と、これが大変な悩みの種なんだ、こう書いてあるわけです。実はこの方も授産施設で働いていらして、そして訓練手当をもらつて、そして一生懸命がんばつてました。またお父さんが亡くなられて遺産が入つたといふようなことで、そして制限オーバーしちゃつた。それがもううんとたくさんもつたんならることによって、その福祉年金が停止されたということなんですね。

そこで、年金というものを何とかやりためえいかという内容なんでございます。このカナ

タイプ、「一生懸命私も読んだんですけども、「コトシモ ヤガテオワロウトシティマス」、去年のことなんです。「アマリニモ アナタタチノセードト イウカ ヤリカタガ キタナクテミモ コロモ タイヘンツメタイデス サテネンキンゼンガクノテーシノテガミラミテカラ ネコロモ オキテモ ユメノナカデモ イマニモ バクハツスル ココロヲ オサエテイルノニ ナンデスカ キノウ テレビデミマシタアナタノボーナス」、「アナタ」というのは国会議員のボーナスがテレビで出たわけですね。国会議員と知事さんも同じだと、それをわれわれに向けて言っているんですけれども、「アナタノボーナス」一四〇マントン コエティマス ネヨクフカクアリマセン カソレデニシングデンデスカ アナタハ オソロシイオニデス」、まあ鬼にされちゃつて私もちょっと困っちゃうわけですから、この方にしてもみれば、そういうふうに思えたんだろうと思います。「スコシ オダシナサイ テヲムネニアテテボクノキモチニナツテクダサイ ヒトリノネンガクシヨトク キメテ 八〇マン ミリ オーカツタラ テーシスル ソレヨリ スクナカツタラダメイマノホーリツマチガツテイマセンカイチ

○国務大臣(小沢辰男君) 私は、福祉年金につきまして、本人の所得制限はどうしても引き上げまして、できるだけそういう方々を少なくしたいとお考えになつていらっしゃいますか、一言伺わせていただきたいと思います。

○国務大臣(小沢辰男君) 私は、福祉年金につきまして、本人の所得制限はどうしても引き上げまして、できるだけそういう方々を少なくしたいとお考えになつていらっしゃいます。

そこで、今年も実は老齢福祉年金につきまして、現在停止率が約二割切れる、一・九三%方々に支給することをやめて、むしろ本人の所得制限は思い切つて引き上げる方向をとるべきだ、こういう考え方のもとに直したわけでございまして、現在停止率が約二割切れる、一・九三%

○小笠原貞子君 基準の考え方、わかりました。それで、その基準の考え方はわかつたんですけども、問題のは、その額が多いか少ないかと

いうことに問題が移っていくと思うんですけれども、平均的な勤労者の収入というものはどれくらいに見えて、これとの関係ではお考えになつた

○小笠原貞子君 基準の考え方、わかりました。それで、その基準の考え方はわかつたんですけども、問題のは、その額が多いか少ないかと

いうことに問題が移っていくと思うんですけれども、平均的な勤労者の収入というものがございまして、現在停止率が約二割切れる、一・九三%

○政府委員(木暮保成君) 本人の所得制限についてお尋ねです。私は、いろいろ調べさせていただきまして、それで平均的な勤労者の所得というものがございまして、数字で出しますと、それよりもうん

○政府委員(木暮保成君) 本人の所得制限についてお尋ねです。私は、いろいろ調べさせていただきまして、それで平均的な勤労者の所得というものがございまして、数字で出しますと、それよりもうん

○政府委員(木暮保成君) 本人の所得制限についてお尋ねです。私は、いろいろ調べさせていただきまして、それで平均的な勤労者の所得というものがございまして、数字で出しますと、それよりもうん

ましても、五十年は所得が八十万、収入が百三十万二千円に引き上げていただいたのですけれども、そのとき十八歳は百三十二万一千三百六十一円。それから、二十歳になりますと百四十五万五千九百四十八円、という数字になるわけなんです。そういたしますと、この方たちの所得制限というのが、これが国家公務員の高校卒業の採用年度の収入よりも低い——低いというよりも大変な低さでございますね。それが勤労者平均——十八歳、二十歳じゃなくて、勤労者平均で言いまして、五

つくりいたしました。平均よりも半分以下だといふことで、障害を持ついらっしゃるということです。本当に暮らしていらっしゃるのは大変だなと思いまして。いまの大臣の御答弁でも、また改善していくだくということになつたんですけれども、少なくとも平均所得ぐらいまでは、所得制限の撤廃までいかなくとも平均所得ぐらいまでは制限緩和するというふうに考えますので、ぜひそのことも念頭に置いて御配慮いただきたいと思いまして、その辺はよろしくお願ひします。どうですか。

半分ということになるんですね。こういう数字から見まして、こういうふうな基準で出したというふうにおっしゃったわけですがけれども、十八歳二十よりも低い、全国的な労働者の平均で言うと半分以下だというような額が数字として出てくるので、私はこれは大変だなと思ったんですけれども、こういう数字からごらんになつて、大臣どういうふうにお考えになりますか。

○國務大臣(小沢辰男君) 御指摘のように、非常に、まだまだ所得制限は引き上げなければならぬいと思っておりますので、一般の平均賃金と比較をいたしますことが合理的であるかどうかの議論はいろいろあると思います。

実は、福祉年金につきましては、少なくとも地方税なり国税なり、要するに、税金から支払うものでござりますから、税金を払っているような人は御遠慮願おう、こういう趣旨がいままでございましたので、そのからを一応今年度はちょっと突き破つてみたわけでございます。したがつて、今後努力をしてまいります。私もそのつもりでございますし、決意を持つております。

おいてこの所得制限の限度額を定めるかどうかは、いろいろ理論的に検討しなければいかぬと思つておりますので、私はまだ不勉強でございますが、どこに基準を置いたらいいのか、できるだけ本人の少なくとも所得制限は、私は相当緩やかにしたい。そうして一方、現行の扶養家族の所得制限につきまして、現在は八百七十六万、あるいは本人の場合の福祉年金等につきまして扶養義務者の所得につきましていろいろ高額なものまでやつておりますが、これらはなるべく合意を得なればいけませんけれども御遠慮願つて、その財源ができるだけ本人所得制限の方へ振り向かせたいとかのように考えております。

○小笠原貞子君 ゼひ御努力のほど、くどいようですが、重ねてお願ひしたいと思います。

それから、いろいろ年金でいうの本当にむずかしいですね、ややこしくて。私もいろいろ読みまして、自分で読み切れないんですね、書かれたものだけ見て。実は、私は頭がこんなに悪いのかなって自信喪失するぐらいにややこしいです、年金というの。それで私ら仕事ですから、わからなければちょっと教えてちょうだいよというのだがで生きるわけですけれども、一般の人たち年金に対する

——児童扶養手当というのがございます。児童手当というのはわりとみんな知っていたんですけどね。ところが、児童扶養手当というのにはもう知つてない方が非常に多かつたんで、私がつくりました。一晩だけちょっと札幌で私あの人どうかなと思って電話しましたら、聞いた三人、三人とも知らない。そういうことがあるというのは知らないなかつたと。それで、お母さん苦労して子供を育つていらっしゃるんですよ。だから私、いやこういう制度があるんだから、あなた行けばもうそれすぐもらえるはずだからと、私一人で一晩ちよつとかけただけでそれだけだったわけなんですね。だから、そういうよらないんな制度を努力をしていただけて逐次改善されてきているわけだけれども、これが本当にみんなのものになつていいということが、私はいま非常に大きな問題だと思ったわけなんですよ。こういう問題について厚生省としても今までどういうふうに考えて、毎年毎年出されているものなんかも点検されて、これはちょっとむずかしいじゃないか、こういうふうにしたらどうかというようなところまで目をつけさせていただいたかどうか、その辺のところはどうなつておりますでしょうか。

○政府委員(木暮保成君) 年金制度がむずかしいという御批判、私もしばしばいたくわけでござ

前のは幾らの倍率を掛けるというようなことは決まっております。その倍率を全部掛け合わせるということで、非常に複雑になるわけでござります。それで、そういうふうに生の給料を使わないでボイント制みたいなことを考えたらどうかというようなこともあるわけでございますが、現役時代の報酬全部を計算の基礎に使わなければならぬいというところで、どうしてもむずかしい面が残るわけでございます。言葉使いも生の給与じゃございませんので、標準報酬というような言葉をどうしても置きかえなければならないということとで、非常に限界があるんでございますが、基本的な組み立てはわりあいわかりやすいんじやないだろうか。ですから、保険庁のコンピューターシステムが進めば、自分たちのデータもすぐ教えてもらえると、うなことになればよろしいかと思ひますけれども、今後とも努力してみたいと思ひますけれども、基本的な制約がどうもあると、いうふうに思います。

○小笠原貞子君 本当に詳しく述べることを私は言っているんじやなくて、たとえば母子福祉年金だったら、子供を抱えて苦労しているお母さん、こんな制度がありますよみたいなギャンチフレーズで、どこへ行つたらわかりますよといふうな簡単なこといいんですよ。計算の方法ど

検討をさせていただきたいと思っております。  
○小笠原貞子君 本当に、数字を出してみて、び

る関心非常に高いんですね、高いんだけれども、  
わかりにくいということが大きな問題だというこ

○政府委員(木暮保成君) 年金制度がむずかしい  
という御批判、私どもしばしばいただくわけでござ  
る。

レーズで、どこへ行つたらわかりますよというふうな簡単なことでいいんですね。計算の方法ど

うだなんて、これもちょっとできませんから、だからそういうのが私はやってほしいと思つたんで  
す。

それで、無年金者の問題もございますけれども、一回、二回やつて三回目で、まだ百万からと先ほどのお答えございましたね。この間からの質疑を承っておりますと、知つていて、どうせまた救済されるだろうなんて、知つていてするくままでやらなかつたというのもあるからと、そのバランスを考えなきやというようなお答えありましたけれども、私が聞いた中ではそういうずるくて出さなかつたというのはいなくて、やっぱり知らないという人がたくさんまだ残っているわけなんですね。そうすると、今度三回目で、もうこれ以上はなさらぬおつもりだと思いますし、いつまでもするするやるというのはいいことじやないと思ひますから、私は今度三回目で、本当にもうそういうの知らなかつたとかわからなかつたといふよというようなことがないよううに、これもひとつどうしても考えていただきたいということと、それからいま言つたように、いろいろこういう年金ありますよというようなことの、いま本当に宣伝をして、知つてもらわなかつたらまた落ちこぼれが出てくる、制度があつてもその制度に、恩恵に浴せないとすることがござりますので、ぜひそれを具体的に考えていただきたいと思うんです。いま局長さんいろいろ制限あるというのはわかりましたけれども、やっぱり受ける側の一般庶民ですよね、庶民の感覚を通してわかりやすいかわかりにくいかというの、もう一苦労していただきたい。やっぱり苦労ないんですよ。私につくらしたらもとわかりやすいのつくります、私だったら。そういう苦労していただきたい。

それから、テレビや何かもずいぶん使っていらつしやるんだろうけれども、余り視聴率のないときにはばつと出されても困るわけなんですよ。だから、たとえば朝の「奥さんごいっしょ」というような時間なんかを使うとか、そういうようなうるさい時間に民族なりNHKなりに交渉し

て宣伝していただきたい”ということが一つ。  
それから、こういう年金の問題で一番力を  
婦人団体だと思いました。今度婦人団体の人

あそれ知らなかつたと。それはもうたくさんの婦人団体ござりますので、それぞれの婦人団体による的な要請というのも、民間でやりますけれども、厚生省の立場でもそういうところに協力を要請するというように、いろんな手を考えていたがために、思つては、ぜひ知つてもらわにやならぬといふうなことでございますので、漏れなくやはり知つていただかにやならぬ。これはもう最低すべての人に、この制度が特例納付は今回最後である、これに乗らなければ無年金として残るぞということについては、ぜひ知つてもらわにやならぬといふうに考えております。そのためには、やはり一般的な広報というものはどうしてもやつていかなければならぬ。と同時に、個別的な広報といいますか、周知といいますか、それもやつていかにやならぬと私も考えておるわけでございますが、一矢の如く、たとえばNHKで「くらしのけいざいなんか、これ非常に聴視率が高いようございますし、その辺からかなり浸透しておると思うんでございますが、なおいろいろとお願いをしたい」と思つますし、また週刊誌等につきましてもすでにお願いをしております。そういうたるもの、あるいは新聞の何といいますか、小さな欄でございますけれども、そういうところを利用させていただきましたが、それから、そういう一般的な広報だけではなくて、やはり個別的にお知らせをせんにやならぬ。これは從来もやつてきておるわけでございますけれども、それは考えていただきたいと思うんですけれども、それは考えていただけますでしょうか。

れども、これからやらにやならぬ。これからもな  
お一層やらにやならぬ。それは、たとえはまだ導  
用されてないといひますか、未加入者と一う人に

ちに対しましては、住民票というようなもの、あるいは国保の台帳、国民健康保険の台帳といったようなものからピックアップしていく、まだ入つておられない、したがつてあなたは無年金者である、これは今回の特例納付について納めなければいけませんというようなことをお知らせをする。それから、加入しておつて保険料を納めてない方にはまた納付書というようなものをお出しして周知徹底を図つていくくということを、いろいろ工夫しながらやつてまいりたいというふうには考えております。

○小笠原貞子君 ぜひお願ひしたいと思います。  
今まで一生懸命やつてくださつているんだけれども、効果が上がつてないというのは、やり方下手だと思うんです、言葉遣い一つにしても。だから、その辺のところを、ここのことでもう一工夫して、わかりやすくというように、どうしたらばつとわかるかという、その苦労をもう一つお願ひしたいと思います。

それじゃ次に、遺族年金の問題なんですが、基本で遺族年金のあり方の内容を検討するといふ課題の中で、保障の必要性の高い高齢の寡婦と有子の寡婦に対する重点的配分を検討する必要があるというふうに出ております。これは当然だと思うので、これは私そのとおりやつていかなけれどばならないと思いました。それ以外に、やっぱり検討する課題があるんじゃないかということをひとつ申し上げたいわけなんです。

それは、夫婦とも厚生年金に加入している場合で、婦人の遺族年金とか妻の年金権というのがあるりますけれども、逆の立場なんです。妻が死亡した場合の遺族年金のあり方の問題でございますが、または十八歳未満の子供がある場合に限つて夫が死亡したら妻または祖父母等に遺族年金が出されるわけです。ところが、奥さんが亡くなつても、夫が歿疾の状態にあるとか、六十歳以上とか、または十八歳未満の子供がある場合に限つて

しか、遺族年金は支給されないというのがいまの制度でございます。遺族年金がいままでの考え方で生活保護を准ずる二資するというふうな制度

でも、また何より年金における男女平等という観点からいっても、これは制度的におかしいんじゃないかと、逆の立場を考えてみますと。昔はだんなさんが働いて奥さんは家庭にというふうになつておりましたし、大体社会通念上実態はそうだと言われますけれども、このごろ大分さま変わりしてまいりました。やっぱり男の方でも料理教室に行く人たくさんふえてきまして、そしてもう外には向かないんだ、お母ちゃん行って働いてくれと。おれは子供のめんどう、料理やつて——実際あるんですよ、笑つていらつしやるけれども、私ずっと見まして。そうすると、女性家庭において夫は外に出て働くというのは、これは国際婦人年の決議においてもそうなつてしませんね、やっぱり男女平等、社会的な役割りを果たすと、こうなつてているわけだから。そうすると、男の人が家庭を守つて女が外に出て働くと言つても、これちつともおかしくないことです。現実にそういう家庭もあるということになれば、このところは大変遺族年金の問題としてちょっと制度的にも片手落ちの、一つの問題があるんじゃないか。だんなさんの収入が低いという人たくさんいますし、家庭の仕事が向いているというふうなこともあるという現実から私は申し上げているわけです。婦人の保険料の再検討というのが言われているわけです、支給年度などと保険料の問題で。取る方ばかり男女平等というのではなくて、この問題もひとつ再検討していただきたい。働く婦人がふえてきていろいろような状態の中でございますから、これひとつ考えてみると、いうお気持ちになりませんか、大臣。

いうことでござりますので、原則的にはこれでいいんじゃないだろうか。やはりこの条件に当てはまらない場合には勧いていただくということがまたいいのではないかというふうに思つておるわけですが、非常に特殊な場合もあるらしく、かと思ひますので、研究をさしていただきたいと思つておりますが、ただ一方、夫が死んだ場合の遺族年金につきましても、表現悪いんですが、子なし若妻にも遺族年金が出ておるのは、今後老齢化が進んで年金の財源が非常に膨大なものになるということを考えれば、むしろ男子が遺族年金をもらいう場合のようにするということとも考えられていいんじゃないいかという提案があるわけでござりますが、両方を踏まえて検討さしていただきたいと思います。

ざいますから、そのたくさんの中の一つに入れていただいて、今後御検討もいただきたいと思ひます。いろいろこの年金の問題に関しまして間り合わせがあつたり、実務的にも大変だと思うわけなんで、ひとつこれは簡単なことなんですねけれども、苫小牧市から前から陳情をいただきまして、今度もいろいろ話を聞いてまいりました。社会保険事務所をぜひ設置してほしいという要望でござります。もうお調べいただいていると思しますけれども、これは北海道というのは非常に広うございますね。そしていま室蘭にございます。室蘭からこの室蘭の管轄の、歌で有名な襟裳岬、森進一の。あの襟裳岬までといふのはどれくらい距離があるかと言いますと、実に百六十四・八キロあるんですよ。北海道広いですから、室蘭まで行くと、いうと百六十四・八キロでござります。これが車で行けば何とか行けるけれども、これ汽車で行きますと、ここが日高線と千歳線の乗りかえになりますのね。私、車持つてませんから汽車で行くと、ということで考えたら、朝六時に様似といふところから汽車がありますから、その前、襟裳からだとバスに乗らなきやなりません。もう五時起きしますので、そして六時に様似発で、苫小牧に九時二十九

分に着いて、十分後苦小牧発で、室蘭に着くのが十時四十分ということですね。それから今度は社会保険事務所まで行って、そして私、すぐと言つてやつてもらえればいいけれども、ちょっとと込んでたりしたら待たなければならぬというと、もう非常に大変な遠距離でございます。汽車賃が急行一回だけにいたしまして片道千五百円、往復三千円という形でございます。苦小牧というのは、御承知のように北海道の中でも一番人口伸びておられますから、だからそこで人口の伸び率というのがもう実に激しいですね。五十年から五十五年を見て、いるわけですから、就業人口の伸び率が一・七倍と、さつき言つたように距離が非常に間隔がある。そして、現在は苦小牧に週一回来てもらつて相談業務なんかやつて、いるというので、これで一日来てもらつたときの利用者というのが三百人も来ているというようなことなんですね。これは、人口的に言えばいろいろ問題あるうかと思ひますけれども、いま言つたような、非常に遠距離と、これから非常に人口もふえるという中で、やっぱりここに社会保険事務所をつくつてほしいというの私は当然の要求だと思ひますので、ぜひこの趣旨を考えていただいて、どういうふうに見通しを持っていらっしゃるか簡単にお答えいただければと思います。

たところに設置するようになると、あるいは社会保険事務所が相当大規模になって、住民サービスの面でもう少し分割した方がいいじゃないかというような御要望もございます。あるいは北海道の例のように、地域が非常に広大であって、地理的条件からもう少し設置をしたらという、いろいろな要望がございます。

先ほど申しました二十数カ所の要望を見ておりますと、率直に申しまして苦小牧の場合にはかなり後顧位にあるわけでございますが、それぞれの御要望の趣旨は私どもは十分理解をいたしております、できるだけ増設に努めてまいりたいといふふうに思っております。苦小牧の事情につきましては、先生のお話しのとおりでございます。現在、室蘭にあります社会保険事務所が管轄しておりますと、相当広域にわたっておりますが、苦小牧は住民急増地域でもございますので、週一回相談をするというようなことで何とか対処しておりますと、現在あれだけの広域な地域に十三カ所の社会保険事務所がございます。北海道における社会保険事務所のあり方をどうするかというのは基本的に考えていかなきやならぬ問題でございまして、それには、北海道にございます社会保険事務所の再編成問題というものを道と一緒にになりまして真剣に取り組んでいかなきやならぬ。そういう再編成の一環として苦小牧の御要望についても十分承知をしておりまして、方々、他の府県の要望等も勘案しながら、できるだけ検討を進めてまいりたいというふうに考えておるわけでござります。

○小笠原貞子君　ぜひ早急に、住民サービスの上からもつくついていただけるような御努力をお願いしたいと思います。

次に、子供の問題、大臣にぜひ伺いたいと思うわけなんですねけれども、子供を取り巻く環境が非常に悪いということは、もう大臣としても心を痛めさせていただいていると思うわけです。働く婦人というのが非常にあえてまゝりません。そこで、き

ようお伺いしたいのは、学童保育と私ども言っております。厚生省通達の用語を使えば都市児童健全育成事業ということにならうかと思いますが、そのいわゆる学童保育というのの要望が非常に多くなっているわけなんです。全国学童保育連絡協議会というのができていて、大臣は御承知ないかと思いますけれども、これは全国的な学童保育をつくろうというお母さんたち、お父さんたちが集まりまして、これ大臣、きょう差し上げますので、お忙しいと思いますけれどもちょっと目を通していただきたいんですねけれども「学童ほいく」というのは、これは毎月月刊で出しております。これを見て、都市児童健全育成事業なんてむつかしいことを言わないで、学童保育として厚生省もきちっと位置づけていただけるように、きょうはお願いをしたいわけです。

この学童保育連絡協議会の調査によりますと、昭和五十年に全国で千九百三十九カ所です。数多いですよ。千九百三十カ所あったと。それが現在は二千四百六十カ所以上にふえてるわけです。私もこの間札幌へ帰ったとき調べました。去年、札幌市直営でやっているのが二十七あったのが、一つ削られて二十六。そして、そこに入り切れないから共同でお母さんたちがつくっているのが四カ所だったんですよ。この間行って調べてみたら九カ所にふえていました。一年で五カ所ふえた。これはもう本当に子供のことを考えて、お母さんたちがやむにやまれずつくられたという数だと思います。品川区では千二百八名に対して九十名しか入れませんでした。十何分の一ですよね。それから足立区、葛飾区、中野区などでもたくさん児童保育。勤労婦人はますますふえている。こうしたことから、児童の福祉を所管される厚生大臣として、これらの問題をどう考えていらっしゃるか、簡単に御所見を承りたいと思います。

く、私どもとしては児童の健全育成の見地から見まして非常に重要な問題だと思います。したがつて、この連絡協議会の御要望のような、学校の中で特別な部屋を設け指導教員を置き、あるいはまた健全育成事業というものを人口五万未満にも適用し、あるいはいろいろな補助、助成を大幅にやつしていくというような御要望を逐次解決をするよう努力していかなきいかぬと思いますが、御承知のとおり厚生省としては児童館の設置だとか、あるいは都市の児童健全育成事業をできるだけ個所数をふやして努力をしておりますが、同時に文部省にも連絡を申し上げ、学校体育施設の開放事業の推進をやっていただきまして、あるいは労働省では働く婦人の家の設置を促進していくなどいたしまして、総理府で各省の連絡調整に当たっておりますが、今後とも地域社会と一緒になり、また学校と一緒になり、私たちがともに勉強していくこうというその盛り上がりになりましたのは、やっぱり何といってもいま環境が非常に悪化しているということなんですが、いいます。大臣やここにいらっしゃる方の周辺の環境というのとは違うわけですね、いま本当に子供が置かれている環境は。

います。だから、こんなことは恥ずかしくて言え  
ないし、むしろ隠すというようなのが親御さんの  
気持ちだとと思うわけですよね。だから、これはも  
う本当に氷山の一角にすぎないと思うわけですよ  
うな実態を、本当に考えていただきたいと思うわ  
けです。それで、子供たちが帰つて、お父さんも  
お母さんもいない留守家庭になつて、何をやつて  
いるかというふうに調べてみると、やっぱりテレビ  
が一番相手になつていてるわけですね。これは賣  
少年白書の五十二年度版から私見せていただきた  
わけなんですけれども、あんまり何を見て遊んでい  
るかというのの一番上のが、テレビを見る、七八  
%、男の子。女の子で七五%。そうすると、テレビ  
というものが非常に大きな影響を与えるというこ  
とが考えられます。そのテレビの影響がどういう  
ふうにあらわれているかといふと、これもこの賣  
少年白書にございます。「少年非行の背景には、少  
年を取り巻くあらゆる社会環境が大きく影響を与  
えているものと思われる。」、そのとおりですよ  
ね。そして「雑誌の売春記事にヒントを得た中学生  
生が、売春を行つていた事犯や、小学生がテレビ  
ドラマを模倣し、連続して脅迫電話をしていた事  
犯など、低俗な雑誌、映画、テレビなどに影響」  
というのが非常に多いと、これはもう大臣も頭で  
御承知のことだと思うわけなんです。

をする、そしてそこで勉強も見ると、そしているいろいろな学年の違う子供たちがお互いに助け合って、そこで本当に学校だけではできない非常に有り情というものがつくられているということをご存じます。そして、その子供たち自身が、差し上げました本の中にも出ていると思います、作文をたくさん書いているわけです。本当に学童保育に行くつてどんなに楽しいかと、子供が非常に喜んでいますね。それから今度、お母さんたちも、そこで子供が学校教育では得られないそういう学童保育の中の教育というものに目を見張るような思いでいる、生活規律も確かによくなってきたと、そして子供のめんどうを見るようになったというような、いろいろなことが出てくるわけですね。だから、私は保育所を出て小学校に行く低学年での子供たちには、どうしてもやはり学童保育というものが制度的につくられていくというのが必要だと思うわけですよね。そういう制度的に学童保育を考えるということについて、大臣はどういうふうにお考えになりますでしょうか。

ても、やはり基本的には児童館の整備というのをまず急がなきならないし、それから同時に児童館の周囲にございます児童遊園の整備、これもやはり急がなければならないと思うわけでございますが、それでは都市部におきます問題というのではなく、田舎の方に参りますと、土地もございます。確かに、田舎の方に参りますと、土地もございますので、児童館の整備もわりあいにたやすくできますが、それでは児童館を中心とした母親クラブなり、あるいは児童クラブというものの育成もなかなか簡単にできるわけでございますけれども、特に大都市を中心としました都市部の児童に對します健全育成施策というのは、なかなか進み得ない状況でございまして、そこで都市部におきます、そういう留守家庭児童を含めた児童の健全育成施策を進めますために、児童館が整備されます、何らかの措置をしなくちゃならないといふことで、御案内のとおり五十一年度から都市児童健全育成事業という形で、いわばメニュー化方式によつて一番その市町村、その地域がやりやすい方法、そういうことでやつたものに対しまして助成をするという方向で考えたわけでございます。五十年度、五十二年度の情勢を見ますと、五十年度は新規事業でございましたので、なかなか徹底してまいりませんでしたけれども、五十二年度によつやく徹底する芽が出てまいりました。私は現在でも都市におきまする留守家庭児童を含めた健全育成施策というのは、やはり地域が中心となつてやるのが一番いいし、それに對して、国が助成をするという道が最もいいんじゃないかというふうに考えておりまして、現在この都市健全育成事業の方式については、もつと内容のあるものにしなきゃならないというふうに実は考えておるわけでございます。制度的に学童保育所をつくるべきかどうかにつきましてはいろいろ議論があるところでございまして、私どものいまの施策は、あくまでも留守家庭については、都市児童健全育成事業を充実していくということに最大の焦点を当てて、努力をいたしておるわけでございます。

○小笠原貞子君 いろいろおつしやいました児童館つくるのもいいし、遊園地をつくるとか、それから校庭開放もいいということも、確かにいろいろなことをやっていただかなければならないわけですねけれども、いま私が申し上げましたのは留守家庭ですね。だから、留守家庭の子供だけを集めてみると、これはほかの子と差別になるから、だから一般に込めて公平にやるというふうによくおっしゃるんだけど、これ逆の公平ですね。つまり留守家庭で親御さんがいないというそういう条件の中の子供たちだから、やっぱりその子供に特別のそういう学童保育というものが必要になってしまっているという、こういうふうに思うわけなんですね。だから、そういう意味において、いろいろ一般の子供を含めての児童対策ということは、当然していただかなければならぬけれども、やっぱりお父さんお母さん、働きに行つてるとかいりいろな事情で、留守家庭に置かれる子供には、その子供の状態の中で必要とされる学童保育といふものは私は当然必要だと思う。だから、そういうものは将来的に制度的に検討するという必要な段階にきたんではないかと思う。それは大臣、お聞きになつていてどうでしょうか。——むずかしくないですよ、大臣。率直な御意見を伺いたい。

○國務大臣(小沢辰男君) いま児童局長申し上げましたのは、何も先生の御意見の中にある学童保育を否定して申し上げているわけじゃないんです。その地域全体の事情というものにマッチした場合には、これは都市児童健全育成事業のメニュー化の一つだと考えて、われわれはやればいいわざでございますし、ちょうどたまたま敷地もあって児童館もつくれる、そこに付属して若干の遊び場もできる、遊園地もできるという場合には、それを中心にしておやりになればいいし、そういう意味で申し上げたわけでございますから、それが決して否定を申し上げているわけじゃありません

ん。したがって、あらゆる方法を考えまして、児童の健全育成に資するように私どもも努力していきたいと思います。

的に、六十年じゃだめですよ、おじいさんになっちゃうんだから、おばあさんになっちゃうんだから。だから、児童館つくるんだつたらつくるんで結構です、応援もいたしますから、早急に六十年なんという計算するようなことにしないでいただきたい、もっと早くつくっていただきたい。

そこで、財源の問題になりますよね、つくりたいのだけれども財源がないと。しかし、財源は出せるんじゃないかな。つまり今度の児童手当法改正で福祉施設費というものを使って、これ、できるんじゃないでしょうか。そういたしますと、五十三年度三十七億使っても十億余るというふうな数字が出てくるわけですね、私、計算いたしましたけれども、やつていただいているのはいいけれども、六十年先にできる児童館の当面の問題として出しているのが、わずか一億一千万ですよ。一億一千万。そして一クラブ年わずか三十万という程度なんですね。これではとても、御趣旨はわかつてやつておりますと言われても、お金から見てはとてもとも御趣旨わかつていただけたとは私、思えないのでですよ。まあ来年は国際児童年にもなりますし、大臣としてもこの点は非常にお考えをいただきたいし、今度の法改正で財源もできるということを私は申し上げたいと思います。積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、大臣の御見解を伺つて終わりにしたいと思います。

○國務大臣（小沢辰男君） もうおっしゃるとおり、できるだけ私どもも努力してまいります。

○小笠原貞子君 本当にしてくださいね、六十年たつたらおじいさん、おばあさんになりますから。

このような高齢化社会の急速な進展に伴いまして、年金受給者と年金の成熟度も急速に増大することは当然でございます。厚生省の推定によりますと、年金受給者は、五十一年、六十年、八十五年と対比いたしますと、百七万人から二百五十七万人に、そして八百六十六万人に増大をする。成熟度も四・三%から九・三%へ、さらに三三・九%に達するであろうと言われております。国民年金の場合も同じく、二百九十二万人が昭和八十五年には六百四十二万人、成熟度も一・七%から二四・八%に増大をする。また、公務員、公共企業体等の共済年金についても、公企体の場合、現在すでに八十年代の厚生年金の成熟度に見合い、今後はさらに増大するであろう、こう見られています。このような展望は、今後加速度的に年金受給者の比率があえ、年金給付と年金の費用負担との関係が重要な課題になるということを意味しておりますと思うのであります。

○柄谷道一君 新聞の発表によりますと、大臣は、ただいま述べられました公的年金の支給開始年齢について、将来六十五歳とすべきではないか、このよろなお考えを持っているやに受けとめられる新聞記事がございます。事実、基本構想懇談会の中間報告をながめてみましても、諸外国の被用者年金の支給開始年齢と対比して、わが国の場合は最も早いグループに属する、したがつて、厚生年金の場合は、人口の高齢化、制度の成熟化に伴つて急激な費用負担増をもたらすであろうから、支給開始年齢の引き上げを段階的に実施していくことが必要であるうという点において大方の意見の一一致を見たと、こう中間報告に書かれているわけです。また、共済組合についても、受給者の増大、さらに恩給期間部分の減少と新法期間部分の増大によって、将来給付費の増大と被保険者の負担増加が避けられない。よつて、厚生年金の場合よりも支給開始年齢の引き上げの必要性は強いたと、こう中間報告に指摘されているわけです。

大臣の言明、このような中間報告、こういうことを総合して考えますと、支給開始年齢は今後、段階的ではあるけれども、逐次六十五歳段階まで持つていいきたいというのが大臣のお考えではございませんか。

○國務大臣(小沢辰男君) 私は、何も近々そういうふうにしたいと考えておるわけではありませんで、遠い将来にはそういうようなことを考えざるを得ない事情が来るんじゃないだろうか。したがつて、そのためには高年齢層の雇用対策というものを労働者と連絡をとりまして真剣に取り組んでいかなければいけぬだらうと。現実に、定年が六十五歳を超えている事業所等はほとんどございません。・数%というような状況でございますので、したがつて、定年後、各企業あるいは各官公庁省と

の定年の問題と、それから老齢年金の支給開始年齢との間、これを一体どうするかという問題等も十分対策として考えていくませんと、ただ開始年齢だけを財政上の都合で引き上げましても、これは非常に私は混乱が起きると思いますので、その辺のところは慎重な対応の仕方を考えていがなきやいかぬと思っておるわけでございます。

○柄谷道一君 年金支給開始年齢と雇用対策、これが密接不可分の関連にあることについては、私も同感でござります。

及び三月三十日の予算委員会の第二分科会で、労働大臣に、昭和四十八年第二次雇用対策基本計画でも、五十二年度に定年年齢を六十歳とするのを目標にしておったが、六十歳定年は三六年にしか過ぎない、五十五歳定年が依然として四七・三%を占めている。第三次雇用対策基本計画でも同様の目標を定めておるけれども、減速経済のもとで、企業が減量経営に腐心しているという現状を踏まえると、省令措置のみをもつてしてはその達成は困難なのではないかという点を指摘しつつ、当面、定年年齢を六十歳とするか、また、アメリカの例にならいまして、六十歳未満の者に対する年齢を理由とする差別の禁止、いわゆる年齢差別禁止法の制定を行う必要があるのでないか。そして将来、この法制化された六十歳のいわば定年年齢を六十五歳に延長していく。アメリカにおいてもとり得る方法であるわけであるから、このような长期展望が望ましいということを、提言を含めて質問をしたのであります。労働大臣の答弁は、法制化についてきわめて消極的でございました。

そこで、これは所管は違われますけれども、二方老齢保障の両翼の一翼としての年金を抱えておられます厚生大臣として、また国務大臣として定年年齢の法制化についてどのようなお考えをお持ちなのかお伺いをしたい。

**○国務大臣(小沢辰男君)** 私は、法制化は別問題にして、基本的には現在の健康状態あるいは平均寿命の状況等から見て、六十歳でまだまだ社会に

貢献するということははうんと私はできると。われわれお互いを考えましてもそう思ひますんですが、ただこれを法律によつて規制するかどうかといふ点になりますと、非常に私は労働大臣が心配するようになかなか実現性が困難だらうといふ見方から消極的な意見になつたんぢやないかと思ふんですけれども、私は、個人的にはちよつと余談になりますが、私の同郷の総理大臣が出ましたときに、直ちに総理から、定年六十歳ということをまず教育の方面から断行するということを進言いたしまして、非常に同感を得まして、総理みずから文部大臣を呼んで指示したことなどさいますので、私は個人的にはそういう気持ちを持つておりますけれども、所管でない者が法制化賛成だなんて言いまして閣内不統一になつてもいけませんし、よく検討させていただきたいと思います。ただ私は厚生大臣になりまして考えますのは、もつと高齢者の就職を社会福祉なりその他いろんな面で活用する方法はないのか。これを厚生省としてもつと研究をして見る必要があるんぢやないか。特に医療、福祉面を含めまして雇用造成等の面からも考え、ことに高齢者の就職の場を与えるのは福祉や医療面が一番私は適当じやないかというふうに思いますので、この研究をいま進めていただいております。そういう面から現実に解決をしていく努力を積み重ねていきたいと思っておるわけでござります。

期の部分は厚生省、こうなつていてるわけです。しかもなかなか有機的な結合が図りにくい。まあ大臣の個人的見解を伺ったわけありますけれども、私はもうこれ総合した、いわゆる高齢者対策というものを推進していくためにはこの二つの省というものを横断した、いわばプロジェクトを組みまして、この問題の解決について両省一体の体制をとる。これがとられませんと、なかなか一方高齢化社会というのはもう自動的に進んでいくわけですね。しかもスピードが速いわけです。一方、雇用保障の方は各駅停車、もしくは一つの駅でとまつてなかなか進まない。だんだん距離があいてくるわけですね。こういう現実を考えると、私はそろそろもう二十年ぐらいたばこんな時代がくるわけですから、早急に両省横断をするプロジェクトを組んで総合施策を強力に進めるべきである。なわ張りの問題を言うべき時期ではないと、こう思うのであります。いかがでしょうか。

○國務大臣(小沢辰男君) 大変いい御提言だと思いますので藤井君と相談をいたします。同時に、与党とも相談をいたしまして、そういう体制をできるだけ早くとり得るように私は努力をいたします。

○柄谷道一君 大臣のそのようなせっかくの努力は期待いたしますが、それではこのように確認したいですね。

そのような雇用保障体制が実のある前進を示すということと、支給開始年齢とは不可分である。よつて、片方の方が進まなければ支給開始年齢を引き上げていくことはむずかしいと、こう大臣お考えになつていて理解してよろしゅうござりますか。

○國務大臣(小沢辰男君) そうありたいと思いま

すが、なかなか現実はそういうりますかどうか。そういう努力をいたしましても、直ちにそういうつながりがきちっといく体制が何年後に見通されるかということについて、まだいまのところ自信がございませんので、直ちにおっしゃるとおりだと回答はできませんが、気持ちとしてはそれはもう当

思います。ただ六十を、定年を、支給開始年齢の引き上げを考えます場合には、相当の期間を置かなければいかぬと思います。相当、いま決めまして直ちに次から実施するというようなものじゃないわけでござりますので、前のときもそういうよううに相当の期間をかけているわけでござりますから、したがつて、その間にいまおっしゃいましたようなつなぎの努力を十分とりたいということにとどめさせていただきたいと思います。

○政府委員(木暮保成君) 在職老齢年金のうち六十五歳から出すいわゆる高在と、それまでの低在とは確かに性格も違いますし、長期的な視野に立った場合には、さらに意味合いが違ってくるのは事実だと思います。そういう観点からいたしまして、五十一年度の改正では高在につきまして二割カットをしておりましたのを十一万円までは十一割ということにしたということだと思っておるわけでございます。高在のあり方につきましては非常に基本的な問題でございまして、六十五歳になればもう年金の被保険者から外して保険料も取らない、給付をするという考え方が一方にあるわけでございます。また一方では、やはり将来の年金財政というものを考えれば、六十五歳でも健康に恵まれ、また雇用の機会に恵まれている方には被保険者として残っていただき、それ相応の拠出もしていただくという考え方もあるわけでございますが、そこら辺にらみ合わせまして在職老齢年金のあり方につきましては検討をさらに加えてまいりたいと思っております。

○柄谷道一君 ここでは明確な答弁むずかしいと思うんですが、私は基本的に六十五歳未満の在職老齢年金の支給制限というものに対する物の考え方と、六十五歳以上の場合というものを同一の物差しではかっていいかどうか、ここに基本的な私は問題が存在するよう思うわけでございます。この点篤と今度の懇談会等でも議論を詰めていただいて、ひとつ明確な答えが出るよう御努力を願いたい。

私は、わが国の公的年金制度は私なりに大別をいたしますと、八つばかりの問題点と弱点を抱えているのではないかと、こう思っております。しかし、きょうは時間の制限がございますので別の機会にまた大臣にただすことといったしまして、きょうはそのうちの二つの問題にしほって御質問をいたします。

その第一の問題は、給付水準にかかる問題でございます。厚生省は数次の改正によつて給付水準は向上し、厚生年金は国際水準に達したと、こ

う時として述べられております。しかし、わが国年の年金制度は長期加入が条件でございます。したがつて、無効出の老齢福祉年金や国民年金の五年、十年年金というわゆる経過年金につきましては、大臣も御承知のとおりその水準が低い。しかも、これらの年金受給者が現時点では老齢年金受給者の過半を占めている。これが現実でございます。したがつて、この意味において、高齢者の生活を保障する機能を現行水準が果たしているかどうかというところに一つの問題があろう。第二には、個々の年金水準間もしくは同一制度内で給付水準に不合理な格差があるという問題ではないか。これを解決していくためには從来から、基礎的生活レベルを保障するナショナルミニマムを設定して、これを各制度を横断する基礎年金とすることが適當ではないかという意見が強く各方面から提出されております。この基礎年金構想に対する大臣の所見をお伺いいたしたい。

料老人ホームに入る一ヶ月の費用というものが二万五、六千円じゃなかつたかと思うんですが、そういうもののを目指していきたいという決意の表明を国会でされたことがあつたと私思います。この金額については、それがいいのかあるいは最近の有料老人ホームの人件費その他から見ますと、たしか若干上がつているようにも思いますし、そういうことでなくして、制度審のような考え方あるいは民社党御提案の前年度の給与の約三割、夫婦で全体の四割五分というような構想、あるいは各政党でそれをお出しになつてあるいろんな構想ですね、これらを踏まえまして、制度審の意見等もございまさから、私は田中元大臣より後退しているのか前進しているのかと言われますと、もう彼が構想を打ち出しましたのはたしか三年前だと思いますので、やっぱり物価の状況等考えますと、その程度ではなかなか納得いかないだらうと思いますし、さて財源をどうするかということになりますと、なかなか一遍に回答が出るわけでもございません。ただ、基礎年金構想についての魅力を感じている度合いは相当強いと御認識をいただいていいんじゃないかと思います。

をお持ちでございますか。

○政府委員(木暮保成君) 基礎年金のやり方も幾通りかあります。ただいま先生がおつしやったように、特殊な条件をつけないで年齢で一律に出すということではあります。これはなかなか保険料になじみにくいと思うわけでござります。やはり、保険料の場合には、掛金に比例して年金額が上がるということが一つのメリットになり、国民の協力を得るという面があらうかと思ふわけでござりますが、そういうふうにフラットなことであるとすれば、保険料ということではなくなかなかうまくいかないであろうと思うわけでございます。中間意見でもやはり基礎年金のケースワークみたいなことをしていただきまして、その際には各制度の保険料の持ち寄りという形で作業をしたんでござりますけれども、中間報告の表現にも出ておりますが、やはりもう保険料じやなく一般財源なり何なりを考える方が適当かというような結論になつておるわけでござります。今後も将来の年金体系を組むかといふこととの関連で、ふうに考えております。

○柄谷道一君 私は、もちろん中心は基本問題懇

談会で詰められていくと思うでありますけれども、大臣、ひとつこの問題について各党それぞれが考えを持っていると思うんですね。だから、そ

ういう政党レベルにおいても、こういう時間の限られた質疑ではなくて、大臣が虚心坦懐に各政党

の年金将来構想と、いものを一度聞かれて、そし

てそういう意見というのも一つの大きな参考に

しながら基本問題懇談会でそれを消化してい

く、こういう行政段階といわゆる立法段階とい

うものがやはりある程度の連携を持ちつつこの問題

の検討を進めていきませんと、ちょっととやそつと

の問題のこれ改革じゃないわけですから、また健

保と同じような問題を繰り返す危険があると、こ

う思ふんです。いかがでしょう。

○国務大臣(小沢辰男君) おっしゃるとおりだと

思ひますので、私ども今度は相当期間がございま

すものですから、どの段階でそういうことをお願

いしたらいのかいろいろ御意見を承りまして

でござりますので、私どもだけじゃなくて、皆様

方先生方と十分打ち合わせをして、また御意見を

承って案をつくりたいと、かように考えます。

○柄谷道一君 私はもう一つ大臣にこの問題で要

望しておきたいことは、老齢福祉年金及び国民年

金のいわゆる経過年金の問題でござります。これ

もやはりナショナルミニマムといいますか、基礎

年金というものをやはり前提に置いて、そして年

次計画的にこののようなステップを踏みながらその

段階に到達していくんだ、こういう整合性を持つ

や、やはり検討というものが、あつてしかるべきではないか。そういうものがないと、一体何を基準に引

き上げていくのか、将来構想というものがぼけた

ままで、年度年度物価上昇その他を勘案しつつ、

これらの経過年金、無拠出年金の改善を図つてい

くということについては必ずしも老後保障対

する将来のともしをとしたことに私はならぬ

と、こう思うわけです。そういう考え方については

どうでございましょう。

○國務大臣(小沢辰男君) 全く私も同感でござい

ます。

○柄谷道一君 それでは第二の問題に移ります。

それは婦人の年金保障の問題でござります。

わが

國の婦人に対する年金適用につきましては、年金

局長も述べておられますように、わが国独自の仕

組みが取り入れられております。制度的にはかな

りの保障が行われていることは承知いたしており

ます。しかし、三つの問題点を抱えていると私は

思ひます。その一つは、無職の婦人について老後

保障の体系が整備されていない。特に、夫が死亡

した場合、妻に支給される被用者年金の遺族年金

の水準が低い。これが第一の問題ではないか。第

二には、被用者年金の妻の加給額が少ないとい

う問題がござります。第三には、国民年金に任意加

入していない妻が夫と離婚した場合、老後の年金保障に欠ける場合がある。この三つの問題点を婦人の年金保障問題については現行制度では抱えておるわけでございます。それから、任意加入をしておきるだけ、これはもう本当に国民のための制度でござりますので、私どもだけじゃなくて、皆様

の御意見を

いたらしいのかいろいろ御意見を承りまして

かかるでしよう。

○政府委員(木暮保成君) いまの御指摘の問題

は、そのとおりだといふうに私ども考えており

まして、今後の改正にはぜひいい案をつくりて御

提案をしたいというふうに思つておるわけでござ

ります。

それで、被用者の妻が無職の場合には、これは

被用者年金でカバーをするということになつてお

りまして、遺族年金という形になるわけでござい

ますが、現在これは五割でござります。これを水

准を上げることは非常に大きな問題でございま

すが、私どもも数年来取り組んでおるわけでござい

ます。が、現在寡婦加算という形で一応の充実を図

つておるわけでござりますけれども、私どもこれ

でいいというふうに思つておるわけではありませんで、これに

つきましても水準の引き上げを考えてしまつた

というふうに思つておるわけでござります。

これには、いわゆる子なし若妻といふようなケースに

も出るのをどう考えるか、あるいは単身者が受け

る場合の年金——これは御指摘の第二の問題題に関

連しますが、単身者が受けれる年金と夫婦が受け

る年金とのバランスをどう考えるか、あるいはこれ

も御指摘の第三の問題に絡むわけでござります

が、国民年金に対する妻の任意加入をどういふ

うに考えていくか、そこら辺の関連を見まして対

案をつくりたいというふうに考えておるわけでござ

ります。

○政府委員(木暮保成君) 遺族年金七割を私ども

も財政当局に持ち出したことは事実でござります

し、これは何とか実現をしたいというふうに思つ

ておる事項でござりますが、先ほど申し上げまし

たように、前回これが実現を見ませんでしたこと

は前提条件、いろいろ整理をしなければならない

ということがあつたためでございまして、一つに

は遺族七割ということは、高齢の寡婦なり子供を

なるという基礎にもなるわけでございまして、世帯の実情に応じたウエートをつけた年金額ということもゼロ持つていいといったふうに思つておるわけでございます。それから、任意加入をして高齢で離婚した場合に年金がなくなる場合、なつてしまふことがあるわけでございますが、この問題につきましても、中間意見で二、三の方の体系が述べられておるわけでございます。それが一番適した方法であるかを検討してまいりたいというふうに思つております。

○柄谷道一君 大臣、いま局長が答弁されました

ように、私が指摘した三つの問題を現行の婦人の

年金保障に関して抱えている、これはもう現実で

ございます。私は基本的にさきに述べましたナ

ショナルミニマムとの関連において、これをどう

解決していくかといふ検討が行われるべきが本筋

であろうと、こう思つておりますが、しかしそ

れにはある程度時間要するわけですね。そこ

で、いま寡婦加算のことと言われましたけれども

、これは前回の年金改正時に厚生省は七〇%を要

妥協的産物としてせめてもということで生まれて

きたのが寡婦加算の方式である、これが実態なん

です。そういう経過からいたしましたと、私は遺族

年金は基本年金のやはり八〇%というのが目標で

あるうと思つますけれども、一挙にそこに行かな

いにしても、次期の改正で本腰を入れて七〇%を

実現する、こういうことをお約束願えませんでし

よから。

抱えておる寡婦の方に手厚くしようということでおざいます。その裏には、私どもの制度の場合には外国と比べまして、若い、子供のない未亡人の場合にも遺族年金が出るというようなことがございまして、そういう点の整理が一つどうしても要るのでないかと思うわけでござります。それからもう一つは、これも先ほどの御指摘の問題と絡むわけでございますが、仮に七割給付ということを考えますと、いまちょうどモデル年金が十万円でございます。いま夫の分が五万円、妻の分が五万円、夫が死ねば残りの五万円が出ると、簡単に言えばこういうことだらうと思ひますが、七割給付というものの考え方は、十万円のうち四万円が世帯共通経費で、夫の分が三万、妻の分が三万、夫が死ねばその夫の三万が消えるだけで、後の七万が出るのだということだらうと思うのでござります。これ、言いかえますと、先ほど御指摘がございましたように、夫の年金を百と考へれば、いま六千円の加給金ということじゃなくて、五割ぐらい加給をつけるということになるわけですがございますが、そういう単身の場合それから世帯の場合のニードに応じた年金額の構成ということもう一つは、一番むずかしい問題かとも思ひますけれども、遺族年金を充実していけば、国民年金に妻の任意加入を認めておつた事情の一半は消えるということになるわけでござります。これをそのまま残しますと、国民からいたしましても保険料の二重負担のよな面が出てまいりますし、国全体から考えましても先行きかなり年金財政が膨大なものになつていくわけですが、やや節約でもいいという面も出てくるわけございまして、ここにもどうしてもメスを入れたい。そちら辺の問題がございまして前回実現をしなかつたわけでございますが、基本懇の審議も非常に進んでまいりましたので、そちら辺に回答が出来るといふに思つたので、そこら辺に回答が出来るわけございます。

抱えておる寡婦の方に手厚くしようということでござります。その裏には、私どもの制度の場合にも遺族年金が出るというようなことがございまして、そういう点の整理が一つどうしても要るのでないかと思うわけでござります。それからもう一つは、これも先ほどの御指摘の問題と絡むわけでございますが、仮に七割給付ということを考えますと、いまちょうどモデル年金が十万円でございます。いま夫の分が五万円、妻の分が五万円、夫が死ねば残りの五万円が出ると、簡単に言えばこういうことだらうと思ひますが、七割

として述べられております。私は、ぜひこれ厚生省の在来の主張なんでござりますから、相関連する問題の解決を図りながら、このやはり遺族補償は七〇%の水準を当面実現すると、このことに対して大臣の御努力を願いたいと思います。御努力を願えますか。

○國務大臣(小沢辰男君) いま年金局長が言いましたように、妻の任意加給の問題、それから子なし若妻の年金、夫がなくなつた場合の遺族年金の問題等に、相当の、言葉は適当でありませんが、整理ができるのかどうかということが、この問題

の私はポイントじゃないかと思うんでございまして、一方、先ほど渡部先生がおっしゃつたよう

な、国民すべてに年金権というものを考えなければならぬといふ御議論等もござりますので、こ

の遺族年金を七割引き上げるという方針を決める場合には、どうしても相当年金の抜本改正に対

する基本的な考え方をびしつとまとめてからいきませんと、なかなか私はこれだけを取り上げてい

くといふわけにはいかぬ問題があるだらうと思うんでございまして、したがつて、そちらの方向を

重視するか、あるいは先ほど言った基礎年金構想

のまま残しますと、国民からいたしましても保険

料の二重負担のよな面が出てまいりますし、国

全体から考えましても先行きかなり年金財政が影

響を及ぼすことは間違いないと思ひます。そこで

たとえば厚生年金では、夫、父母、祖父母の場

合、加入者の死亡当時に六十歳に達していないと受給できないということになつておりますけれど

も、共済年金はこれは五十五歳でございます。死

亡時に若くても五十五歳になれば受給できると、

こういう制度が共済年金には開かれております。

また、厚生年金では遺族年金を受給していた妻が死亡や再婚によつて受給資格を失つた場合、子が引き継ぎ受給できますれば、その子が満十八歳を超えて受給資格を失うと、遺族年金は打ち切

りとなり他の家族員に受給することはできませ

ん。ところが共済年金では、生計をともにしたな

どの受給要件があれば祖父母にまで継承ができる、こういうことになつてゐるわけですね。これ

は同じ被用者保険でありながらそのような年齢、継承順位、こういった問題にも格差がいまあるわけです。これは一つの矛盾ではないか。これは大臣、制度の抜本問題ではなくして、これらをいかに調整を図つていくかということは、決断さえあればできる問題だと思いますが、いかがでしょ

う。

○政府委員(木暮保成君) いま御指摘のように、

共済とか厚生年金で遺族の範囲とか転給問題取り扱いが違うのは事実でございます。これはかなり沿革的なものだと思うわけでございますが、共済組合が恩給を受け継いでおるという点からくる

点が多かるうと思うわけでござります。厚生年金の場合は、やっぱり遺族の生活保障とかそういう

ものを社会保障的な観點からそういう整理がさ

れれていると思うわけでございまして、外國の立法

例もむしろ厚生年金と同じよなやり方が多いと

いうことだと思っておるわけでござります。した

す。しかし、ここで論争しても前へ進まないと思

いますから、これは改めての機会に私の意見は委員会でなくともまだお伝えをしてまいりたい。

しかし、官民格差が唱えられて水準問題等が論議されておりますれば、いま言う遺族といふ

等について、なぜこんなに差があるんだろう

か、これはもう率直な国民の疑問であろうと、こ

う思ひます。低きにそろえることは容易だと思

います。私がむしろ高きにそろえるべきだとい

う意見だけを述べておきたい。

そこで、年金は基礎年金の上に私は生涯資産の

報酬比例年金が上積みされるべきだと、こう思

いますけれども、その内容につきましては別の機会に行うこととしたしまして、次に企業年金の問題について三点ほど御質問いたしたいと存じま

す。

その第一は、企業年金の育成についてであります。アメリカ、イギリス、フランス、西ドイツ、

スウェーデンなどでは、新しい法律とか再保険な

どで各種の工夫が行われてスライド制をとってお

ります。わが国もこれが行えるような国の助成、指導が必要ではないだらうか。また、公務員共済につきまして大蔵省は、時として公務員共済の中

には公的年金のほかに企業年金的性格のものが含まれていると、こう答弁をいたしております。そ

のであります。お考え方をお伺いします。

○政府委員(木暮保成君) 企業年金ができまして十年になるわけでございますが、それなりに基盤が固まつてきつゝあるということかと思います。現在の時点に立つてみますと、一方では企業の從

業員の老齢化が進んでまいりまして、退職金の圧力というものがかなり企業の経営を圧迫するようなことになってきておりまして、その面から退職金を年金化するというようなことがかなり言われております。また若干そういう方向で進んでおる実態もあるわけでございます。

ういうような状況の中で、やはり企業年金の方をもう一回振り返ってみようということで平田富太郎先生に座長をお願いをいたしまして、研究会を発足さしておるわけでございます。これはかなり時間を見切つて結論を出そうということです。さういふので、そういう基金連合会自体の研究会の結論も見ながら、これからは年金体系の中で企業年金の占める位置というものを確かめ、また各國でもかなり企業年金が盛んになっておりますので、今後も企業年金の助成というものに努力をいたしたいというふうに考えております。

○柄谷道一君 私はいま言われましたもののほかに、このよきな減速経済下、しかも月千五百に及ぶ企業倒産が出てくる、そういう労務債権確保の視点から、退職金というものについてひとつ年金化、そしてこれをさらに公的なものへという保障措置を求める労働者の声は相当強まっていると、こう思ふんです。そういう視点も含めて、ひとつ全体の老後所得保障の一環として、この企業年金というものがどう位置づけられるべきか、その位置づけによつてはそれに必要な私は援助、助成の政策というものがこれに伴つてこなければならぬ、こういうことだと思います。

そこで、企業年金につきましては、運営の方法によりまして自社年金、租税上の適格年金、厚生年金基金のこの三つに分けられると、こう思いますが。そして、これのそれぞれに対する国の方針も現在まちまちでござります。ということになると、これから企業年金というものの意義といふものを解説し、これを老後保障の一環として位置づけていくということになりますと、果たして現行の多岐にわたつておる制度をそのままに置いておついいのかどうか、むしろその一元化といふのを図つていくということについても検討が必要なのではないか、これは相当強い意見として最近おる議論でござります。これに対する御所見をお伺いをいたしたい。

○政府委員(木暮保成君) 企業年金は、ただいま御指摘のございましたように、厚生年金基金それ

から適格退職年金と、さらだこのいずれにも入りません会社単独でやつておる自社年金と言われておる三つのグループがあるわけございます。自社年金の場合には、これはもう企業独自でやつておりますので別といたしましても、厚生年金基金制度と適格退職年金制度、これは国の制度として二つ並んでおるわけでござります。実は率直に申し上げまして、それをのメリットがあるというようなことで、会社が自分に適する方を選んでおるということでおるわけでござります。厚生年金基金の場合には、税法上の優遇措置が徹底しておるというようなメリットがござりますし、また適格年金の方は税法上は厚生年金の企業年金ほど優遇はされておりませんけれども、設計が自由であるというようなことでこちらを選ぶ場合もあるわけでございますが、確かに御指摘のように両方でんとんばらばらということよりも、できるだけ統合と申しますが、同じような形で運営をしていく方がいい問題でございますので、関係省庁ともよく連絡をとりながら、将来の持つべき方につきまして研究をしてみたいと思います。

わけです。その点について、今後の指導方針をお伺いいたします。

○政府委員(木暮保成君) 企業年金の場合、代行につきましては、これは國のやるべきことを代行していただくわけでございますから、まあ定期部分と同じような厳格な指導監督をしていかなければならぬと思うわけでございます。その上乗せ部分でございますが、上乗せ部分もこれは労使の合意でやることでございますけれども、やはり被保險者と申しますか、そういう方々の将来の年金の問題でございますので、ある意味では同じように厳格に指導監督していかなければなりませんというふうに思うわけでございます。ただ、せつかり企業年金をつくりました理由は、その企業に適した年金制度をつくりたいと、それも労使の協調でやりたいということでございますので、せつかりつくった以上はそういう労使の創意なり合意が生かされるということも大切なわけでございます。そういう両方のバランスをどこに求めるかということだらうと思いますが、御指摘の点はよくわかりますので、福祉施設その他につきまして労使の創意なり合意が生かされるよう指導上も気をつけてまいりたいと思います。

○柄谷道一君 年金問題は、以上私が質問しましたほかに、国民年金における所得比例保険料制と付加年金制度の検討の問題とか、年金業務処理体制の強化及びサービスの向上の問題とか、年金の非課税問題、五人未満事業所の従業員に対する年金適用の問題、積立金管理運用に対する労使の参加の問題、また、無年金者対策としての特例納付金制度と貸付金制度の問題、数多くの問題がござりますけれども、これらの問題につきましては、さきの委員の方々が御質問されたところであります。最後にお伺いしたいことは、今後の年金改正の時期をいつお考えになつておられるのか。その次回改正の場合は、年金の将来構想というものを持ち、その第一段階としての改正という意味を持つものであるのか、この点について大臣の明確な

Digitized by srujanika@gmail.com

○國務大臣(小沢辰男君) 当然、そうしたいと考  
えております。将来構想を描きつつ、その第一歩  
という意味の改正にいたしたいと思つております  
が、ただ、先ほど来私が申し上げておりますよ  
うに、ことし、今年度いっぱいかかるって基本的な構  
想をまとめたいと思っております。当然、制度審議  
等の御審議あるいは社会保険審議会等の御審議  
す。また、各党の御意見も十分承りたいと思って  
おりますものですから、果たして、来年度の予算案  
編成が十二月といたしまして、それに基づいて来  
年改善を若干とにかくやらなきゃいかぬ、毎年やら  
なきゃいかぬ部分もござりますので、それがそ  
の根本方針を前提にした一環ということになるか  
どうか、時間的な問題等もございますので、そ  
うありたいとは願っておりますが、現実にそ  
ういうふうにまだ言い切るだけの、何といいます  
か、自信はございませんので、そう願っていると  
いうふうにとめさしていただきたいと思うわけ  
でござります。

○政府委員(木暮保成君) 実は大変むずかしい御質問でございますが、年金の一番の原理は非常に簡単なことだと思ひます。それは、若い人と言ひますか、現役の人が掛け金をしまして、それに国庫負担をつけてお年寄りに年金を出すということでございますので、非常に簡単なことだと思いますのでござります。それがなぜわからなくなるかと申しますと、いまの日本のやり方は、掛け金をたくさん掛けた人にはよけい年金を出しましょうというシステムをとつておるわけでござります。一部の外国や、それから基本年金というような議論が先ほどからござりますけれども、それはもう掛け金に関係なく、六十五歳になつて日本にいれば年金を出しましょ。それはだれでもかれでも三万円なら三万円と、こういうような制度をやつておる国があり、また日本でもそうしたらどうかという意見があるわけでござりますが、現在の日本のやり方は、たくさん保険料を掛けた人にはよけい年金を差し上げましょ、こういう仕組みになつておるわけです。これはこれ自身自分の掛け金が年金に結びつくわけでございますから、国民に協力をしていただき非常にわかりやすい面があるわけでございます。

ところで、そのたくさん保険料を掛けた方には年金をたくさん出すという場合でございますが、比較的わかりやすいのは、何年掛けたかといふのはわかりやすいのでござります。自分は年金に入つて三十年掛けたから、十年掛けた人よりも三倍もらうというようなことはわかりいいんでござりますが、給料に従つて保険料を掛けさせていただいておりますから、掛けた期間だけじゃなくて、給料

に応じて金額をどのくらいよけい掛けたかということが必要になつてくるわけでございます。現在では給料の九・一%掛けていただくわけでござりますが、自分が一生の間どういう給料だったかといふことは、国民はなかなか覚えていないわけでございます。仮に覚えていましても、これは物価が変わつてきておりますので、昔の三万円は九万円分の保険料を納めたものとみなすとか、そういう規定がござります。ですから、自分の一生の給料がどうであつたか、それをいまの価格に換算するなどうであつたか、そうすると、過去納めた保険料はいまの価格で言えばどのくらいになるかというような読みかえをいたしまして年金額を決めることになるわけでございます。そこで、非常にわかりにくくなつてしまふというのを、簡単に申し上げまして難解になる理由だらういうふうに思います。

ただしかし、それにしても、やはりむずかしいと言わざることもございますので、その辺はわれわれも一生懸命簡単にしたいと思つておりますけれども、そう簡単にならない。そこで、実は私どもは、先ほどちょっと申し上げましたけれども、すばりあなたの場合の年金はどうなります、あなたの場合の資格期間は何年だ、それで標準報酬を――先ほどのお話をありましたように読みかえて、標準報酬はこうなります、それで計算いたしましたと、六十歳から幾らもらいますという、すばりお答えできるような仕組みを業務処理体制という形で、相談体制という形で進めていこうといふうに私どもはしておるところなんだとございます。

○下村泰君 ある新聞の投書欄には、そういった相談室といいますか、あるいは相談員をもつとふやしてほしい。実際に一般大衆というのはわからぬのですよ。ですから、先ほど皆さんのお話を聞きながら、私こんなことをちょっとと書いてみたんです。国の制度がこれだけ多くあって、形の上では国民福祉向上に役立っているようですが、あらんだと自画自賛しているのは当事者だけ、とうふうに私はいま書いてみたんですね。

事実、やっている者本人というのは何から何までわかっているはずなんです。そして、その非常に単純な私のいまのようなまるで基礎的な――基礎なんという言葉の使えないような無知に近いような質問をする人間に対して、非常に不親切なことが多いわけですね。

これは問題がまた全然違いますけれども、これはいすれ厚生大臣にまた粘つこく食い下がるつもりでおりますけれども、サリードマイド児というものを発掘して、それでふるいにかけられた子供さんたちがいます。その方たちが厚生省に御相談に來たときに、どこが窓口になるかもわからぬ。しかも、業務局へ行けば違う、児童家庭局違う、窓口すらないんです、そういう方々は。この話はいずれまた後でゆっくりやりますけれども。いろいろが、いまこういうようなお知らせの仕方

をしておりますというふうにお答えでございましてが、いま手元にこういう記事がある。これ、ほんとんど年金のことについては、このくらいのことはあたりまえなんじゃないかと思われるような質問が来てます。念のために読んでみましょ。

私は現在五十四歳（大正十二年六月生まれ）の主婦で、会社員の主人と三十年前に結婚しました。私は勤めたことがありませんが、先日、国民年金に加入しました。政府がこんど、無年金者対策として特例納付措置を実施するので、私も将来「より多くの年金をうる」ため、申し込みたいのですが、できるでしょうか?」、こういう質問。これに対しても答えがちゃんと書いてござります、いろいとどね。

次か、「私は四十歳になる主婦です。主人は十五年間会社勤めをし、現在四十七歳です。最近、新聞で遺族年金が極めて低いという記事を読みました。たが、万一、主人に不幸があつた時は、年金はいくら出るのですか。私たちには子供二人【長男（十二歳）】男（九歳）】がいます。これに対してちゃんと答えがここにも出でております。子供の加入金加えて月に四、五万円はあなたに支給されてしまうと、こう出でています。

次が、「私は昨年夫と死別し、夫の加入していた厚生年金の遺族年金をもらひながら、会社に勤めています。今後も会社に勤めることにして、います。が、せっかく保険料を払っても、自分の老齢年金は夫の遺族年金と調整されてしまふと聞きましたが、本当にしょうか?」これに対してもやはりいろいろと答えが出ていて、こういうふうにした方が得ですよ、こうやると損ですよという答えが出でています。

次が、「私は亡夫の加入していた共済年金の遺族年金をえています。同時に、私自身会社勤めをし、厚生年金に入っています。将来、私が老齢年金の出る年齢（五十五歳）になった場合、夫の遺族年金と、自分の老齢年金が両方出るのか、それとも何らかの調整が行われるのでしょうか?」「年金の制度違うから出ます」、こう出でています、これ。

次が、「私は六十一歳になりますが、昨年会社を退職し、別の中小企業に再就職し約十万円の給料をもらっています。年金を請求したところ「在職制限」のため、本来の年金の二割しか出ないということでした。(公務員を退職し、同じ職場にいる友人は、年金を全額もらっているうえ、昨年もいくらか上がっています。厚生組は、もう少し優遇できぬいでしょうか?」、これは先ほどから問題にされていてやつでございますね。

次が、「老夫婦一人の世帯で、私はすでに七十歳を過ぎているが「所得制限」があつて、老齢福祉年金が出ません。収入といつても、小さなアパートからの收入で、五十一年所得で百万円ちょっと程度ですから、生活にとくにゆとりがあるわけでもない。基準が少しきびしきませんか?」、その方に對して、いろいろ計算をしまして、これこれこういうふうになります、というようなことが書いてございます。

次は「女子事務員として十三年勤めた会社を、先月退職しました。退職後も老齢年金に結びつくりまで「厚生年金」に加入しつづける方法があると聞きましたが、どのような方法でしょうか?」なお会社に入ったときは三十八歳でした。――「六ヶ月以内に必要な手続きを、ただし支払う保険料はふえる」全部計算もされて、答えが出ています。

これは最後になりますが、「私は、現在六十歳で、今年から厚生年金を受けています。妻は、五十八歳(大正八年十一月七日生まれ)で、最初から国民年金に加入しています。妻は、あと何年かかる必要があり、将来いくら年金が出ますか。また、夫婦で年金を受ける場合、金額の制限のようないものがありますか?」、それに対しても答えが出ております。「六十五歳から三十五万九千円余出ます」よといふ答えが出ています。

いまお聞きになつて、一番年金として単純な事柄じやないんですねこれは、年金の内容としています。どうですか、局長。

○政府委員(木暮保成君) 全部基本的な御質問だと思ひます。

○下村泰君 これだとわかりますね。私もこれ、この記事を読みまして、なるほど年金というのは、こういうものなのかとわかるんです。ところが、突如わからなくなる。

こちらにこういうのがありますな。「中野区に住む末亡人のF子さん(五二)からこんな手紙をいただいた。「厚生年金の遺族年金と、妻自身の厚生年金の老齢年金は両方はもらえないということを知り、大変ショックを受けています……」」というところで、いろいろ説明がされております。この中に、何ですか併給の調整というんですか、併給調整とおっしゃる。こういうことをして、たとえば遺族年金をもらった方が得ですよとか、別にこれだけの額がつきますから、これしかもらえないものはこっちへやるとこれだけもらえますよというような説明が書いてあるんです。その中に、併給の調整が設けられたのは昭和四十六年からなんだそうですな、この併給調整というのは。局長、そうですか。——そうですね。いや、いいですよ、それならそれでいいです、そらなんですね。

○政府委員(木暮保成君) はい。

○下村泰君 そうしますとね、厚生年金夫婦の場合でも、四十四年十一月以前は共済年金と同じよう完全併給されていたと、これ書いてある。これも事実ですか。

○政府委員(木暮保成君) そうです。

○下村泰君 どうしてこれ、やめちゃったんですね。か。それを聞かせてもらいたいんです。

○政府委員(木暮保成君) 一人の方に、自分の老齢年金と夫が掛けておりました遺族年金、両方ももらえるということでござりますけれども、やはり一つの年金制度でございますので、それ相応の調整をしなければいけないということで改正をいたしましたわけでございますが、初めどちらか片一方しかもらえないという併給調整でございましたのを、四十六年に現在のように夫のもらすべき老齢年金額までは受給できるというようなことに緩和をしたと、こういう経過でござります。

○下村泰君 四十四年十一月以前は、共済年金と

同じように完全併給だったというんです。それが何でこんなふうになっちゃつたんですかと聞いている。

○政府委員(木暮保成君) 一つの年金制度から、まあいろいろ年金が出るケースがあるわけでござります。この場合には御本人の老齢年金と夫の遺族年金でございますね、二つもらえるわけでございますが、やはり年金制度のあり方から言いますと、受給者の生活実態に合った年金を差し上げるということにすべきであって、まあ将来の費用の問題等がござりますんで、二つ受給できるようになりますということは、財政問題等から考えましても適当ではないということで、そういうふうにいたしましたわけでございます。

○下村泰君 そうすると、こちらのいわゆる共済年金というのがありますね、これは国家公務員とか地方公務員とか公共企業体とか私立学校の、こういう方々の、これはもう最初から出ているような話だと思ふんですねけれども、こっちは両方とも出るんですね。片方は国がやっているから出なくて、こっちは組合制度だから出るんですか。こういうところが私らにはびんとこない。どうにもわからない。

○政府委員(木暮保成君) ごもつともでございますが、共済制度の場合でも、受給者の生活保障、所得保障ということであれば、当然しかるべき給付、一つということでいいということであろうかと思うんでござります。そういうことでございまして、現在はバランスがとれておりませんけれども、やはり厚生年金でやつてる方が――ちょっと言い方が語弊があるかと思いますけれども、正しいやり方だというふうに考えております。

○下村泰君 非常に何ですかね、いま局長の顔見て私は気の毒になるんだ、非常に答えにくい顔をしていらっしゃる。それで、これ、うつかり何か言つたらえらいことになるなんというふうな顔をしておる。わかります。これだけは確かにやがましい委員がたくさんいらっしゃるんですから、私以上にこわい先生がいっぱいいらっしゃいますから、

うつかりしたことも言えないでしょ。それはわざります。わかりますけれども、それじや大臣に伺いますがね、たとえばラジオのいま生放送やつておるんですよ。そうすると、こういうことに関する質問が来ているんです。質問というよりもはがきでね、歌謡曲のリクエストが来るんです。そのときに、今度年金がこれこれこういちふうにならうですがそれども、説明していくだけませんかと来るんですよ。私はわからないから説明できませんかと、歌謡曲の中には千差万別、いろんなとき説明しようと思つたんですが、やっぱりわからぬんです、これ、いまのようなお答えではね。そうしますと、聴取者の中には千差万別、いろんな形の方のがいます。共済組合に入つていらつしやる方もいましょう。国民あるいは厚生年金に入つていらつしやる方もいらつしやいましょう。その方たちは少なくともある程度新聞の活字やなんか見て、それ相当の不満を多く持つています。せんだつても、武蔵小山というところがあるんですが、私の家の方なんですが、商店街を歩いておりまして、ある洋品店に入った。そこのおやじが何と言つたか。「師匠」、「何だい」、「国民年金ってどうなつているんだい」、「おれも知らねえんだよ」と言つたら、「知らねえわけねえだらう、国会議員なんだから」、「いや、実のことを言うと、おれよくわからねえんだ」「どうもおれたちの感触じゃ、昔の戦時中の国債を思い出すよ」と言うんです。「いつの間にか吸い上げられちゃつて、返つてこねえんじゃないか。何となくまだ生きているような気がする」と言うんです。「やらずぶつたり食うんじやないか」、こういうのが一般大衆のいま頭の中にありますよ、この年金に対する考え方というのは。ですから、年金という字は、老齢年金とか福祉年金とか、年の金になつてきますけれども、これ一般大衆にしてみれば、このにお年を迎える方、ぼくだってもう間もなく迎えるんですが、迎える人間にとつては心の中で思わず両手を合わせて念じる念金ですよ、これは。政府の方はひねり出す捻金です、これは。これが

やつぱり一つの文字になるような感覚にならなければ、本当の年金の意味はなさないと思うんです。ぱくは。ですから、そういう一般大衆が抱いている疑念といいますか、疑惑といいますか、そういうことに對して私がたとえば説明をする場合、どういうふうに言つたら一番安心ができるのか。厚生大臣はこう言つてましたよ、御安心なさいませと、どうしたら言えるのか、ちょっと教えてください。

○政府委員(木暮保成君) ただいま御指摘の点は、昭和四十八年まではそういうような不安を国民が持つたと思いますけれども、昭和四十八年の改正で物価スライドということをするようになつてしまして、物価が上がつただけは必ず年金額を上げるということになりましたので、その点では御安心いただけるというふうに思います。

○下村泰君 いまあなたはそうおっしゃるけれども、いま私が読んだのは全然頭の中に入つてないじゃないですか。あなたは四十八年から安心していると言つたけれども、安心してないから来るんじゃないですか、こういうふうに。そのところが私と食い違うのよ。だから、さつきも申し上げましたように、当事者の方はわかっているのよ。当事者の方はわかっているんだけれども、年金を納めている一般大衆の人はそこまで把握していないということなんですよ。理解に苦しんでいるというとなんです。だから、いま申し上げた共済年金の問題と、それからそれがこれ決めたか知りませんが、一つの年金制度から二つの年金は受けられないという大原則、何が大原則だと言つたんだ。私は言わせれば、こんな大原則、原則の上に大をつけたのはだれがつけたんだと言つたんだ、私は。こんなものを一体だれがつくったんだと私は言つたんです。それを政府が預かれば利息をつけるのはあたりますえじやないですか。郵便局へ行つたって銀行へ行つたって納めればもらえるんですよ、どこへ行つたつて。それを政府が預かれば利息をつけるのはあたりますえじやないですか、そんなことは。簡単に言えばそういうことになるんです。ところが、その考え方でい

くとまるでこの話はわからなくなるんですよ。ですからいま大臣にお伺いしたいのは、こういう質問が来る。さつきも申し上げましたように、共済年金では遺族年金も老齢年金ももらえるのに、どうしてこつちはもらえないんだと。二つあるのに一つ取らなきゃならない。しかも、へたに取り損なうと減っちゃうという。これ新聞では教えてくれていますからね、遺族年金の方を取つたが得ですよ。基本年金百二十万あればその半分の六十万は来るんだから、あなたの老齢年金五十万の上に足せば御主人と合わせて百十万になりますよと教えているんですよ、これは。そういうふうに、こういう質問をしてこそ初めてわかるんです。

その来た質問に対して、いや、厚生省はこういうふうに考へているんです、これだからこういうふうになるんです、だから年金ということのは安心なんですよということを私は説明したいんですよ。だから、厚生大臣として、三十六年から始まって二十年とすれば五十六年です、二十五年掛けている人は六十一年です、その一定の期間が来て完全実施されるようになつたら、本当に安心していられるのかいられないのか、それをまず聞かしてください。

臣がおもちになるか。すると、果たしてそのいま  
小沢厚生大臣がおっしゃったことを、次の大臣が  
どれだけ受け継いでくれるのか、そういうことが  
問題ですね。何かお話しございましたら、局  
長、してください。

○政府委員(木暮保成君) いま大臣がお答え申し  
上げたとおりに私も思つておるわけでございま  
す。大臣の御趣旨を体しまして努力をしてまい  
つもりであります。

○下村泰君 別に私は、厚生省を敵対視している  
わけじやありませんからね。より以上にわれわれ  
が生活する上において——私もいこの間までは  
本当にそこらでうろうろしておつたんですから、  
感覚的には私はそれでないつもりです、庶民の感  
覚というのは。ですから、先ほどお断りしたよう  
に、お腹立ちのないように単純な質問をしますか  
ら答えてくださいよということを申し上げたわけ  
です。ほかの先生方のを聞いてみると、私は本當  
に頭が痛くなるほど、もう皆様方はごりっぱない  
ろいろな角度からの御質問をなさいます。

ここに、けさのこれは毎日ですけれども、「老  
後の不安ひしひし」というタイトルで出ておりま  
した。老後になつたわれわれの社会は一体どうい  
うふうにあなたは見つめていますか、厳しくなる  
であろうというのが八二%。してみますと、いま  
生活なさついらつしやる方は、極度にこれから  
の老後社会というものに不安を感じている、少し  
も安心はしていないということなんですね。そうち  
しますと、いまの厚生大臣のお答えですけれど  
も、一定期間をちゃんとお掛けになつた方は、こ  
れだけ安心ですよというお答えがここに果たして  
出てくるかどうか、これも大変問題になりますと  
思いますよ、それ。

三月の四日に、スイスの方で——これは余り言  
うていいことが悪いことかちょっとわかりません  
が、老齢遺族年金法の改正をしまして、年金の受  
給資格の年齢を男六十歳、いま六十五歳だそうで  
すね、スイスは、の方五十八歳、現行は六十二  
歳、これをスイス進歩組織のPOC Hですか、こ

国民投票の結果、これは否決されたんだそうですね。この案に賛成が三十六万、二〇%ですね、反対派が百四十六万票で八〇%。で、この人たちはこういうことを喜ばない。どこに喜ばない原因があるか。つまり、このスイスでは第一世代、第二世代、第三世代といふうに分けられるんだそうですね。第一世代というのが青少年で、第二世代というのが働く世代、そして第三世代というのが定年で、おまえは向こうへ行け、つまり姥捨山に捨てられる世代が第三世代、ここへ入るのがいやだというんですね。それからもう一つは若い世代に反発を食っている。結局負担はわれわれにかかるてくる、そんなに多くの老人のあんどうを見るのではわれわれの将来はたまたものじゃない。これはやっぱり税金が多くなるからだらうと思います。これは先ほど柄谷先生も御指摘なさいました。これはいましたけれども、大変老齢社会になる、そうなれば当然若い働いていらっしゃる人たちの肩にかかるところから、こういう反発が来るんだと思います。スイスの話じゃないんですね、これは。もう日本に目の前に迫っている。これはもう局長もおわかりだらうと思います。大臣も、もうこれは逼迫している状況だと思います。それだけに、こんなわかりにくいことをこそごそ言つていいで、もつとわかりやすいようにして、そして本当に年金というものをかけていくよかつた、なるほど日本という国はおれたちを見捨てていない、こういう社会機構になることが私は一番喜ばしいことだと思うし、ことにお子さんを抱えて働いていらっしゃるお母様方に、安心のできるような社会をつくらなければ、幾ら経済大国なんて言つたってへみたいな大国ですからね、わが国は。資源は何にもないんだし、マックカ海峽とめりや三日間で死んじまうという国なんですから。そういうことを考え合わせれば、よほどの賞倍がなければ私はこの一つ年金の問題を取り上げても、いま大臣がおっしゃったようないわゆる桃源郷のような形にはなりにくいと思うんです。

それだけに、最後に大臣のお考えですな。これからこういう年金に対する、先ほどからしばしば伺つておりますけれども、大臣としてはこれこれこれこれ、ここまでこういうふうにやりたいんだと、いうお言葉を聞いて、私の質問は終わらせていただきたいと思います。

○國務大臣(小沢辰男君) 私が先ほど申し上げましたのは、拠出年金制度をとつておりますわが国におきましては、標準的な期間をお掛けになりました方々には、物価スライドの規定等もござりますので、所得保障としては私はそうひけをとらない制度を必ずつくつていただきたいと思っておりますし、逐年改善はいたしていきたいと思っておるわけでござりますから、したがつて、ただその現在のこの年金制度に、標準年金までいけないような方々、現在のまた経過年金の該当の方々、福利年金受給者、あるいは五年年金、十年年金の方の方、こういう方々については特別な対策を考えていかなきやいけませんけれども、厚生年金にしても、国民年金にしましても、一定の標準的な期間を掛けていらっしゃる方々については、その老後保障として決して私は他の国々に劣らないような、いわば老後の所得保障が必ずできるようになります。いくべきだし、また持つていただけると考えておるわけでございまして、もちろん財源問題としていろいろな問題がござりますけれども、老齢化社会を迎えるわれわれとしては、どうしてもその点は確立をしていきたい。他の費用ができるだけ節約しても、重点的に厚生省としては老後保障、所得保障の面に対策をつぎ込んでいただきたいと考えておりますので、なお、おっしゃるようだいろいろな設例の場合には、具体的に遺族年金の問題やら、あるいは他の年金との調整の問題やら、あるいは格差の問題やら、等がございますが、これも逐次私は、一億一千万国民がなるべく平等な老後生活をしていきたいと考えておるわけでござりますが、これも、よろしくお願いをいたしたいと思います。

○下村泰君 これだけ質問があつたんですけど

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(和田靜夫君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようでありますから、これより直ちに採決に入れます。

国民年金法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(和田靜夫君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、片山君から発言を求められておりますので、これを許します。片山君。

○片山基市君 ただいま可決されました国民年金法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、民社党、第二院クラブの共同提案による附帯決議案を提出いたしたいと存じますので、御賛同をお願いいたします。

案文を朗読いたします。

　　国民年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

　　政府は、次の事項について、適切な措置を講すべきである。

　　一、公的年金制度全体を通じ、各制度間の整合性と人口の老齢化に配慮し、速やかに年金制度の抜本的改善を図ること。

　　二、遺族年金については、被用者年金加入者の妻の年金の在り方及び加給年金の問題を含め、総合的な見地からその改善に努めること。

三、厚生年金について、五人未満事業所の従業員は、全部ほかの方がおやりになりました。時間はだきます。どうもありがとうございました。

○委員長(和田靜夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

員に対する適用を促進するとともに、在職老齢年金制度の支給制限の在り方を検討すること。

四、各福祉年金について、受給者の生活実態、最低生活基準とのバランス等を考慮して、その年金額更に大幅に引き上げるとともに、その実施時期について検討し、併せてその所得制限及び他の公的年金との併給制限の改善を図ること。

五、国民年金の特例納付の実施に当たっては、今回の措置の特殊事情にかんがみ、実施状況を見つつ低所得者に対する方策を確立するとともに、今後とも無年金者の発生を防止するため、制度の周知徹底に努めること。

六、ライド制の在り方について更に検討するとともに、併せて電算組織を総合的に活用して年金の業務処理体制の強化、年金相談体制の充実を図ること。

七、老齢年金及び通算老齢年金は、非課税とするよう努めること。

八、積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、被保険者住宅資金の転貸制度の普及に一層努力するとともに、積立金の民主的運用に努めること。

九、児童扶養手当 特別児童扶養手当及び福祉手当の支給額を一層増額する等支給内容の改善充実を図ること。

十、児童手当制度については、長期的展望に立つて更に改善について検討を進めるとともに、当面は低所得者層を重点とした給付の一層の充実に努めること。

右決議する。

以上でござります。

○委員長(和田静夫君) ただいま片山君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○委員長(和田静夫君) 全会一致と認めます。よ

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

つて、片山君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、厚生大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。小沢厚生大臣。

○國務大臣(小沢辰男君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、短期間には困難な問題もございますが、十分検討をいたしまして、御趣旨を踏まえまして努力をしてまいります。

○委員長(和田静夫君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(和田静夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(和田静夫君) 公衆浴場法の一部を改正する法律案を議題といたします。発議者柏谷照美君から趣旨説明を聴取いたしました。柏谷君。

○委員以外の議員(柏谷照美君) 公衆浴場法の一部を改正する法律案提案趣旨説明。

この法案は、参議院日本社会党、公明党、日本共産党、民社党、第一院クラブの各党各派提案によるものでございます。

○委員長(和田静夫君) 公衆浴場法の一部を改正する法律案の提案趣旨を説明申しあげます。

売春防止法制定より二十二年を経過した現在、政府公認の集娼制度は解体されましたが、売春の形態は多様化し、潜伏化して、第三者による女性の搾取は後を断ちません。中でも、個室付浴場業の業態は売春の温床と化し、特殊浴場業の距離規制の悪用によって新たに全国各地に集娼地域を発生させており、そこで役務を提供する女性に対しても、浴場業者及び彼らと結託するヒモ、暴力団などによる売春の強制及び搾取が増大しています。

ることを禁止し、売春の温床を除くことを目的として、公衆浴場にふさわしい営業形態に改めため、公衆浴場法の一部改正を提案するものであります。

この法律案の内容は次のとおりであります。

第一に、浴場業を営む者(以下「営業者」とい

う)は、浴場業の施設として個室を設け、当該個

室において異性の客に接觸する役務を提供し、ま

たは異性の客に接觸する役務を提供する者に当該

役務の提供のために当該個室を使用させてはなら

ないものとすること。

第二に、都道府県知事は、営業者が、第一の規

定に違反したときは、浴場業の許可を取り消し、ま

たは期間を定めて営業の停止を命ずることがで

きるものとすること。

第四に、第一の規定に違反した者は、これを六

カ月以下の懲役または一万円以下の罰金に処する

ものとすること。

第五に、この法律は、公布後二カ月を経過した

日から施行するものとすること。

第六に、この法律施行の際、現に適法に営んで

いる個室付浴場業については、その際、現に設け

られている個室によるものに限り、この法律の施

行の日から一年間は、なお従前の例によるものと

すること。

第七に、風俗営業等取締法第四条の四の削除そ

の他所要の措置を講ずるものとすること。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお

願いたします。

○委員長(和田静夫君) 以上をもって趣旨説明の

聴取は終わりました。本案の自後の審査は後日に譲ります。

本

案

を

議題といたします。

発議者片山甚市君から趣旨説明を聴取いたしました。片山君。

○片山甚市君 私は、ただいま議題となりました戦時災害援護法案につきまして、日本社会党、公明党、日本共产党、民社党、第一院クラブを代表いたしまして、提案の理由を御説明申し上げます。

終戦三十一年を経た今日も、なお、戦争の傷跡がさまざまなものとされています。

失った多くの一般戦災者は、国から何らの援護を受けることもなく、戦争犠牲者として、傷病苦と生活苦にあえぎながら、余命をつないでいる実情にあります。

私は、これら戦災者の心情と、報われることなく高齢で亡くなられる方々の続出する日々に思いをいたすとき、援護の手が一刻も早く差し伸べられる必要を痛感せざるを得ません。

振り返ってみると、さきの大戦では、原爆による被災者を含め、米軍の無差別爆撃はとどまる

ことなく、銃後と思われていた非戦闘員とその住居までも一瞬にして戦場に変え、わが国全土にわたる諸都市を焼き払っていました。

昭和二十年四月十三日、「状況窮迫せる場合に応じて、この法律施行の際、現に適法に営んで

いる個室付浴場業については、その際、現に設け

られている個室によるものに限り、この法律の施

行の日から一年間は、なお従前の例によるものと

すること。

第七に、風俗営業等取締法第四条の四の削除そ

の他所要の措置を講ずるものとすること。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお

願いたします。

○委員長(和田静夫君) 以上をもって趣旨説明の

聴取は終わりました。本案の自後の審査は後日に譲ります。

本

案

を

議題といたしました。

発議者片山甚市君から趣旨説明を聴取いたしました。片山君。

○片山甚市君 私は、ただいま議題となりました戦時災害援護法案につきまして、日本社会党、公明党、日本共产党、民社党、第一院クラブを代表いたしまして、提案の理由を御説明申し上げます。

終戦三十一年を経た今日も、なお、戦争の傷跡がさまざまなものとされています。

失った多くの一般戦災者は、国から何らの援護を受けることもなく、戦争犠牲者として、傷病苦と生活苦にあえぎながら、余命をつないでいる実情にあります。

私は、これら戦災者の心情と、報われることなく高齢で亡くなられる方々の続出する日々に思いをいたすとき、援護の手が一刻も早く差し伸べられる必要を痛感せざるを得ません。

振り返ってみると、さきの大戦では、原爆による被災者を含め、米軍の無差別爆撃はとどまる

ことなく、銃後と思われていた非戦闘員とその住

居までも一瞬にして戦場に変え、わが国全土にわ

たる諸都市を焼き払っていました。

昭和二十年四月十三日、「状況窮迫せる場合に応じて、この法律施行の際、現に適法に営んで

いる個室付浴場業については、その際、現に設け

られている個室によるものに限り、この法律の施

行の日から一年間は、なお従前の例によるものと

すること。

第七に、風俗営業等取締法第四条の四の削除そ

の他所要の措置を講ずるものとすること。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお

願いたします。

○委員長(和田静夫君) 以上をもって趣旨説明の

聴取は終わりました。本案の自後の審査は後日に譲ります。

本

案

を

議題といたしました。

発議者片山甚市君から趣旨説明を聴取いたしました。片山君。

○片山甚市君 私は、ただいま議題となりました戦時災害援護法案につきまして、日本社会党、公明党、日本共产党、民社党、第一院クラブを代表いたしまして、提案の理由を御説明申し上げます。

終戦三十一年を経た今日も、なお、戦争の傷跡がさまざまなものとされています。

失った多くの一般戦災者は、国から何らの援護を受けることもなく、戦争犠牲者として、傷病苦と生活苦にあえぎながら、余命をつないでいる実情にあります。

私は、これら戦災者の心情と、報われることなく高齢で亡くなられる方々の続出する日々に思いをいたすとき、援護の手が一刻も早く差し伸べられる必要を痛感せざるを得ません。

振り返ってみると、さきの大戦では、原爆による被災者を含め、米軍の無差別爆撃はとどまる

ことなく、銃後と思われていた非戦闘員とその住

居までも一瞬にして戦場に変え、わが国全土にわ

たる諸都市を焼き払っていました。

昭和二十年四月十三日、「状況窮迫せる場合に応じて、この法律施行の際、現に適法に営んで

いる個室付浴場業については、その際、現に設け

られている個室によるものに限り、この法律の施

行の日から一年間は、なお従前の例によるものと

すること。

第七に、風俗営業等取締法第四条の四の削除そ

の他所要の措置を講ずるものとすること。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお

願いたします。

○委員長(和田静夫君) 以上をもって趣旨説明の

聴取は終わりました。本案の自後の審査は後日に譲ります。

本

案

を

議題といたしました。

発議者片山甚市君から趣旨説明を聴取いたしました。片山君。

○片山甚市君 私は、ただいま議題となりました戦時災害援護法案につきまして、日本社会党、公明党、日本共产党、民社党、第一院クラブを代表いたしまして、提案の理由を御説明申し上げます。

終戦三十一年を経た今日も、なお、戦争の傷跡がさまざまなものとされています。

失った多くの一般戦災者は、国から何らの援護を受けることもなく、戦争犠牲者として、傷病苦と生活苦にあえぎながら、余命をつないでいる実情にあります。

私は、これら戦災者の心情と、報われることなく高齢で亡くなられる方々の続出する日々に思いをいたすとき、援護の手が一刻も早く差し伸べられる必要を痛感せざるを得ません。

振り返ってみると、さきの大戦では、原爆による被災者を含め、米軍の無差別爆撃はとどまる

ことなく、銃後と思われていた非戦闘員とその住

居までも一瞬にして戦場に変え、わが国全土にわ

たる諸都市を焼き払っていました。

昭和二十年四月十三日、「状況窮迫せる場合に応じて、この法律施行の際、現に適法に営んで

いる個室付浴場業については、その際、現に設け

られている個室によるものに限り、この法律の施

行の日から一年間は、なお従前の例によるものと

すること。

第七に、風俗営業等取締法第四条の四の削除そ

の他所要の措置を講ずるものとすること。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお

願いたします。

○委員長(和田静夫君) 以上をもって趣旨説明の

聴取は終わりました。本案の自後の審査は後日に譲ります。

本

案

を

議題といたしました。

発議者片山甚市君から趣旨説明を聴取いたしました。片山君。

○片山甚市君 私は、ただいま議題となりました戦時災害援護法案につきまして、日本社会党、公明党、日本共产党、民社党、第一院クラブを代表いたしまして、提案の理由を御説明申し上げます。

終戦三十一年を経た今日も、なお、戦争の傷跡がさまざまなものとされています。

失った多くの一般戦災者は、国から何らの援護を受けることもなく、戦争犠牲者として、傷病苦と生活苦にあえぎながら、余命をつないでいる実情にあります。

私は、これら戦災者の心情と、報われることなく高齢で亡くなられる方々の続出する日々に思いをいたすとき、援護の手が一刻も早く差し伸べられる必要を痛感せざるを得ません。

振り返ってみると、さきの大戦では、原爆による被災者を含め、米軍の無差別爆撃はとどまる

ことなく、銃後と思われていた非戦闘員とその住

居までも一瞬にして戦場に変え、わが国全土にわ

たる諸都市を焼き払っていました。

昭和二十年四月十三日、「状況窮迫せる場合に応じて、この法律施行の際、現に適法に営んで

いる個室付浴場業については、その際、現に設け

られている個室によるものに限り、この法律の施

行の日から一年間は、なお従前の例によるものと

すること。

第七に、風俗営業等取締法第四条の四の削除そ

の他所要の措置を講ずるものとすること。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお

願いたします。

○委員長(和田静夫君) 以上をもって趣旨説明の

聴取は終わりました。本案の自後の審査は後日に譲ります。

本

案

を

議題といたしました。

発議者片山甚市君から趣旨説明を聴取いたしました。片山君。

○片山甚市君 私は、ただいま議題となりました戦時災害援護法案につきまして、日本社会党、公明党、日本共产党、民社党、第一院クラブを代表いたしまして、提案の理由を御説明申し上げます。

終戦三十一年を経た今日も、なお、戦争の傷跡がさまざまなものとされています。

失った多くの一般戦災者は、国から何らの援護を受けることもなく、戦争犠牲者として、傷病苦と生活苦にあえぎながら、余命をつないでいる実情にあります。

私は、これら戦災者の心情と、報われることなく高齢で亡くなられる方々の続出する日々に思いをいたすとき、援護の手が一刻も早く差し伸べられる必要を痛感せざるを得ません。

振り返ってみると、さきの大戦では、原爆による被災者を含め、米軍の無差別爆撃はとどまる

ことなく、銃後と思われていた非戦闘員とその住

居までも一瞬にして戦場に変え、わが国全土にわ

たる諸都市を焼き払っていました。

昭和二十年四月十三日、「状況窮迫せる場合に応じて、この法律施行の際、現に適法に営んで

いる個室付浴場業については、その際、現に設け

られている個室によるものに限り、この法律の施

行の日から一年間は、なお従前の例によるものと

すること。

第七に、風俗営業等取締法第四条の四の削除そ

の他所要の措置を講ずるものとすること。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお

願いたします。

○委員長(和田静夫君) 以上をもって趣旨説明の

聴取は終わりました。本案の自後の審査は後日に譲ります。

本

案

を

議題といたしました。

発議者片山甚市君から趣旨説明を聴取いたしました。片山君。

○片山甚市君 私は、ただいま議題となりました戦時災害援護法案につきまして、日本社会党、公明党、日本共产党、民社党、第一院クラブを代表いたしまして、提案の理由を御説明申し上げます。

終戦三十一年を経た今日も、なお、戦争の傷跡がさまざまなものとされています。

失った多くの一般戦災者は、国から何らの援護を受けることもなく、戦争犠牲者として、傷病苦と生活苦にあえぎながら、余命をつないでいる実情にあります。

私は、これら戦災者の心情と、報われることなく高齢で亡くなられる方々の続出する日々に思いをいたすとき、援護の手が一刻も早く差し伸べられる必要を痛感せざるを得ません。

振り返ってみると、さきの大戦では、原爆による被災者を含め、米軍の無差別爆撃はとどまる

ことなく、銃後と思われていた非戦闘員とその住

居までも一瞬にして戦場に変え、わが国全土にわ

たる諸都市を焼き払っていました。

昭和二十年四月十三日、「状況窮迫せる場合に応じて、この法律施行の際、現に適法に営んで

いる個室付浴場業については、その際、現に設け

られている個室によるものに限り、この法律の施

行の日から一年間は、なお従前の例によるものと

すること。

第七に、風俗営業等取締法第四条の四の削除そ

の他所要の措置を講ずるものとすること。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお

願いたします。

○委員長(和田静夫君) 以上をもって趣旨説明の

聴取は終わりました。本案の自後の審査は後日に譲ります。

本

案



いたします。

次に児童福祉法の一部改正案につきまして、そ

の提案理由と概要について御説明申し上げます。

国の将来はその国の児童を見よと言われている

ように、子供の健康を守り、丈夫に育てるといふことは、家庭の幸福にとっても社会の繁栄にとっても重要なことは申すまでもありません。

また、児童の健康診断、保健指導並びに医療給付を徹底強化し、もつて健全育成を図る必要があります。

しかしながら、児童が罹患する疾病は複雑化、

長期化しており、これに対する医療費の援助は必ずしも十分なものとは言えない現状にかんがみ、

慢性特定疾患の児童に対し、医療の給付を行い、児童の福祉の向上とあわせて患者家庭の医療費の負担軽減に資するために、この改正案を提出する次第であります。

次に改正案の概要について申し上げます。

第一には、小児慢性特定疾患医療に対する給付についてであります。

都道府県知事は、血友病・悪性新生物、その他

の治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額になる疾病にかかる児童に対し、その治療のために必要な医療の給付を行うことによって児童の健全な育成とあわせてその家庭の負担軽減を図ることいたしました。

第二には、小児慢性特定疾患医療の給付の内容についてであります。

その内容は、一、診察、二、薬剤または治療材料の支給、三、医学的処置手術及びその他の治療、四、病院または診療所への収容、五、看護、

六、移送、といったしました。

第三には、小児慢性特定疾患医療の実施についてであります。

この医療の給付は、厚生大臣の指定した病院

診療所または薬局に委託して行うものといたしました。

第四には、小児慢性特定疾患医療の給付に要する費用についてであります。

この医療の給付に要する費用は国及び都道府県の負担といました。

以上がこの改正案の骨子であります。何とぞ御審議の上速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(和田静夫君) 以上をもつて趣旨説明の聽取は終わりました。

両案の自後の審査は後日に譲ります。

○委員長(和田静夫君) 以上をもつて趣旨説明の聽取は終わりました。

○委員長(和田静夫君) 以上をもつて趣旨説明の聽取は終わりました。

○委員長(和田静夫君) 次に、母性保障基本法案を議題といたします。発議者柄谷道一君から趣旨説明を聽取いたします。柄谷君。

○柄谷道一君 私は、公明党及び民社党を代表して、ただいま議題となりました母性保障基本法案について提案の趣旨を説明します。

母性は、子が心身ともに健やかに生まれ、かつ育つための源として女性に固有な特性であります。

したがってこれを尊重し保障することは、世代を担う健全な子の育成を保障することであり、後代の発展に寄与することはもちろん、わが国歴史を通して形成された女性への尊厳がいまなお残る現状を改め、民主社会にふさわしい眞の男女平等を実現させる意義がきわめて深いのであります。

したがってこれを尊重し保障することは、世代を担う健全な子の育成を保障することであり、後代の発展に寄与することはもちろん、わが国歴史を通して形成された女性への尊厳がいまなお残る現状を改め、民主社会にふさわしい眞の男女平等を実現させる意義がきわめて深いのであります。

したがってこれを尊重し保障することは、世代を担う健全な子の育成を保障することであり、後代の発展に寄与することはもちろん、わが国歴史を通して形成された女性への尊厳がいまなお残る現状を改め、民主社会にふさわしい眞の男女平等を実現させる意義がきわめて深いのであります。

したがってこれを尊重し保障することは、世代を担う健全な子の育成を保障することであり、後代の発展に寄与することはもちろん、わが国歴史を通して形成された女性への尊厳がいまなお残る現状を改め、民主社会にふさわしい眞の男女平等を実現させる意義がきわめて深いのであります。

したがってこれを尊重し保障することは、世代を担う健全な子の育成を保障することであり、後代の発展に寄与することはもちろん、わが国歴史を通して形成された女性への尊厳がいまなお残る現状を改め、民主社会にふさわしい眞の男女平等を実現させる意義がきわめて深いのであります。

したがってこれを尊重し保障することは、世代を担う健全な子の育成を保障することであり、後代の発展に寄与することはもちろん、わが国歴史を通して形成された女性への尊厳がいまなお残る現状を改め、民主社会にふさわしい眞の男女平等を実現させる意義がきわめて深いのであります。

したがってこれを尊重し保障することは、世代を担う健全な子の育成を保障することであり、後代の発展に寄与することはもちろん、わが国歴史を通して形成された女性への尊厳がいまなお残る現状を改め、民主社会にふさわしい眞の男女平等を実現させる意義がきわめて深いのであります。

したがってこれを尊重し保障することは、世代を担う健全な子の育成を保障することであり、後代の発展に寄与することはもちろん、わが国歴史を通して形成された女性への尊厳がいまなお残る現状を改め、民主社会にふさわしい眞の男女平等を実現させる意義がきわめて深いのであります。

われていないのであります。

したがって、本法案の制定により母性保障にかかる諸制度の再検討を行うとともに、本来の母性保障にかなう新しい体制を確立し、あわせてわざと問題を解決する新概念の形成を図ることで、母性の尊重を軸とする新概念の形成を図ることは、わが国社会が健全かつ民主的発展を期す上で必要不可欠と信じるのであります。

以上申し述べましたことが、本法案を提案いたしましたが根本的な理由であります。以下法案の内

容について簡潔に説明申し上げます。

第一章総則においては、本法案の目的と理念を明らかにするとともに、本法案が、母性保障の総合的な施策を推進する基本法であつて、すべて母性的尊重とその保障の理念のもとに、国、地方公共団体はこれを実現する責務を負うこととし、また、国会への年次報告、施策の提出を求める等を規定いたしております。

第二章では、母性保障思想の高揚を図るために、国、地方公共団体が教育その他の手段を通じて健全な母性に関する知識の普及、母性保障思想の高揚に努めなければならぬことを規定いたしております。

第三章では、すべての女子が毎年一回以上の健康診査を受ける機会を与えるよう必要な施策を講ずることいたしております。

第四章では、妊娠婦に対する施策として、無料の保健指導、栄養補給等を行い、助産についてもその無料化を進め出産に伴う物品あるいは手当金を支給しようとするものであります。

第五章では、女子労働者及び労働者たる妊娠婦に対する施策を定めたものであります。が、女子労働者の労働条件として、安全衛生、労働時間、深夜業、危険有害業務、生理休暇等、その安全及び健康を保持するようにしなければならないこと。また女子労働者が妊娠、出産、育児の機能を有することを理由に不利益な取り扱いを受けることがないように規定するとともに、さらに妊娠婦に関しては勤務時間の変更

通院休暇、つわり休暇、軽易業務への転換、補食休業等を与え、十分に母体を保護しなければならないこと等を規定いたしております。

第六章では、勤労婦人たると、家庭婦人たるとを問わずその負担を軽減し、婦人として最小限に必要な知識を正しく得させしめるため、国、地方公共団体が保育施設の整備拡充のほか、妊娠出産、育児等の相談、指導等を行なうよう規定いたしております。

第七章では、母性保障政策を総合的かつ効果的に推進するため、一定数以上の婦人代表を含めた審議会を設け、内閣総理大臣または関係大臣の諮問に答えるとともに必要に応じ意見を具申するよう定めております。

第八章では、産婦ホームヘルパーの派遣、母子保健センターの設置等によつて、妊娠婦世帯の家事手伝い、

出産、育児等の相談、指導等を行なうよう規定いたしております。

第九章では、母性保障政策を総合的かつ効果的に推進するため、一定数以上の婦人代表を含めた審議会を設け、内閣総理大臣または関係大臣の諮問に答えるとともに必要に応じ意見を具申するよう定めております。

第十章では、妊娠婦に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

○國務大臣(小沢辰男君) ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案を議題といたします。これより政府から趣旨説明を聽取いたします。小沢厚生大臣。

昭和二十年八月広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

第七部 社会労働委員会会議録第十二号 昭和五十三年五月九日 【参議院】

当、保健手当その他の手当等の支給を行い、被爆者の健康の保持向上と生活の安定を図つてまいりましたところであります。

今回、被爆者の福祉の一層の増進を図るため、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律について改正を行おうとするものであります。

以下、その内容について御説明申し上げます。

改正の第一点は特別手当の改善であります。特

別手当は、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により原子爆弾の傷害作用に起因する負傷または疾病の状態にある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者に対して支給されるものであります

が、この特別手当の額について、現に当該認定に係る負傷または疾病の状態にある者に支給する特

別手当の額を現行の月額三万円から三万三千円に引き上げ、その状態にない者に支給する特別手当の額を現行の月額一万五千円から一万六千五百円に引き上げるものであります。

改正の第二点は健康管理手当の改善であります。健康管理手当は、原子爆弾の放射能の影響に

関連があると思われる造血機能障害等の特定の障害を伴う疾病にかかる被爆者で特別手当の支給を受けていない者に対して支給されるものであります。

改正の第三点は保健手当の改善であります。保健手当は、爆心地から二キロメートルの区域内において直接被爆した者で特別手当または健康管理手当の支給を受けていない者に対して支給されるものであります。

また、これらの改正の実施時期は、昭和五十三年八月といたしております。以上がこの法律案を提出する理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(和田静夫君) 以上をもつて趣旨説明の聽取は終わりました。

本案の自後の審査は後日に譲ります。

○委員長(和田静夫君) 次に、社会保障制度等に関する調査を議題といたします。

○委員長(和田静夫君) 御決議のありました失

業対策事業就労者に対する就労日数の増加の措置については、昭和五十一年分所得税の特別減税に対応するものであるとの性格にかんがみ、やむを得ないものと考えますので、政府といたしましては、その趣旨に沿つて、できる限り速やかに措置いたしたいと存じます。

○委員長(和田静夫君) 本日はこれにて散会いたしました。

○委員長(和田静夫君) ただいま自由民主党・自由国民会議、日本社会

党、公明党、日本共産党、民社党、第二院クラブの共同提案に係る決議案が委員長のもとに提案さ

れておりますので、委員長から提出することといたします。

まず案文を朗読いたします。

○委員長(和田静夫君) 低所得者の福祉対策に関する決議(案)

○委員長(和田静夫君) 最近の社会経済情勢にかんがみ、政府は、所

得税減税に対応して、減税を受けることができ

ない生活保護被保護者、福祉年金受給者、失業

対策事業就労者等低所得者を対象に早急に、一

時金の支給又は就労日数の増加の措置を講ずべきである。

○委員長(和田静夫君) 以上でござります。

○委員長(和田静夫君) 右決議する。

○委員長(和田静夫君) お詫びいたします。本決議案を本委員会の決議

とすることに御異議ございませんか。

○委員長(和田静夫君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(和田静夫君) 御異議ないと認めます。

○委員長(和田静夫君) さて、さよう決定いたしました。

○委員長(和田静夫君) ただいまの決議に対し、厚生大臣及び労働大臣から発言を求められておりますので、順次これを許します。小沢厚生大臣。

○國務大臣(小沢辰男君) ただいまの御決議につきましては、昭和五十二年分所得税の特別減税に對応するものであるとの性格にかんがみ、やむを得ないものと考えますので、政府といたしましては、その趣旨に沿つてできる限り速やかに措置い

たしたいと存じます。

○委員長(和田静夫君) 藤井労働大臣。

○國務大臣(藤井勝志君) 御決議のありました失

業対策事業就労者に対する就労日数の増加の措置については、昭和五十一年分所得税の特別減税に

対応するものであるとの性格にかんがみ、やむを得

ないものと考えますので、政府といたしましては、その趣旨に沿つて、できる限り速やかに措置いたしたいと存じます。

○委員長(和田静夫君) 本日はこれにて散会いたしました。

○委員長(和田静夫君) 午後四時三十二分解散会

○委員長(和田静夫君) 四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、労働基準法(昭和二十一年法律第四十九号)の一部を改正する法律案(市川正一君外二名発議)

○委員長(和田静夫君) 労働基準法の一部を改正する法律案

○委員長(和田静夫君) 労働基準法の一部を改正する法律案(市川正一君外二名発議)

○委員長(和田静夫君) 第三十二条第一項中「四十時間」に改め、同条第一項中「四十八時間」を「四十時間」に改め、「定」を「定め」に改める。

○委員長(和田静夫君) 第三十五条第一項中「少なくとも一回」を「少なくとも一日」に改め、同条第二項中「四日」を「八日」に改め、同条第三項に次の一項を加える。

○委員長(和田静夫君) 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、第一項の規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて、毎週与える休日を少なくとも一日とし、又は四週間を通じて与える休日を少なくとも四日とする

○委員長(和田静夫君) 使用者が、午後十時から午前五時(労働大臣が必要であると認める場合においては、その日の労働について)、通常の労働日の賃金の計算額の百分の百以上の率で計算した割増賃金

○委員長(和田静夫君) 使用者が、午後十時から午前五時(労働大臣が必要であると認める場合においては、その日の労働について)、通常の労働日の賃金の計算額の百分の五十以上の率で計算した割増賃金

ただし、労働時間を延長する場合にあつては、一日につき一時間、四週間ににつき十時間を超えてしてはならないものとし、休日に労働させてはならず、かつ、遅滞なく特定の一労働日において労働させない措置をとらなければならないものとする。

第三十六条に次の一項を加える。

使用者は、坑内労働その他命令で定める健康

上特に有害な業務については、前項の協定による場合においても、労働時間を延長してはならぬ。

第三十七条第一項中「若しくは前条」を「又は前

条第一項」に改め、「若しくは休日に労働させ、又はその日」及び「又は労働日」を削り、「二割五分」を

「百分の五十」に改め、同条第二項中「前項」を「前

条第一項」に改め、「若しくは休日に労働させ、又はその定める地域又は期間については午後十一時から午前六時)までの間ににおいて労働させ」、又は

その場合又は午後十時から午前五時(労働に関する主務大臣が必要であると認める場合においては、午前五時)に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

第三十七条规定中「若しくは前条」を「又は前

条第一項」に改め、「若しくは休日に労働させ、又はその日」及び「又は労働日」を削り、「二割五分」を

「百分の五十」に改め、同条第二項中「前項」を「前

条第一項」に改め、「若しくは休日に労働させ」、又は

その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時)までの間ににおいて労働させ

る場合又は午後十時から午前五時(労働に関する主務大臣が必要であると認める場合においては、午前五時)に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

第六十一条を次のように改める。

(女子の休日労働の禁止)

第六十一条 使用者は、十八歳以上の女子につい

ては、第三十六条第一項の協定による場合においても、休日に労働させなければならない。

「第六十九条第一号中「第三十六条第一項」を「第六十条第二項若しくは第三項」を「第六十条第二項」に改める。

#### 附 則

(施行期日) 1 この法律は、昭和五十三年十月一日から施行する。

(中小企業者に関する暫定措置) 2 次の表の上欄に掲げる日に中小企業者(常時雇用する労働者の数が三百人(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業を主たる事業とする事業主については百人)又は資本の額若しくは出資の総額がこの法律の施行の日

昭和五十四年四月一日 昭和五十四年三月三十一日  
昭和五十四年十月一日 昭和五十五年三月三十一日  
昭和五十五年四月一日 この法律の施行の日から起算して二年を経過する日

(割増賃金に関する経過措置) 3 この法律の施行前にした旧法第三十七条第一項に規定する労働に係る割増賃金については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置) 4 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる割増賃金に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 附則第二項の規定により旧法の規定の例によることとされる場合における行為に対する罰則の適用については、当該行為に係る旧法期間を経過した日以後においても、なお旧法の規定の例による。

(従前の賃金についての使用者の努力義務)

一億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については三千万円)以下の事業主(地方公共団体並びに特別の法律に基づき設立された法人であつて国又は地方公共団体がその資本の全部又は一部を出資しているもの及び政令で定めるこれに準ずるものを除く。)をいう)に該当する者については、同日から同表の下欄に掲げる日までの間(以下附則第五項において「旧法期間」という)は、それぞれ改正後の労働基準法の規定(第三十七条に係る罰則を含む)を除く。)は適用せず、改正前の労働基準法(以下附則第三項及び附則第五項において「旧法」という)の規定(第三十七条の規定を除き、罰則を含む)の例による。

四五八七号)(第四五六八号)  
一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第四五八九号)

一、生協の育成強化等に関する請願(第四六〇八号)(第四六一一号)(第四六一六号)

一、国民年金改善に関する請願(第四六二一〇号)(第四六三〇号)

一、医療保険制度の改悪反対等に関する請願(第四六五九号)

一、生協の育成強化等に関する請願(第四六六一號)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第四六六一號)

一、駐留軍関係離職者等臨時措置法の期間延長に関する請願(第四六六二号)

一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第四七〇一号)

一、生協の育成強化等に関する請願(第四七〇三号)

一、国民年金改善に関する請願(第四七一三号)

一、生協の育成強化等に関する請願(第四七一七三二号)

一、社会保険労務士法改正に関する請願(第四七一七三〇号)(第四七三一号)

一、生協の育成強化等に関する請願(第四七二三号)

一、国民年金改善に関する請願(第四七二二号)

一、生協の育成強化等に関する請願(第四七二七三二号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第四七三四号)(第四七四七号)

一、はり・きゅう等の治療制度の改善に関する請願(第四七四八号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第四七四九号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第四九一九号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第四九二〇号)

一、医療保険制度改悪反対等に関する請願(第四九二二号)

一、重複心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療困窮負担制度創設に関する請願(第四九二七号)

一、家庭雑排水の処理対策に関する請願(第四九二八号)

一、生協の育成強化等に関する請願(第四九二九号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第四九三〇号)

一、療術の制度化に関する請願(第四九三一号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第四九三二号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第四九三三号)

一、はり・きゅう等の治療制度の改善に関する請願(第四九三四号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第四九三五号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第四九三六号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第四九三七号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第四九三八号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第四九三九号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第四九四〇号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第四九四一号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第四九四二号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第四九四三号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第四九四四号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第四九四五号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第四九四六号)

願(第四九三三号)

一、生協の育成強化等に関する請願(第四九七八号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第四九七九号)

一、医療保険制度の改悪反対等に関する請願(第四九八〇号)

一、ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願(第四九八一号)

一、保育事業振興に関する請願(第四九八二号)

一、生協の育成強化等に関する請願(第四九八四号)

一、医療保険制度改悪反対等に関する請願(第四九八五号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第五〇一〇号)

一、ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願(第五〇一九号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第五〇一九号)

一、ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願(第五〇一九号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第五〇一九号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第五〇一九号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第五〇一九号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第五〇一九号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第五〇一九号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第五〇一九号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第五〇一九号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第五〇一九号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第五〇一九号)

理由

医療保険制度改悪反対等に関する請願(二通)  
請願者 福岡県柏原郡久山町久原 上野ミ  
ドリ外四百十九名

紹介議員 青木 薫次君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第四五六八号 昭和五十三年四月十四日受理  
請願者 宮城県登米郡東和町米川 芳賀登  
外二百五十九名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第四五六九号 昭和五十三年四月十四日受理  
請願者 静岡県富士宮市北町一ノ八 宇佐  
三美砂子外九百九十九名

紹介議員 中尾 辰義君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四五六九号 昭和五十三年四月十五日受理  
請願者 東京都小平市花小金井南町一ノ八  
九五 渋谷治亮

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第二二〇五号と同じである。

第四五六九号 昭和五十三年四月十五日受理  
請願者 東京都足立区中川四ノ四〇ノ一四  
九五 渋谷治亮

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第二二〇五号と同じである。

第四五六九号 昭和五十三年四月十五日受理  
請願者 福島市東浜町一六ノ六 栗崎輝夫  
外十五名

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第四五六九号 昭和五十三年四月十四日受理  
請願者 福岡県遠賀郡岡垣町山四三五ノ一  
六四 宮崎繁敏外七十二名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第四五六九号 昭和五十三年四月十四日受理  
請願者 北海道當呂郡置戸町若松 中野守  
成外百七名

紹介議員 青木 薫次君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第四五六九号 昭和五十三年四月十四日受理  
請願者 東京都足立区新田二ノ四ノ一五  
五医療生活協同組合鹿浜診療所理事長  
療生活協同組合鹿浜診療所理事長

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第四五六九号 昭和五十三年四月十四日受理  
請願者 東京都足立区新田二ノ四ノ一五  
五医療生活協同組合鹿浜診療所理事長

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第四五六九号 昭和五十三年四月十四日受理  
請願者 東京都足立区新田二ノ四ノ一五  
五医療生活協同組合鹿浜診療所理事長

紹介議員 向井 長年君

労働基準監督署においてなされる労災認定行為に對し、事業主側にも不服審査等の申立てができるよう、法的手続のみを開くよう要請する。

武井利正外千三百四十名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第四六二〇号 昭和五十三年四月十五日受理  
請願者 神奈川県横須賀市長浦町三ノ一四  
市川武男外七名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二二〇五号と同じである。

第四六二〇号 昭和五十三年四月十五日受理  
請願者 東京都小平市花小金井南町一ノ八  
九五 渋谷治亮

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第二二〇五号と同じである。

第四六二〇号 昭和五十三年四月十五日受理  
請願者 岡山市津島本町一ノ三六 難波義  
昌外千九百七十名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第四六二〇号 昭和五十三年四月十五日受理  
請願者 高知市鴨部町七〇〇ノ一 三谷章  
代外九百三十九名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第四六二〇号 昭和五十三年四月十五日受理  
請願者 高知市鴨部町七〇〇ノ一 三谷章  
代外九百三十九名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第四六二〇号 昭和五十三年四月十五日受理  
請願者 高知市鴨部町七〇〇ノ一 三谷章  
代外九百三十九名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第四六二〇号 昭和五十三年四月十五日受理  
請願者 高知市鴨部町七〇〇ノ一 三谷章  
代外九百三十九名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第四六二〇号 昭和五十三年四月十五日受理  
請願者 高知市鴨部町七〇〇ノ一 三谷章  
代外九百三十九名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第四六二〇号 昭和五十三年四月十五日受理  
請願者 高知市鴨部町七〇〇ノ一 三谷章  
代外九百三十九名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第四六二〇号 昭和五十三年四月十五日受理  
請願者 高知市鴨部町七〇〇ノ一 三谷章  
代外九百三十九名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

この請願の趣旨は、第一九二一號と同じである。

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第四六六二号 昭和五十三年四月十五日受理  
駐留軍関係離職者等臨時措置法の期間延長に関する請願(三通)

講　　歎　著　　神奈川県横須賀市沢入町一ノ一  
　　山田正明外三千百九十三名

子外五百九名  
紹介議員 松前達郎君  
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第四七〇二号 昭和五十三年四月十七日受理  
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

國民年金改善に関する請願  
請願者 東京都杉並区井草三ノ一四ノ一七  
柿沢和美

平岡かおる外九百九十九名  
紹介議員 粕谷 照美  
この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一〇五号と同じである。

第四七〇三号 昭和五十三年四月十七日受理  
生協の育成強化等に関する請願

説廟者 東京都武藏野市吉祥寺東町三ノ  
五ノ一七 石井三司

紹介議員 久保 亘君

第四七三一號 昭和五十三年四月十七日受理  
國民年金改善に関する請願

第四十二号 明治五十三年四月十七日受理  
國民年金改善に関する請願

紹介議員　円山 雅也君  
永嶺正夫

第三回 忠貞君  
この請願の趣旨は、第二一〇五号と同じである。

第四七三二号 昭和五十三年四月十七日受理  
社会保険労務士法改正に関する請願

生協の育成強化等に関する請願

紹介議員 松前 達郎君

い。 使命感に燃えて活躍する開業社会保険労務士のため、次のように社会保険労務士法を改正された。

二、開業者と非開業者が共存している現状の中で、主務大臣の免許制一本による現行法では、第一線職場において両者の間になんら身分の相違がなく、矛盾と混亂が多々生じている事実にかんがみ、非開業者との区分を明らかにするための定めをすること。

三、他人の求めに応じ、業として労働社会保険諸法令に関する事務を行う社会保険労務士の社会的責任の重大さにかんがみ、社会保険労務士業を行なう社会保険労務士の権威と信頼を高からしめるため、登録制を新設し、社会保険労務士業を行なう社会保険労務士は強制的に登録することを義務づける定めをすること。

四、社会保険労務士業を行なう社会保険労務士会連合会」を設立する規定を設けるとともに、その下部機関として、全国の都道府県に各々一個の「社会保険労務士業を行なう社会保険労務士の会」を設立すること。

五、現行法から「労働争議介入禁止規定」を削除し、社会保険労務士の能力発揮の範囲を広めること。

理由

紹介議員 秋山 長造君  
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

請願者　名古屋市千種区田代町鹿子殿八一  
ノ二五九ノ五〇四　畠山洋子外九  
百九十九名

第四七四七号 昭和五十三年四月十七日受理  
准看護婦制度案上等に關する請願

説願者 長野市浅川五ノ一三ノ六八A  
一七 萩原美砂子外千二十九名  
紹介議員 下村 泰君

第四七四八号 昭和五十三年四月十七日受理  
はり・きゆう等の治療制度の改善に関する請願  
請願者 奈良県北葛城郡香芝町閑履北五

二ノ三四県東洋医学友の会内  
瀬クリ子外千六百十名

の各回がいかにかかるか、東洋医学の  
り、きゆうでは最高六箇月間、治療回数六十二  
回という制限があるのでこれを緩和すること。  
二、病状適応症候群

問わず病症適応を飛躍的に拡大すること。

ためには両者の併用を認めることが、理由

東洋医学のはり、きゅう、漢方(湯液)の進歩は、最近アジア各国並びに欧米各国の中でも著しく展している。現行法規に基づく諸制限の多い我

国でも大きく進展してきた。そのような動向の中で、奈良県大和高田市で昭和四十一年十一月、土

庫病院に東洋医学(ぱり、きゆう、漢方)診療を開設以来、けい肩腕症候群、腰痛症、各種神経痛、関節リウマチ、膝関節症、高血圧症、自律神経失調症、運動麻痺、てんかん、気管支喘息等、更には重症筋無力症、筋チストロフィー等の難病も全快又は軽快させた症例もある。このような疾病的治療は長期間を要するものが多く、指定された期間内に全快に導き得ることは至難な場合が多い。更に、治療経過が良好で、もうしばらく治療を継続すれば全快可能と見られるものが、期間制限といふくにより中断を余儀なくされ、それまでの努力も水泡に帰し、患者に大きな失望を与える結果となることがしばしばである。また、東洋医学(はり、きゆう、漢方)治療の効果は、厚生省指示にあるような狭い範囲のものでは決してなく、むしろはなはだ広範な適応をもつものである。

第四七六一號 昭和五十二年四月十八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎県佐世保市陣の内町二五八  
多久島麗子外千九名  
紹介議員 片山 基市君  
この請願の趣旨は、第一九二一號と同じである。

第四七六二號 昭和五十二年四月十八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎県佐世保市陣の内町二五八  
多久島麗子外千九名  
紹介議員 片山 基市君  
この請願の趣旨は、第一九二一號と同じである。

第四七六三號 昭和五十三年四月十八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 静岡市四番町一二ノ五 川村美代  
子外九百七十九名  
紹介議員 賢島 幸男君  
この請願の趣旨は、第一九二一號と同じである。

第四七六四號 昭和五十三年四月十八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 東京都渋谷区神南一ノ三ノ九 東京  
紹介議員 賢島 幸男君  
この請願の趣旨は、第一九二一號と同じである。

第四七六五號 昭和五十三年四月十八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 東京都渋谷区神南一ノ三ノ九 東京  
紹介議員 賢島 幸男君  
この請願の趣旨は、第一九二一號と同じである。

第四七六六號 昭和五十三年四月十八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 東京都渋谷区神南一ノ三ノ九 東京  
紹介議員 賢島 幸男君  
この請願の趣旨は、第一九二一號と同じである。

第四七六七號 昭和五十三年四月十八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 東京都渋谷区神南一ノ三ノ九 東京  
紹介議員 賢島 幸男君  
この請願の趣旨は、第一九二一號と同じである。

第四七六八號 昭和五十三年四月十八日受理  
国民年金改善に関する請願  
請願者 東京都渋谷区神南一ノ三ノ九 東京  
紹介議員 賢島 幸男君  
この請願の趣旨は、第一九二一號と同じである。

第四七六九號 昭和五十三年四月十八日受理  
国民年金改善に関する請願  
請願者 土建産業労働組合内 板持恒明  
紹介議員 野田 哲君  
この請願の趣旨は、第一九二一號と同じである。

この請願の趣旨は、第二一〇五號と同じである。

第四七八九號 昭和五十三年四月十八日受理  
療術の制度化に関する請願(二通)

請願者 大分県西国東郡香々地町 芝田多喜男外二名  
紹介議員 衛藤征士郎君

この請願の趣旨は、第二七三〇號と同じである。

第四七九〇號 昭和五十三年四月十八日受理  
療術の制度化に関する請願

請願者 札幌市中央区北一条西二〇丁目 島村裕介  
紹介議員 北 修二君

この請願の趣旨は、第二七三〇號と同じである。

第四七九一號 昭和五十三年四月十八日受理  
療術の制度化に関する請願(二通)

請願者 千葉県八日市場市入山崎二一 依知川浩明外二名  
紹介議員 菅野 儀作君

この請願の趣旨は、第二七三〇號と同じである。

第四七九二號 昭和五十三年四月十八日受理  
療術の制度化に関する請願

請願者 札幌市中央区南二十二条西一一丁目 小松季雄  
紹介議員 中村 啓一君

この請願の趣旨は、第二七三〇號と同じである。

第四七九三號 昭和五十三年四月十八日受理  
療術の制度化に関する請願

請願者 札幌市中央区南二十二条西一一丁目 田吉一  
紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第二二〇五號と同じである。

第四七九四號 昭和五十三年四月十九日受理  
国民年金改善に関する請願

請願者 京都府宇治市広野町東裏二五 森田吉一  
紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第二二〇五號と同じである。

第四七九五號 昭和五十三年四月十九日受理  
国民年金改善に関する請願

請願者 埼玉県新座市栗原三四五 高久幸  
紹介議員 五郎  
この請願の趣旨は、第二二〇五號と同じである。

診療放射線技師制度に関する請願

請願者 長野県松本市旭三一ノ一長野県放射線技師会内 赤羽六郎外二百

紹介議員 山崎 昇君  
この請願の趣旨は、第二一〇五號と同じである。

第四八五一號 昭和五十三年四月十九日受理  
労災認定行為に対し事業主側にも不服申立できるよう法の改正に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市西難波四六ノ二二  
井口みのえ  
紹介議員 中西 一郎君  
この請願の趣旨は、第四五六三號と同じである。

第四八一七號 昭和五十三年四月十九日受理  
医療保險制度の改悪反対等に関する請願

請願者 佐賀市北川副町木原一〇ノ八 八  
谷豊水外九十九名  
紹介議員 安永 英雄君  
この請願の趣旨は、第一四五五號と同じである。

第四八二六號 昭和五十三年四月十九日受理  
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 北海道白老郡白老町白老 丸山武  
外十四名  
紹介議員 佐藤 三吾君  
この請願の趣旨は、第四七四八號と同じである。

第四八三六號 昭和五十三年四月十九日受理  
国民年金改善に関する請願

請願者 京都府宇治市広野町東裏二五 森田吉一  
紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第二二〇五號と同じである。

第四八三七號 昭和五十三年四月十九日受理  
国民年金改善に関する請願

請願者 福岡県大牟田市久福木八三五ノ一  
三 福山トシ子外九百九十九名  
紹介議員 佐藤 三吾君  
この請願の趣旨は、第二二七六號と同じである。

第四八三八號 昭和五十三年四月十九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 福岡県大牟田市久福木八三五ノ一  
松村豊子外九百四十九名  
紹介議員 片山 基市君  
この請願の趣旨は、第一九二一號と同じである。

第四八三九號 昭和五十三年四月十九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 和歌山県橋本市胡麻生三一ノ五  
松村豊子外九百四十九名  
紹介議員 片山 基市君  
この請願の趣旨は、第一九二一號と同じである。

第四八四〇號 昭和五十三年四月十九日受理  
国民健康保険事業の運営の改善に関する請願

請願者 長野市南長野長野県議会内 西沢盛永  
紹介議員 濑谷 英行君  
この請願の趣旨は、第二二〇五號と同じである。

第四八四一號 昭和五十三年四月十九日受理  
国民年金改善に関する請願

請願者 東京都渋谷区神南一ノ三ノ九 東京  
紹介議員 之助  
この請願の趣旨は、第二二七三〇號と同じである。

第四八四二號 昭和五十三年四月十九日受理  
国民年金改善に関する請願

請願者 東京都渋谷区神南一ノ三ノ九 東京  
紹介議員 町村 金五君  
この請願の趣旨は、第二二七三〇號と同じである。

紹介議員 夏目 忠雄君

国民健康保険財政の危機を打開し、同事業の運営の改善を図るため、早急に次の措置を講ぜられたい。

一、老齢者医療保障に関する抜本的改革措置を早急に実現すること。

二、高額療養費に対する国庫負担金制度を確立し、負担率は二分の一以上を確保すること。

三、負担の均衡と公平の観点から国保保険税(料)制を見直し、今後の保険運営に適合するよう制度の改革を進めること。

四、県外分診療報酬全国決済業務並びに被保険者証の全国通用を法制化すること。

五、国保被用者保険資格の相互通報制を確立すること。

六、臨時財政調整交付金は、療養給付費の五ペーセント以上とすること。

七、保険者事務費については、実質全額国庫負担とすること。

八、診療報酬の審査支払事務費に対する国保連合会等への補助金を大幅に増額すること。

九、助産、葬祭及び育児手当の各給付について健保険との格差を是正し、それぞれ二分の一国庫補助とすること。

十、国保保健婦の補助対象定員を大幅に増員し、補助単価を引き上げること。

十一、べき地医療対策費、国保診療施設整備費に対する助成を大幅に増額すること。また、国保診療施設の不可避的赤字に対する補助の拡大と、累積赤字に対する特別の財政措置を講ずること。

十二、国保事業と一緒にとして行う地域保険活動に対する助成措置を講ずること。

理由 国民健康保険は地域住民を対象とする医療保険で、我が国社会保険制度の中核として被保険者の健康増進と医療の確保に大きな役割を果たしてきた。しかしながら、現在の医療保険制度は福祉制

度との関連で給付面では充実したとはいえ、医療費は增高し国保財政は緊迫して重大な危機に直面している。

第四八八五号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療国庫負担制度創設に関する請願

請願者 長野市南長野長野県議会内 塚田 佐 紹介議員 夏目 忠雄君

重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の福祉の増進を図るために、医療費の国庫負担制度を速やかに創設されたい。

第四八九六号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療国庫負担制度創設に関する請願

請願者 愛媛県松山市吉原町四ノ九ノ二七 生協の育成強化等に関する請願

重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費給付事業は、従来から多くの都道府県がそれぞの判断で実施してきたところであるが、このことは、国民的関心の高まりを示すものである。これら医療費給付事業は、本来国が社会保障の一環として実施すべきものであり、更に、現在の窮迫した地方財政を考え合わせれば、国において適切な措置を講ずる必要があると考えられる。

第四八九七号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費給付事業は、従来から多くの都道府県がそれぞの判断で実施してきたところであるが、このことは、国民的関心の高まりを示すものである。これら医療費給付事業は、本来国が社会保障の一環として実施すべきものであり、更に、現在の窮迫した地方財政を考え合わせれば、国において適切な措置を講ずる必要があると考えられる。

第四八九八号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費給付事業は、従来から多くの都道府県がそれぞの判断で実施してきたところであるが、このことは、国民的関心の高まりを示すものである。これら医療費給付事業は、本来国が社会保障の一環として実施すべきものであり、更に、現在の窮迫した地方財政を考え合わせれば、国において適切な措置を講ずる必要があると考えられる。

第四八九九号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費給付事業は、従来から多くの都道府県がそれぞの判断で実施してきたところであるが、このことは、国民的関心の高まりを示すものである。これら医療費給付事業は、本来国が社会保障の一環として実施すべきものであり、更に、現在の窮迫した地方財政を考え合わせれば、国において適切な措置を講ずる必要があると考えられる。

第四九〇〇号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費給付事業は、従来から多くの都道府県がそれぞの判断で実施してきたところであるが、このことは、国民的関心の高まりを示すものである。これら医療費給付事業は、本来国が社会保障の一環として実施すべきものであり、更に、現在の窮迫した地方財政を考え合わせれば、国において適切な措置を講ずる必要があると考えられる。

第四九一一号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費給付事業は、従来から多くの都道府県がそれぞの判断で実施してきたところであるが、このことは、国民的関心の高まりを示すものである。これら医療費給付事業は、本来国が社会保障の一環として実施すべきものであり、更に、現在の窮迫した地方財政を考え合わせれば、国において適切な措置を講ずる必要があると考えられる。

第四九二二号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費給付事業は、従来から多くの都道府県がそれぞの判断で実施してきたところであるが、このことは、国民的関心の高まりを示すものである。これら医療費給付事業は、本来国が社会保障の一環として実施すべきものであり、更に、現在の窮迫した地方財政を考え合わせれば、国において適切な措置を講ずる必要があると考えられる。

第四九二三号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費給付事業は、従来から多くの都道府県がそれぞの判断で実施してきたところであるが、このことは、国民的関心の高まりを示すものである。これら医療費給付事業は、本来国が社会保障の一環として実施すべきものであり、更に、現在の窮迫した地方財政を考え合わせれば、国において適切な措置を講ずる必要があると考えられる。

第四九二四号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費給付事業は、従来から多くの都道府県がそれぞの判断で実施してきたところであるが、このことは、国民的関心の高まりを示すものである。これら医療費給付事業は、本来国が社会保障の一環として実施すべきものであり、更に、現在の窮迫した地方財政を考え合わせれば、国において適切な措置を講ずる必要があると考えられる。

第四九二五号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費給付事業は、従来から多くの都道府県がそれぞの判断で実施してきたところであるが、このことは、国民的関心の高まりを示すものである。これら医療費給付事業は、本来国が社会保障の一環として実施すべきものであり、更に、現在の窮迫した地方財政を考え合わせれば、国において適切な措置を講ずる必要があると考えられる。

域の汚染が進み、生活環境の悪化を招き大きな社会問題となつてゐる。現在、工場等からの排水は、法的規制がとられているが家庭雑排水はなんら法的措置がなく、その処理の際に生ずる汚泥が最近、一般廃棄物に含まれるとの解釈が示されたが具体的対策はどうされていない。

第四九二六号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費は、法的規制がとられているが家庭雑排水はなんら法的措置がなく、その処理の際に生ずる汚泥が最近、一般廃棄物に含まれるとの解釈が示されたが具体的対策はどうされていない。

第四九二七号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費は、法的規制がとられているが家庭雑排水はなんら法的措置がなく、その処理の際に生ずる汚泥が最近、一般廃棄物に含まれるとの解釈が示されたが具体的対策はどうされていない。

第四九二八号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費は、法的規制がとられているが家庭雑排水はなんら法的措置がなく、その処理の際に生ずる汚泥が最近、一般廃棄物に含まれるとの解釈が示されたが具体的対策はどうされていない。

第四九二九号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費は、法的規制がとられているが家庭雑排水はなんら法的措置がなく、その処理の際に生ずる汚泥が最近、一般廃棄物に含まれるとの解釈が示されたが具体的対策はどうされていない。

第四九三〇号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費は、法的規制がとられているが家庭雑排水はなんら法的措置がなく、その処理の際に生ずる汚泥が最近、一般廃棄物に含まれるとの解釈が示されたが具体的対策はどうされていない。

第四九三一号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費は、法的規制がとられているが家庭雑排水はなんら法的措置がなく、その処理の際に生ずる汚泥が最近、一般廃棄物に含まれるとの解釈が示されたが具体的対策はどうされていない。

第四九三二号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費は、法的規制がとられているが家庭雑排水はなんら法的措置がなく、その処理の際に生ずる汚泥が最近、一般廃棄物に含まれるとの解釈が示されたが具体的対策はどうされていない。

第四九三三号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費は、法的規制がとられているが家庭雑排水はなんら法的措置がなく、その処理の際に生ずる汚泥が最近、一般廃棄物に含まれるとの解釈が示されたが具体的対策はどうされていない。

第四九三四号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費は、法的規制がとられているが家庭雑排水はなんら法的措置がなく、その処理の際に生ずる汚泥が最近、一般廃棄物に含まれるとの解釈が示されたが具体的対策はどうされていない。

第四九三五号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費は、法的規制がとられているが家庭雑排水はなんら法的措置がなく、その処理の際に生ずる汚泥が最近、一般廃棄物に含まれるとの解釈が示されたが具体的対策はどうされていない。

第四九三六号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費は、法的規制がとられているが家庭雑排水はなんら法的措置がなく、その処理の際に生ずる汚泥が最近、一般廃棄物に含まれるとの解釈が示されたが具体的対策はどうされていない。

第四九三七号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費は、法的規制がとられているが家庭雑排水はなんら法的措置がなく、その処理の際に生ずる汚泥が最近、一般廃棄物に含まれるとの解釈が示されたが具体的対策はどうされていない。

第四九三八号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費は、法的規制がとられているが家庭雑排水はなんら法的措置がなく、その処理の際に生ずる汚泥が最近、一般廃棄物に含まれるとの解釈が示されたが具体的対策はどうされていない。

第四九三九号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費は、法的規制がとられているが家庭雑排水はなんら法的措置がなく、その処理の際に生ずる汚泥が最近、一般廃棄物に含まれるとの解釈が示されたが具体的対策はどうされていない。

子外三百九十九名

紹介議員 世耕 政隆君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四九一九号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費は、法的規制がとられているが家庭雑排水はなんら法的措置がなく、その処理の際に生ずる汚泥が最近、一般廃棄物に含まれるとの解釈が示されたが具体的対策はどうされていない。

第四九二〇号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費は、法的規制がとられているが家庭雑排水はなんら法的措置がなく、その処理の際に生ずる汚泥が最近、一般廃棄物に含まれるとの解釈が示されたが具体的対策はどうされていない。

第四九二一号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費は、法的規制がとられているが家庭雑排水はなんら法的措置がなく、その処理の際に生ずる汚泥が最近、一般廃棄物に含まれるとの解釈が示されたが具体的対策はどうされていない。

第四九二二号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費は、法的規制がとられているが家庭雑排水はなんら法的措置がなく、その処理の際に生ずる汚泥が最近、一般廃棄物に含まれるとの解釈が示されたが具体的対策はどうされていない。

第四九二三号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費は、法的規制がとられているが家庭雑排水はなんら法的措置がなく、その処理の際に生ずる汚泥が最近、一般廃棄物に含まれるとの解釈が示されたが具体的対策はどうされていない。

第四九二四号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費は、法的規制がとられているが家庭雑排水はなんら法的措置がなく、その処理の際に生ずる汚泥が最近、一般廃棄物に含まれるとの解釈が示されたが具体的対策はどうされていない。

第四九二五号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費は、法的規制がとられているが家庭雑排水はなんら法的措置がなく、その処理の際に生ずる汚泥が最近、一般廃棄物に含まれるとの解釈が示されたが具体的対策はどうされていない。

第四九二六号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費は、法的規制がとられているが家庭雑排水はなんら法的措置がなく、その処理の際に生ずる汚泥が最近、一般廃棄物に含まれるとの解釈が示されたが具体的対策はどうされていない。

第四九二七号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費は、法的規制がとられているが家庭雑排水はなんら法的措置がなく、その処理の際に生ずる汚泥が最近、一般廃棄物に含まれるとの解釈が示されたが具体的対策はどうされていない。

第四九二八号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費は、法的規制がとられているが家庭雑排水はなんら法的措置がなく、その処理の際に生ずる汚泥が最近、一般廃棄物に含まれるとの解釈が示されたが具体的対策はどうされていない。

第四九二九号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費は、法的規制がとられているが家庭雑排水はなんら法的措置がなく、その処理の際に生ずる汚泥が最近、一般廃棄物に含まれるとの解釈が示されたが具体的対策はどうされていない。

第四九三〇号 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費は、法的規制がとられているが家庭雑排水はなんら法的措置がなく、その処理の際に生ずる汚泥が最近、一般廃棄物に含まれるとの解釈が示されたが具体的対策はどうされていない。

第四九三一號 昭和五十三年四月十九日受理 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療費は、法的規制がとられているが家庭雑排水はなんら法的措置がなく、その処理の際に生ずる汚泥が最近、一般廃棄物に含まれるとの解釈が示されたが具体的対策はどうされていない。

紹介議員 下条進一郎君

准看護婦制度廃止等に関する請願

田義知

大川恵

下条進一郎君



第七条の次に次の二条を加える。

(都道府県母子保健審議会)

第七条の一 母子保健に関する重要な事項を調査審議させるため、都道府県に、都道府県母子保健審議会を置く。

2 都道府県母子保健審議会に関し必要な事項は、条例で定める。

(市町村母子保健審議会)

第七条の三 市町村は、母子保健に関する重要な事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、市町村母子保健審議会を置くことができる。

第八条を次のように改める。

(保健所と市町村の関係)

第八条 都道府県の設置する保健所の長は、その管轄する区域に係る市町村長が行う母子保健に

関する業務について、市町村長が協力を求めたときは、これに協力しなければならない。

第九条中「都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長とする。以下次条から第十三条まで、第十六条から第十九条まで及び第二十条第一項において同じ)」を「市町村長」に改める。

第十条及び第十二条中「都道府県知事」を「市町村長」に改める。

第十二条から第十五条までを次のように改める。

2 前項の健康診査のほか、市町村長は、必要に応じ、妊娠又は乳児若しくは幼児に対しても健診を行うことができる。

3 市町村長は、厚生省令で定める年齢の女子(妊娠を除く。)に対して、厚生省令で定める妊娠及び出産に関する諸機能についての健康診査を行わなければならない。

(栄養の摂取に関する援助)

第十三条 市町村長は、妊娠婦又は乳児若しくは

幼児が栄養を適正に摂取することができるよう

にするため、政令の定めるところにより、栄養費の支給その他の援助をしなければならない。

(出産費の支給)

第十四条 市町村長は、妊娠婦が適正な助産を受けられるようになるまで、政令の定めることにより、出産費を支給しなければならない。

2 前項の出産費の額は、十五万円から、当該出産につき健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)、國家公務員共済組合法(昭和十三年法律第一百一十八号)、他の法律において準用する場合を含む。)、公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第二百三十四号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)又は国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十一号)の規定により支給される分べん費(配偶者分へん費を含む)、出産費(配偶者出産費を含む)又は助産費の額(国民健康保険法の規定により助産の給付が行われる場合にあつては、政令の定めるところによつて算定した当該給付の価額)を控除した額を限度とするものとする。

第十五条 妊娠した者は、厚生省令の定めるところにより、速やかに、市町村長に妊娠の届出をするようにしてしなければならない。

第十六条第一項中「都道府県知事(特別区の存する区域にあつては、特別区の区長)」を「市町村長」に改める。

2 第二項第一項及び第二十二条の三第二項において同じ。」を加える。

第二十二条を次のように改める。

(受胎調節のための器具等の交付)

第二十二条第一項中「都道府県知事」を「市町村長」に改める。

2 前項の規定により、市町村長は、家族計画を適正に行うことができるようにするため、政令の定めるところにより、交付の申請をした者に対し、受胎調節のために必要な器具又は医薬品を交付しなければならない。

第二章中第二十二条の次に次の三条を加える。

(母子保健のための地域組織の育成)

第二十二条第一項中「都道府県知事」を「市町村長」に、「第十二条」を「第十二条第一項及び第二項」に、「行なわせ」を「行わせ」に、「勧奨するものとする」を「勧奨しなければならない」に改め、同条第一項を次のように改める。

2 市町村長は、第十二条第三項の規定による健

康診査の結果に基づき、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかる疑いのある者については、医師の診療を受けることを

勧奨しなければならない。

第十七条の次に次の二条を加える。

(受診に関する援助)

第十七条の一 市町村長は、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかる疑いのある者が前条の勧奨に基づいて診療を受けることができるようにするため、政令の定めることにより、医療費の支給その他の援助をしなければならない。

2 前項の規定により委託を受けた者は、母子保健推進員と称する。

3 母子保健推進員は、その委託を受けた業務を

行うに当たつては、個人の人格を尊重し、その

身上に関する秘密を守らなければならない。

第二十二条の四 市町村長は、厚生省令の定めるところにより、母子保健推進員の指導訓練を行ふものとする。

第二十二条に見出しとして「(母子保健センター)」を付し、同条第一項を次のように改める。

2 市町村は、母子保健センターを設置するものとする。

第二十二条第一項中「母子健康センター」を「母子保健センター」に、「行ない」を「行い、並びに

家族計画に関し、求めに応じて必要な指導及び助言を行ひ」に、「あわせて」を「併せて」に、「行なう」を「行う」に改め、第三章中同条の次に次の二条を加える。

(母子休養施設)

第二十二条の二 市町村は、必要に応じ、母子休養施設を設置するものとする。

第二十二条の三第一項第六号において同じ。」を派遣しなければならない。

第二十二条中「都道府県知事」の下に「保健所を設置する市にあつては、市長とする。次条、第二十二条第一項及び第二十二条の三第二項において同じ。」を加える。

第二十二条を次のように改める。

(受胎調節のための器具等の交付)

第二十二条第一項中「都道府県知事」を「市町村長」に改める。

2 前項の規定により、市町村長は、家族計画を適正に行うことができるようするため、政令の定めるところにより、交付の申請をした者に対し、受胎調節のために必要な器具又は医薬品を交付しなければならない。

第二章中第二十二条の次に次の三条を加える。

(母子保健のための地域組織の育成)

第二十二条第一項中「都道府県知事」を「市町村長」に、「第十二条」を「第十二条第一項及び第二項」に、「行なわせ」を「行わせ」に、「勧奨するものとする」を「勧奨しなければならない」に改め、同条第一項を次のように改める。

2 市町村長は、第十二条第三項の規定による健

康診査を行なうことができる。

3 市町村長は、厚生省令で定める年齢の女子(妊娠を除く。)に対して、厚生省令で定める妊娠及び出産に関する諸機能についての健康診査を行なわなければならない。

2 前項の健康診査のほか、市町村長は、必要に応じ、妊娠又は乳児若しくは幼児に対して健診を行うことができる。

3 市町村長は、母子保健審議会を置く。

2 市町村長は、母子保健審議会を置く。

## 診査に要する費用

三 第十三条の規定により市町村長が行う栄養費の支給その他の援助に要する費用

四 第十四条の規定により市町村長が行う出産費の支給に要する費用

五 第十七条の二の規定により市町村長が行う医療費の支給その他の援助に要する費用

六 第十七条の三の規定により市町村長が行う胎調節のために必要な器具又は医薬品の交付に要する費用

七 第二十一条の規定により市町村長が行う受妊産婦ホームヘルパーの派遣に要する費用

八 第二十二条の二の規定により市町村が行う地域組織の育成に要する費用

九 第二十二条の規定により市町村が設置する母子保健センターの設置及び運営に要する費用(負担)

第一十二条の四 都道府県は、政令の定めるところにより、前条第一項の規定により市町村が支弁する費用について、その十分の一を負担する。

2 国は、政令の定めるところにより、前条第一項又は第二項の規定により市町村又は都道府県が支弁する費用のうち、前条第一項第一号及び第三号から第九号まで並びに同条第二項の費用についてはその十分の八、同条第一項第一号の費用についてはその三分の一を負担する。

(補助)

第二十二条の五 国は、市町村に対し、政令の定めるところにより、母子保健推進員に要する費用並びに母子休養施設の設置及び運営に要する費用について、その二分の一以内を補助することができる。

(徵収)

第二十二条の六 第二十二条の三第二項の規定に

より第二十二条の規定による養育医療の給付に要する費用を支弁した都道府県又は市の長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者(民法明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。次項において同じ。から、当該措置に要する費用を徴収しなければならない。ただしこれらの者が、経済的理由により、その費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

2 第二十二条の三第一項の規定により第十条の規定による保健指導に要する費用を支弁した市町村の長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、当該措置に要する費用を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

3 前二項の規定により徴収される費用を指定の期限内に納付しない者は、国税滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 第二十三条及び第二十四条中「第一十条」を「第十三条、第十四条、第十七条の二、第二十条及び第二十二条」に改める。

5 児童福祉法(昭和二十一年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

6 地方財政法(昭和二十三年法律第六百九号)の一部を次のように改正する。

7 厚生省設置法(昭和二十四年法律第六百五十一

を確保するため、必要な施設の設置及び緊急な場合に応する体制の整備に努めなければならない。

第二十九条第一項中「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改め、同項の表中央児童福祉審議会の項中「その他母性」を削り、同項の次に次のように加える。

1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前の母子保健法(次項において「旧法」という)第十六条第一項の規定により交付された母子保健手帳は、この法律による改正後の母子保健法(以下「新法」という)第十六条第一項の規定により交付された母子健康手帳とみなす。

3 この法律の施行の際に旧法第二十二条の規定に基づいて市町村が設置している母子健康センターは、新法第二十二条の規定に基づいて市町村が設置した母子保健センターとみなす。

4 新法の規定は、昭和五十四年度分以降の国の負担金及び補助金について適用し、昭和五十三年度分の国の負担金については、なお従前の例による。

5 児童福祉法(一部改正)

6 第二十二条の三第一項第二号の規定により保健所を設置する市が支弁するに、「第二十二条第一項」を「第二十二条の四第二項」に改める。

7 第二十二条の三第二号中「第二十二条の四第二項」を「第二十二条の四第二項」に改める。

8 保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法(昭和三十九年法律第六百五十五号)の一部を次のように改正する。

9 前項の規定による改正後の保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法の規定は、昭和五十四年度分以降の国の負担金及び補助金について適用し、昭和五十三年度分の国の負担金及び補助金については、なお従前の例による。

号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改め、同項の表中央児童福祉審議会の項中「その他母性」を削り、同項の次に次のように加える。

1 中央母子保健審議会 厚生大臣の諮問に応じて、母子保健に関する重要な事項を調査審議すること。

2 保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法の一部改正(附則)

3 第二十二条の三第一項第二号の規定により保健所を設置する市が支弁するに、「第二十二条第一項」を「第二十二条の四第二項」に改める。

4 第二十二条の三第二号中「第二十二条の四第二項」を「第二十二条の四第二項」に改める。

5 第二十二条の三第二号中「第二十二条の四第二項」を「第二十二条の四第二項」に改める。

6 第二十二条の三第二号中「第二十二条の四第二項」を「第二十二条の四第二項」に改める。

7 第二十二条の三第二号中「第二十二条の四第二項」を「第二十二条の四第二項」に改める。

8 保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法の一部改正(附則)

9 前項の規定による改正後の保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法の規定は、昭和五十四年度分以降の国の負担金及び補助金について適用し、昭和五十三年度分の国の負担金及び補助金については、なお従前の例による。

関し専門的知識及び技術を有する者の養成及び研修の実施に努めなければならない。

(調査研究体制の整備)

第二十六条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るために、調査研究体制の整備に努めなければならない。

第二十五条 国及び地方公共団体は、母子保健に係る費用に要する費用を有する者の養成及び研修の実施に努めなければならない。

第二十六条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るために、調査研究体制の整備に努めなければならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るために、調査研究体制の整備に努めなければならない。

(安全な出産を確保するための体制の整備)

厚生省設置法(一部改正)

第二十七条 国及び地方公共団体は、安全な出産

この法律施行に要する経費は、一千八百十七億円の見込みである。

この法律施行に要する経費は、一千八百十七億円の見込みである。

この法律施行に要する経費は、一千八百十七億円の見込みである。

この法律施行に要する経費は、一千八百十七億円の見込みである。

この法律施行に要する経費は、一千八百十七億円の見込みである。

この法律施行に要する経費は、一千八百十七億円の見込みである。

この法律施行に要する経費は、一千八百十七億円の見込みである。

この法律施行に要する経費は、一千八百十七億円の見込みである。



給する等妊娠の栄養の摂取について必要な施策を講じなければならない。

(助産の給付等)  
第十一條 国は、助産の給付が社会保険に関する制度において行われるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、出産に伴い必要とされる物品等が支給されるよう必要な施策を講じなければならない。

(第五章 履用に関する施策)  
(不利益取扱いの禁止)  
第十一條 国は、女子が妊娠し、出産し、又は乳児若しくは幼児を保育するものであることを理由として雇用に関し不利益な取扱いを受けることがないように必要な施策を講じなければならない。(女子労働者の労働条件)

第十三條 国は、女子労働者が十分に保護されるよう、時間外勤務の制限、危険有害業務の就業禁止、有給の生理休暇に関する制度の確立等について必要な施策を講じなければならない。(妊娠婦である労働者の労働条件)

第十四条 国は、妊娠婦である労働者が十分に保護されるように、勤務時間、勤務の内容、産前産後の休業、有給の育児休業等について必要な施策を講じなければならない。

(第六章 保育施設等に関する施策)  
(保育施設)  
第十五条 国及び地方公共団体は、無料又は低額な料金で乳児又は幼児を保育するための保育施設の整備拡充について必要な施策を講じなければならない。

(妊娠婦ホームヘルパー)  
第十六条 国及び地方公共団体は、無料又は低額な料金で利用することができる妊娠婦ホームヘルパー(委託を受けて、妊娠婦の家庭を訪問し家事又は乳児若しくは幼児の保育を行う者をいう。)についての制度の確立について必要な施策を講じなければならない。

(母子保健センター)  
第十七条 国及び地方公共団体は、妊娠、出産又は保育に関する相談、指導及び知識の普及等を行なうことを目的とする母子保健センターの設置について必要な施策を講じなければならない。

(第七章 母性保障審議会)  
(設置及び権限)  
第十八条 総理府に、附属機関として、母性保障審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。  
3 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第十九条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。この場合において、委員のうち少なくとも五人は、女子でなければならない。

(委任規定)

第三十条 前二条に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。  
第十五条第一項中「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改め、同項の表中中央心身障害者対策協議会の項の次に次のように加える。

母性保障 基本法(昭和五十三年法律第二百一十七号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

五月六日本委員会に左の案件を付託された。

1、准看護婦制度廃止等に関する請願(第五〇六二号)  
2、医療保険制度の改悪反対等に関する請願(第五〇八一号)

3、准看護婦制度廃止等に関する請願(第五〇八二号)

4、ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願(第五〇八三号)

5、生協の育成強化等に関する請願(第五〇九二号)

6、労働者災害補償保険法によるせき竈損傷者の補償充実に関する請願(第五〇九八号)

7、せき竈損傷者の福祉改善に関する請願(第五〇九九号)

8、労働災害者の傷病(公傷)の再発認定に関する請願(第五一六五号)

9、障害者・児の生活の保障等に関する請願(第五一〇三号)

10、准看護婦制度廃止等に関する請願(第五一〇四号)

11、看護家政婦(付添婦)の災害補償に関する請願(第五一六四号)

12、労働災害者の傷病(公傷)の再発認定に関する請願(第五一六五号)

13、せき竈損傷者の傷病補償年金給付の改善に関する請願(第五一六六号)

14、ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願(第五一九三号)

15、労働者災害補償保険法によるせき竈損傷者の補償充実に関する請願(第五一九七号)

16、せき竈損傷者の福祉改善に関する請願(第五一九八号)

17、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(第五一〇四号)

18、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(第五一〇五号)

19、国民年金改善に関する請願(第五一八一号)

20、療術の制度化に関する請願(第五一八六号)

21、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(第五一八七号)

22、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(第五一八八号)

23、ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願(第五一二四号)

24、ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願(第五一二四号)

25、ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願(第五一二四号)

26、ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願(第五一二四号)

27、ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願(第五一二四号)

28、ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願(第五一二四号)

29、ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願(第五一二四号)

30、ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願(第五一二四号)

31、ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願(第五一二四号)

32、ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願(第五一二四号)

33、ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願(第五一二四号)

34、ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願(第五一二四号)

35、ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願(第五一二四号)

36、ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願(第五一二四号)

37、ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願(第五一二四号)

38、ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願(第五一二四号)

39、ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願(第五一二四号)

40、ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願(第五一二四号)



紹介議員 片山 基市君  
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五一〇四号 昭和五十三年四月二十一日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者

群馬県前橋市昭和町三ノ三九ノ一

西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第五一六四号 昭和五十三年四月二十四日受理  
看護家政婦(付添婦)の災害補償に関する請願

請願者

福岡市博多区下月隈桜山月隈病院

内福岡県せき臓損傷者同志会内

山本一郎

紹介議員 渡辺 武君

看護家政婦(付添婦)の業務遂行中の受傷について  
請願者 福岡市博多区下月隈桜山月隈病院

第五一六五号 昭和五十三年四月二十四日受理  
労働災害者の傷病(公傷)の再発認定に関する請願  
請願者 福岡市博多区下月隈桜山月隈病院  
内福岡県せき臓損傷者同志会内

山本一郎

紹介議員 渡辺 武君

看護家政婦(付添婦)の業務遂行中の受傷について  
請願者 福岡市博多区下月隈桜山月隈病院

第五一六六号 昭和五十三年四月二十四日受理  
労働災害者の傷病(公傷)の再発認定に関する請願  
請願者 福岡市博多区下月隈桜山月隈病院  
内福岡県せき臓損傷者同志会内

山本一郎

紹介議員 渡辺 武君

看護家政婦(付添婦)の業務遂行中の受傷について  
請願者 福岡市博多区下月隈桜山月隈病院

第五一六七号 昭和五十三年四月二十四日受理  
労働災害者の傷病(公傷)の再発認定に関する請願  
請願者 福岡市博多区下月隈桜山月隈病院  
内福岡県せき臓損傷者同志会内

山本一郎

紹介議員 渡辺 武君

看護家政婦(付添婦)の業務遂行中の受傷について  
請願者 福岡市博多区下月隈桜山月隈病院

第五一六八号 昭和五十三年四月二十四日受理  
労働災害者の傷病補償年金給付の改善に関する  
請願者 福岡市博多区下月隈桜山月隈病院  
内福岡県せき臓損傷者同志会内

山本一郎

紹介議員 渡辺 武君

看護家政婦(付添婦)の業務遂行中の受傷について  
請願者 福岡市博多区下月隈桜山月隈病院

第五一六九号 昭和五十三年四月二十四日受理  
労働災害者の傷病補償年金受給者の基礎日額の低  
い者(以下「低基礎日額者」という。)に対する

山本一郎

紹介議員 渡辺 武君

看護家政婦(付添婦)の業務遂行中の受傷について  
請願者 福岡市博多区下月隈桜山月隈病院

第五一七〇号 昭和五十三年四月二十四日受理  
労働災害者の傷病補償年金受給者の基礎日額の低  
い者(以下「低基礎日額者」という。)に対する

山本一郎

紹介議員 渡辺 武君

看護家政婦(付添婦)の業務遂行中の受傷について  
請願者 福岡市博多区下月隈桜山月隈病院

第五一七一年度別全国労働者の平均賃金まで基礎日額

わらず、なんらの災害補償もない。看護付添婦の

災害補償については、社会保険、厚生年金、失業保険法など種々あるが、これらの問題は雇用関係などで複雑な事情にあり、幾多の懸案を解決せねば早急に実現是不可能である。しかしながら一番身近い問題として、もし看護勤務中不慮の事故による負傷の場合、直ちに失職の羽目となり、以後の生活が脅かされる結果となる。こうした事故による負傷は、数えあげれば枚挙にいとまがない。

無論これらのこと是一般患者につく看護付添婦の生活が脅かされる結果となる。こうした事故による負傷は、数えあげれば枚挙にいとまがない。これらの病気を併発し持続するのがせき臓損傷者などは、ILO条約に基づく労災法改正時においては、全く、せき臓損傷者の実態を把握することについても同様である。

疼痛に悩まされ、また、じょくそう、失禁等特異な障害を背負っている。これらの症状の外に、それをの病気を併発し持続するのがせき臓損傷者

などの病気を併発するが、せき臓損傷者特有の症状である。去る昭和四十五年十一月施行された、ILO条約に基づく労災法改正時においては、全く、せき臓損傷者の実態を把握すること

は、單なる長期傷病者とみなして、せき臓損傷者全体が見放された。以後負傷後三箇年を満たさずして、障害打切補償費を受給した者には、症

状悪化とみなして、再発認定が認められ、休業補償費が支給され継続して労災者とみなされ、また、昭和五十一年五月の法改正においては、昭和四十年から施行された法律百三十号附則第十五条

関係による四十日分減額給付も廃止され、昭和三十年以降の負傷者と同等の給付がなされ、遺族

年金給付及び埋葬料の支給もなされるなど給付の状態は大きな進歩が見られたが、大分県の出勤士工のけい肺認定、星野、土呂久鉱山のひ素公害新災害としてせき臓に損傷を受けた後、療養三箇年後に退院を宣告され、法律によるものとして強制的に自宅療養を余儀なくされて労災から切り離されたせき損患者も、症状にあわせて再発認定を行はれたい改めて再発認定者として療養生活ができるよう配慮されたい。

理 由

せき臓損傷患者(以下せき損患者といふ)は戦後日本経済復興のため、基幹産業であった石炭産業や、それぞれの分野での産業において、その使命に従事して増産に励んできたが、不幸にしてせき臓に損傷を受け、不治の傷病に加えて後遺症の苦痛を一生背負う運命となつた。この傷病は現代医学をもつてしても不治とされ、そのほとんどが膀胱直腸障害があり、両下肢機能は用廢、下半身完全麻痺のため尿路障害による膀胱炎、尿道炎、腎盂炎、かつ、尿路感染による発熱、悪寒、長時間の座居によるじょくそう、加えて脱水性疼痛といったあらゆる合併症を包藏しており、常に重篤の状態で精神的不安は計り知れないものがある。こうしたせき損患者にとつて医師、看護付添婦、自己の摂生療養と三位一体こそ生命の根源である。特にせき損患者の看護に当たる付添婦は、拘束二十四時間の勤務であり、仕事の内容は厳しいにもかかわらず、なんらの災害補償もない。看護付添婦の

理 由

労働者として、日夜業務に勤め、不幸にして労働災害にあり、せき臓に損傷を受けて、療養を続けたせき損患者も、昭和三十年十一月に施行された特別保護法施行以前においては、三箇年の療養期間を満たした時がそれ以前において、障害打切

補償費の支給をもつて症状固定とみなされて、労災法から切り離されて、人生のどん底につき落とされた者も、また、特別保護法及び臨時措置法施行の時点で、地方所轄監督署から、治療とみなされ社会に放り出された者の苦惱、生活の苦しさに

せき臓損傷者は現代医学をもつてしても不治とされている傷病者で、そのほとんどが泌尿器系統や直腸障害あるいは脱水性疼痛等に日夜問わず悩まされ、加えて歩行不能のため車椅子を利用しないと行動できない者である。その苦しみは言語に絶するものであり、またそれによつて受けた家族の精神的且つ経済的塗炭の苦しみは筆舌に尽し難いものである。このような不自由な体を押して昭和四十九年以来一度上京し請願を行つた結果、第

七十七回国会において労災法の改正により傷病補償について年金化され、また給付日数の増加等ある程度懸案解決の糸口となつたが、全体的に考えると幾多の取り残された諸問題が山積している。

を引き上げるより抜本的改正を行うこと。

二、労災法の傷病補償年金と厚生年金の障害年金との併給による減額率の調整を行うこと。な

お、国民年金の場合もこれに準ずること。

三、労災法による遺族年金を厚生年金の遺族年金並みに引き上げること。

四、現在入院中の一般患者に対し特別の場合健保制度について、全国労働者の平均賃金が上昇する率を毎年実施できるよう改定すること。

五、労災法による傷病補償年金受給者のスライド料金をもつて近親者の付添が認められたが、せき損者の自宅療養者の介護料についてもこれに準じた支給条件を配慮すること。

六、低基礎日額者のボーナス特別支給金を、基礎日額に三百六十五を乗じ、更に百分の二十を乗じて得た額に引き上げ、なお且つ年額三十五万円に満たない者に対しては、最低限度額を三十五万円まで引き上げるよう抜本的に法の改正を行うこと。また、昭和五十二年四月一日以降の被災者にも、それ以前の被災者と同様に、ボーナス特別支給金が給付できるよう配慮すること。

五、労災法による傷病補償年金受給者のスライド制度については、全国労働者の平均賃金が上昇する率を毎年実施できるよう改定すること。

三、労災法による遺族年金を厚生年金の遺族年金並みに引き上げること。

四、現在入院中の一般患者に対し特別の場合健保制度について、全国労働者の平均賃金が上昇する率を毎年実施できるよう改定すること。

五、労災法による傷病補償年金受給者のスライド料金をもつて近親者の付添が認められたが、せき損者の自宅療養者の介護料についてもこれに

準じた支給条件を配慮すること。

ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願

請願者 千葉県浦安町当代島四五三一ノ一

荒川修外百十九名

紹介議員 柏谷 照美君

上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第四九八二号と同じである。

第五一九七号 昭和五十三年四月二十四日受理

労働者災害補償保険法によるせき竜損傷者の補償充実に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡碓井町上臼井 野田

時雄外十四名

紹介議員 阿真根 登君

この請願の趣旨は、第五〇九八号と同じである。

第五一九八号 昭和五十三年四月二十四日受理

せき竜損傷者の福祉改善に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡碓井町上臼井 野田

時雄外十四名

紹介議員 阿真根 登君

この請願の趣旨は、第五〇九九号と同じである。

第五一〇四号 昭和五十三年四月二十四日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(四通)

請願者 千葉市長洲一ノ九ノ二森林会館

内千葉県類営業環境衛生同業組合

理事長 飯塚八郎外八百八十六名

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第四五六三六号と同じである。

第五一〇八号 昭和五十三年四月二十四日受理

障害者・児の生活の保障等に関する請願(二通)

請願者 名古屋市北区安井町六ノ六 野々

村美菜外百八十五名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第五二〇九号 昭和五十三年四月二十四日受理

国民年金改定に関する請願

請願者 東京都清瀬市元町二ノ七ノ二八

石崎政幸

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二二〇五号と同じである。

第五二一四号 昭和五十三年四月二十四日受理

口唇裂・口蓋裂児の歯列矯正に対し健康保険の適用等に関する請願

請願者 東京都東久留米市南沢五ノ一八ノ一

石川一彦外二百二十九名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第四九八一号と同じである。

第五二一五号 昭和五十三年四月二十五日受理

ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願

請願者 東京都中野区若宮二ノ三三一ノ一二

西田守孝外百十二名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第四九八一号と同じである。

第五二二三号 昭和五十三年四月二十五日受理

口唇裂・口蓋裂児の歯列矯正に対し健康保険の適用等に関する請願(二通)

請願者 群馬県前橋市南町二ノ三六ノ一七

木部寿栄外二百八十八名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第五二二四号と同じである。

第五二二四号 昭和五十三年四月二十五日受理

保育予算増額に関する請願

請願者 川崎市川崎区東門前三ノ一ノ一

三浦慶子外四百九十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三六九四号と同じである。

第五二二五号 昭和五十三年四月二十五日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 福島県いわき市内郷御巣町久世原

一六 濑野尾ヒロ子外九百九十九名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

が適用され保護者の負担は軽減されつつある。しかししながら社会復帰してゆくのに最も必要である歯列矯正に関しては全く公的な面での援助はされず百パーセント実費負担となつていて、調査の結果では、歯列矯正は、装置装着料が、二十万円四十万円、その他の治療費を単純計算しただけで百四十万円という実情である。

ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願

請願者 下田 京子君

この請願の趣旨は、第三六九四号と同じである。

第五二二六号 昭和五十三年四月二十五日受理

保育予算増額に関する請願

請願者 川崎市中原区下小田中七〇三ノ一

一 岩田龍郎外九百九十九名

この請願の趣旨は、第三六九四号と同じである。

第五二二七号 昭和五十三年四月二十五日受理

保育予算増額に関する請願

請願者 川崎市中原区上平間一、一七一

三浦修子外四百九十九名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第三六九四号と同じである。

第五二二八号 昭和五十三年四月二十五日受理

個室付浴場業(トルコ浴)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 大阪市旭区高殿二ノ一六ノ二〇

林功外百五十一名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第三六九四号と同じである。

第五二二九号 昭和五十三年四月二十五日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 福島県いわき市内郷御巣町久世原

一六 濑野尾ヒロ子外九百九十九名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第五二三〇号 昭和五十三年四月二十五日受理

ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願

請願者 東京都多摩市永山三ノ三ノ二二一ノ

三〇九 村上孝道外百九名

紹介議員 高杉 達忠君

この請願の趣旨は、第四九八二号と同じである。

第五二四一號 昭和五十三年四月二十五日受理  
口唇裂・口蓋裂児の歯列矯正に対し健康保険の適用等に関する請願(二通)

請願者 東京都武藏村山市中藤一、四六〇

ノ七六〇四〇六 酒井陽子外百九

十一名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第五二二四号と同じである。

第五二四七號 昭和五十三年四月二十五日受理  
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 埼玉県浦和市東岸町八ノ一六秀和

莊内 松葉裕外五百二十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第五二四八號 昭和五十三年四月二十五日受理  
失業対策事業就労者に対する通勤交通費支給に関する請願

請願者 福岡市筑紫郡大宰府町桜町 池本

ノブエ外六百十名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第五二五六號 昭和五十三年四月二十五日受理  
公衆浴場の施設確保等に関する法律の制定に関する請願

請願者 愛媛県松山市勝山町二ノ一五愛媛

県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長 平野儀唱

紹介議員 桧垣徳太郎君

公衆浴場の進むべき新たなみちを明らかにして、公衆浴場の施設確保に関する政策の目標を示すために、「公衆浴場の施設確保等に関する法律」を制定されたい。

理由

最近の厚生省の行政統計によると公衆浴場の利用者のうち、今後自家風呂の設置計画を有するものは、七・三ペーセントにすぎず、我が国固有の衛生施設としての公衆浴場に対する国民の期待は、今後とも非常に大なるものがある。更に從前から、國及び地方公共団体は、公衆浴場は、多数の国民の入浴施設として地域の保健衛生を確保する観点から公共性を有するという社会的性質を重視して、一方において入浴料金の価格を物価統制令をもつて統制を行なうなど各種の規制を加えるとともに、他方においてその施設確保のための助成措置を講じてきた。しかるに、近時、経済の著しい成長発展に伴う社会生活環境の変化が公衆浴場業の経済的社會的存立基盤に大きな影響を及ぼし、公衆浴場設施の確保と公衆浴場業の健全な經營を著しく困難に陥れ、公衆浴場の廃業が急速に続いている。国民の保健衛生水準の維持に支障をきたす恐れが生じている。このような事態に対応して、特に公衆浴場業の経済的社會的制約による不利を是正し、公衆浴場業経営の経済性が向上するよう適切な配慮を加えるとともに公衆浴場業従事者の創意工夫を尊重し、その自主的努力を助長して、それぞれの地域において該地域住民のために公衆浴場施設の確保を図り、国民の入浴の利便を確保することは、健康にして文化的な生活を達成しようとする願いである。とともに、公共の福祉を増進するものである。

(資料添付)

一部改正に関する請願  
請願者 広島市三川町二ノ一 川野哲郎外  
紹介議員 二木 謙吾君  
八十名

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第五二七四號 昭和五十三年四月二十五日受理  
ハイヤー・タクシー運転者の賃金体系改善に関する請願

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第四五三六号と同じである。

第五二七九號 昭和五十三年四月二十六日受理  
個室付浴場業(トルコ浴)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 埼玉県新座市榮四ノ六ノ一二 地  
口浩平外九十五名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第五二八〇號 昭和五十三年四月二十六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 名古屋市港区九番町二ノ一ノ一

佐々木真澄外千九名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第一九二号と同じである。

第五二八一號 昭和五十三年四月二十六日受理  
国民年金改善に関する請願

請願者 東京都立川市栄町五五四ノ二二

井上道子

紹介議員 林 追君

この請願の趣旨は、第二一〇五号と同じである。

第五二八二號 昭和五十三年四月二十六日受理  
療術の制度化に関する請願

請願者 高知市昭和町二ノ一五 明石貞美

紹介議員 林 追君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第五二八三號 昭和五十三年四月二十六日受理  
療術の制度化に関する請願

請願者 兵庫県美容環境衛生同業組合内  
村尾増夫外一万一千八百九十四名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第四五三六号と同じである。

第五二八四號 昭和五十三年四月二十六日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(二通)

請願者 兵庫県姫路市網干区新在家六四〇

安藤嘉章外千五十二名

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第四五三六号と同じである。

第五二八五號 昭和五十三年四月二十六日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(二通)

請願者 兵庫県姫路市網干区新在家六四〇

安藤嘉章外千五十二名

紹介議員 安孫子藤吉君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第五二八六號 昭和五十三年四月二十六日受理  
療術の制度化に関する請願

請願者 山形県寒河江市西根一ノ五ノ一二  
渡辺惣七

請願者 山形県寒河江市西根一ノ五ノ一二  
渡辺惣七

紹介議員 安孫子藤吉君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第五二八七號 昭和五十三年四月二十六日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(五通)

請願者 東京都中央区銀座八ノ三ノ一二赤  
羽ビル内東京都社交業環境衛生同業組合内  
安藤嘉章外千五十二名

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第四五三六号と同じである。

第五二八八號 昭和五十三年四月二十六日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(二通)

請願者 兵庫県姫路市網干区新在家六四〇

安藤嘉章外千五十二名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第四五三六号と同じである。

第五二八九號 昭和五十三年四月二十六日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(二通)

請願者 兵庫県姫路市網干区新在家六四〇

安藤嘉章外千五十二名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第四五三六号と同じである。

第五二九〇號 昭和五十三年四月二十六日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(二通)

請願者 兵庫県姫路市網干区新在家六四〇

安藤嘉章外千五十二名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第四五三六号と同じである。

第五二九一號 昭和五十三年四月二十六日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(二通)

請願者 兵庫県姫路市網干区新在家六四〇

安藤嘉章外千五十二名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第四五三六号と同じである。

第五二九二號 昭和五十三年四月二十六日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(二通)

請願者 兵庫県姫路市網干区新在家六四〇

安藤嘉章外千五十二名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第四五三六号と同じである。

第五二九三號 昭和五十三年四月二十六日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(二通)

請願者 兵庫県姫路市網干区新在家六四〇

安藤嘉章外千五十二名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第四五三六号と同じである。

第五二九四號 昭和五十三年四月二十六日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(二通)

請願者 山形県寒河江市西根一ノ五ノ一二  
渡辺惣七

紹介議員 安孫子藤吉君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第五二九五號 昭和五十三年四月二十六日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(二通)

請願者 山形県寒河江市西根一ノ五ノ一二  
渡辺惣七

紹介議員 安孫子藤吉君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第五二九六號 昭和五十三年四月二十六日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(二通)

請願者 山形県寒河江市西根一ノ五ノ一二  
渡辺惣七

紹介議員 安孫子藤吉君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第五二九七號 昭和五十三年四月二十六日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(二通)

請願者 山形県寒河江市西根一ノ五ノ一二  
渡辺惣七

紹介議員 安孫子藤吉君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第五二九八號 昭和五十三年四月二十六日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(二通)

請願者 山形県寒河江市西根一ノ五ノ一二  
渡辺惣七

紹介議員 安孫子藤吉君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第五二九九號 昭和五十三年四月二十六日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(二通)

請願者 山形県寒河江市西根一ノ五ノ一二  
渡辺惣七

紹介議員 安孫子藤吉君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第五二九〇號 昭和五十三年四月二十六日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(二通)

請願者 山形県寒河江市西根一ノ五ノ一二  
渡辺惣七

紹介議員 安孫子藤吉君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第五二九一號 昭和五十三年四月二十六日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(二通)

請願者 山形県寒河江市西根一ノ五ノ一二  
渡辺惣七

紹介議員 安孫子藤吉君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第五二九二號 昭和五十三年四月二十六日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(二通)

請願者 山形県寒河江市西根一ノ五ノ一二  
渡辺惣七

紹介議員 安孫子藤吉君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第五二九三號 昭和五十三年四月二十六日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(二通)

請願者 山形県寒河江市西根一ノ五ノ一二  
渡辺惣七

紹介議員 安孫子藤吉君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)	三 履用平等委員会 第六条の中央雇用平等委員会又は第十九条の地方雇用平等委員会をいう。
第二章 男女の差別の禁止(第三条・第五条)	四 使用者委員 雇用平等委員会の委員のうち、使用者を代表する委員をいう。
第三章 雇用平等委員会	五 労働者委員 雇用平等委員会の委員のうち、労働者を代表する委員をいう。
第一節 中央雇用平等委員会(第六条・第十一条)	六 公益委員 雇用平等委員会の委員のうち、公益を代表する委員をいう。
第二節 地方雇用平等委員会(第十九条・第十八条)	七 第二章 男女の差別の禁止
第三節 初審の手続(第三十条・第三十八条)	八 第一章 総則(第一条・第二条)
第四節 再審査の手続(第三十九条・第四十一条)	九 第二節 通則(第二十五条・第二十九条)
第五節 全国的に重要な問題に係る事件の審査の手続(第四十三条)	十 第三節 救済手続
第六節 補則(第四十七条・第五十六条)	十一 第四節 救済手続
第七章 罰則(第五十七条・第六十五条)	十二 第五章 訴訟(第四十四条・第四十六条)
附則	十三 第六章 指定(第五十七条)
第一章 総則	十四 第七章 罰則(第五十七条・第六十五条)
(目的)	十五 第八章 附則

第一条 この法律は、労働者の募集及び採用、賃金、昇進、定年、退職その他の労働条件、職業紹介、職業訓練等について、使用者等が女子を差別的に取り扱うことを禁止するとともに、その差別的な取扱いによる権利又は利益の侵害から女子を迅速かつ適正な手続により救済するため必要な措置を講ずることにより、雇用における男女の平等取扱いの促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 差別的取扱い 第三条、第四条又は第五条の規定に違反して女子を差別する行為をい

二 公共職業安定所の行う職業紹介等に係る申立て 差別的取扱いからの救済の申立てであつてその申立ての相手方当事者が国又は地方

一 第四章の定めるところにより、再審査の申立てがあつた事件について、審査の上、命令をし、及び差別的取扱いからの救済の申立てがあつた事件で全国的に重要な問題に係るものについて、審査の上、命令又は勧告をすること。

二 雇用における男女の平等取扱いの促進に関する重要事項について調査審議し、当該事項に関し講すべき施策について労働大臣に建議すること。

三 雇用における男女の平等取扱いを促進するための啓発及び宣伝を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、この法律に基づき中央平等委員会に属させられた事務を行うこと。

(建議の尊重)

第五条 職業紹介等についての差別の禁止

第六条 職業紹介(昭和二十四年法律第二十二年法律第二百四十一号)の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長を含む。及び同法の規定により許可を受けて、又は届出をして職業紹介事業を行う者は、同法に規定する職業紹介又は職業指導について、女子であることを理由として、男子と差別してはならない。

(組織)

第七条 公共職業安定所(職業安定法(昭和二十四年法律第二百四十一号)の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長を含む。)及び同法の規定により許可を受けて、又は届出をして職業紹介事業を行う者は、同法に規定する職業紹介又は職業指導について、女子であることを理由として、男子と差別してはならない。

(組織)

第八条 労働大臣は、前条第一号の建議があつたときは、これを尊重しなければならない。

(組織)

第九条 中央平等委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各六人をもつて組織する。

(任期等)

第十条 委員長は、会務を総理し、中央平等委員会を代表する。

1 委員長に事故があるときは、あらかじめ公益委員のうちから委員が選舉する。

2 委員長は、会務を総理し、中央平等委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ公益委員のうちから委員が選舉される。

4 委員長は、会務を総理し、中央平等委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ公益委員のうちから委員が選舉される。

6 委員長は、非常勤とする。ただし、公益委員のうち二人以内の委員は、常勤とすることができる。

(委員の任命)

第十一条 委員は、使用者委員は使用者団体により推薦された者の中から、労働者委員は労働組合により推薦された者の中から、公益委員は使用者委員及び労働者委員の意見を聴いた上、所掌事務の遂行に関する知識を有する者のうちから選舉される。

第十二条 委員が第十一条各号の一に該当するに至ったときは、その職を失う。

第十三条 委員が第十一条各号の一に該当するに至つたときは、その職を失う。

1 委員の任期が満了したときは、その委員は、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、その委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行ふものとする。

(失職及び罷免)

第十四条 委員は、職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたときは、労働大臣は、その委員を罷免しなければならない。

(服務)

第十五条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、

同様とする。

2 委員は、在任中、国会若しくは地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長となつてはならない。

3 公益委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

4 常勤の公益委員は、在任中、営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、又は労働大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。

（会議） 第十五条 中央平等委員会は、委員長が招集する。

2 中央平等委員会は、使用者委員、労働者委員及び委員長を含む公益委員各一人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができる。

3 中央平等委員会の議事は、出席委員（委員長を含む）の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 中央平等委員会が第十三条第一項の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第一項及び第三項の規定の適用については、第九条第五項の規定により委員長の職務を代理する委員は、委員長とみなす。

（規則制定権） 第十六条 中央平等委員会は、この法律及びこの法律に基づく政令で定めるもののか、雇用平等委員会が行うこの法律に規定する救済手続その他事務処理に関し必要な事項について中央雇用平等委員会規則（以下「規則」という。）を定めることができる。

（差別的取扱いについての準則） 第十七条 中央平等委員会は、差別的取扱いであるかどうかを判断するについて必要な一般的準則を置く。

則を定めることができる。

（事務局）

第十八条 中央平等委員会の事務を處理させるため、中央平等委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長、事務局次長一人その他の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

4 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

5 第二項の職員は、地方平等委員会が任命する。

い。

3 地方平等委員会に委員長を置き、公益委員のうちから委員が選挙する。

4 委員長は、会務を総理し、地方平等委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ公益委員のうちから委員により選挙された委員が、その職務を代理する。

6 委員は、非常勤とする。ただし、公益委員の定数が六人又は八人の地方平等委員会にあつてはそのうち二人以内の委員、公益委員の定数が十人の地方平等委員会にあつてはそのうち三人以内の委員、公益委員の定数が十二人の地方平等委員会にあつてはそのうち四人以内の委員は、常勤とすることができます。

（設置） 第二十一条 地方平等委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

1 「地方平等委員会」という。を置く。

（所掌事務） 第二十二条 第十一条から第十五条まで（第十四条第三項第四項を除く。）の規定は、地方平等委員会及びその委員について準用する。

（準用規定） 第二十三条 第十一条から第十五条まで（第十四条第三項第四項を除く。）の規定は、地方平等委員会及びその委員について準用する。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第十三条第一項	中央平等委員会により	都道府県知事は
認められた	労働大臣は、その委員を罷免しなければならない。	認める
第十四条第三項	公益委員	地方平等委員会の同意を得て、その委員を罷免することができる。
第十五条第二項	各二人以上	非常勤の委員
第十五条规定	第十三条规定による認定	の定数のそれぞれ三分の一以上の委員

（事務局）	第一節 通則
第二十四条 地方平等委員会の事務を處理させるため、地方平等委員会に事務局を置く。	
2 事務局に、事務局長、事務局次長一人その他	
3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。	
4 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。	
5 第二項の職員は、地方平等委員会が任命する。	

（委員の任命）

第二十二条 使用者委員は使用者団体により推薦された者のうちから、労働者委員は労働組合により推薦された者のうちから、公益委員は使用者委員及び労働者委員の意見を聽いた上、所掌事務の遂行に関する意見を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 地方平等委員会に委員長を置き、公益委員のうちから委員が選挙する。

4 委員長は、会務を総理し、地方平等委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ公益委員のうちから委員により選挙された委員が、その職務を代理する。

6 委員は、非常勤とする。ただし、公益委員の定数が六人又は八人の地方平等委員会にあつてはそのうち二人以内の委員、公益委員の定数が十人の地方平等委員会にあつてはそのうち三人以内の委員、公益委員の定数が十二人の地方平等委員会にあつてはそのうち四人以内の委員は、常勤とすることができます。

（管轄） 第二十五条 地方平等委員会は、当事者のいずれが一方の住所地若しくは居所地又は主たる事務所の所在地がその管轄区域内にある場合におけるその当事者に係る差別的取扱いからの救済の申立てについての事件又は差別的取扱いが行われた地がその管轄区域内にある場合におけるその差別的取扱いからの救済の申立てについての事件の処理について管轄する。

2 中央平等委員会は、規則の定めるところにより、差別的取扱いからの救済の申立てがあつた



4 地方平等委員会は、第一項又は第二項の決定をしたときは、その決定書の正本を当事者に送達しなければならない。

5 第一項又は第二項の決定は、決定書の正本が当事者に送達された時に、その効力を生ずるものとする。

(勧告等の措置)

第三十八条 地方平等委員会は、公共職業安定所の行う職業紹介等に係る申立てに理由があると認めるときは、被申立人に対し、申立人を差別的取扱いから救済するため必要な措置をとるべき旨を勧告するものとする。

2 地方平等委員会は、必要があると認めるときは、前項の勧告を受けた機関の監督庁に対し、更に必要な勧告をすることができる。

3 地方平等委員会は、第一項の申立てに理由がないと認めるときは、当事者にその旨の通知をするものとする。

4 第一項の申立てが不適法なもので、その欠陥を補正することができないものと認めるときも、また前項と同様とする。この場合においては、審問を経なしができる。

(第二節 再審査の手続)

(再審査の申立て)

第三十九条 地方平等委員会の決定書の正本の送達を受けた当事者は、その決定に対して、その決定書の正本の送達を受けた日から十五日以内(天災その他この期間内に再審査の申立てをしてしまつたことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内)に中央平等委員会に再審査の申立てを立てることができる。

2 前項の申立ては、再審査申立て書を、初審の地方平等委員会を経由して又は直接に、中央平等委員会に提出してしなければならない。

3 前項の再審査申立て書には、不服の理由を記載しなければならない。

4 前項に規定するもののほか、第二項の再審査申立て書の記載事項及び様式は、規則で定める。

(再審査の範囲)

第四十条 再審査は、申し立てられた不服の範囲において行うものとする。

(再審査の決定)

第四十一条 中央平等委員会は、不適法な再審査の申立てでその欠陥を補正することができないものについては、決定でこれを却下しなければならない。この場合においては、審問を経ないことができる。

2 中央平等委員会は、再審査の申立てに理由があると認めるときは、地方平等委員会の決定を取り消し、自ら決定をしなければならない。ただし、再審査申立て人に不利益な決定をするとはできないものとする。

3 中央平等委員会は、再審査の申立てに理由がないと認めるときは、決定でその申立てを棄却しなければならない。

(初審の手続の準用)

第四十二条 第三十一一条から第三十六条までの規定は、再審査の手続について準用する。

(第四節 全国的に重要な問題に係る事件の審査の手続)

(全国的に重要な問題に係る事件の審査の手続)

第四十三条 第二十五条第二項の規定に基づき中央平等委員会が自ら取り扱う事件の審査については、第二十二条から第二十八条までの規定を準用する。

(第五章 訴訟)

(専属管轄等)

第四十四条 中央平等委員会の決定に対する取消しの訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。

2 地方平等委員会の決定に対する取消しの訴えを提起することができない。

(出訴期間)

第四十五条 前条第一項の訴えは、決定書の正本の送達された日から三十日以内に提起しなければならない。

2 前項の期間は、不变期間とする。

(緊急命令)

第四十六条 差別的取扱いからの救済の申立てについての事件における被申立人が第四十四条第一項の訴えを提起した場合において、受訴裁判所は、中央平等委員会の申立てにより、決定で、原告に対し判決の確定に至るまで中央平等委員会の決定(その決定が再審査の申立てを棄却し、又は却下するものである場合には、その棄却又は却下の決定に係る地方平等委員会の決定)の全部又は一部に従うべき旨を命じ、又は当事者の申立てにより、若しくは職権でこの決定を取り消し、若しくは変更することができる。

2 公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二項第一号の職員で女子であるものに対する処分であつて差別的取扱いに該当するものについては、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

3 この法律のうち第三章及び第四章の規定は、船員法(昭和二十一年法律第百号)の適用を受けて、解雇その他の不利益な取扱いをされなければならない。

(第六章 補則)

(不利益取扱いの禁止)

第四十七条 何人も、地方平等委員会に差別的取扱いからの救済の申立てをしたこと若しくは地方平等委員会の決定につき中央平等委員会に再審査の申立てをしたこと又は雇用平等委員会がこれらの申立てに係る審査をする場合に証拠を提出し、若しくは発言をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをされなければならない。

(資料提出の要求等)

第四十八条 雇用平等委員会は、必要があると認めるとときに、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(調査の委託)

第四十九条 雇用平等委員会は、必要があると認めるとときは、行政機関、地方公共団体、学校、試験研究所又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託することができる。

(国会に対する報告)

第五十条 中央平等委員会は、毎年、労働大臣を経由して国会に對し雇用平等委員会の所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(適用関係)

第五十一条 第二条の規定は、国及び地方公共団体については、適用しない。ただし、労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の適用がある国家公務員又は地方公務員を使用する場合における国又は地方公共団体については、この限りでない。

2 公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二項第一号の職員で女子であるものに対する処分であつて差別的取扱いに該当するものについては、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

3 この法律のうち第三章及び第四章の規定は、船員法(昭和二十一年法律第百号)の適用を受けて、解雇その他の不利益な取扱いについての相談にも応するものとする。

4 労働基準監督機関の職権

第五十二条 地方平等委員会は、第二十条第二号の苦情相談についての事務処理については、労働組合法の適用がない国家公務員及び地方公務員である女子の苦情についての相談にも応するものとする。

(労働基準監督機関の職権)

第五十三条 賃貸金についての差別的取扱いからの救済の申立てがあつたときは、労働基準監督機関は、その申立てについての雇用平等委員会の決定が確定するまで、その差別的取扱いに関する行使を中止するものとする。

(送達)

第五十四条 書類の送達については、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第百六十二号、第一百六十九号、第百七十一条から第百七十三条まで及び第百七十七条の規定を準用する。この場合において、同法第百六十二号第一項中「執行官」とあり、同法第百七十二条中「裁判所書

記官」とあるのは「雇用平等委員会の事務局の職員」と、同法第百七十三条中「第百七十一条第一項又は前条」とあるのは「前条」と、同法第一百七十七条中「裁判所」とあるのは「雇用平等委員会」と読み替えるものとする。

第五十五条 第四章の規定により雇用平等委員会がした決定その他の処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることはできない。

第五十六条 第三十五条第一項第一号又は第二号（第四十二条及び第四十三条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により陳述又は鑑定を命ぜられた証人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、鑑定料その他の費用を請求することができる。

第五十七条 第三十七条第一項（第四十三条において準用する場合を含む。）又は第四十一条第二項の決定が確定した後においてこれに違反した者は、二年以下の禁錮（若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれは併科する。）

第五十八条 第十四条第一項（第二十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第五十九条 第三十五条第三項（第四十二条及び第四十三条において準用する場合を含む。）の規定により宣誓した証人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上二年以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

第六十条 第四十七条の規定に違反して不利益な取扱いをした者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第六十一条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 正当な理由がなくて第三十五条第一項第一号又は第二号（第四十二条及び第四十三条に

おいてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して出頭せず、又は

陳述若しくは鑑定を拒んだ者

二 正当な理由がなくて第三十五条第一項第三号（第四十二条及び第四十三条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して文書又は物件を提出しなかつた者

三 正当な理由がなくて第三十五条第一項第四号（第四十二条及び第四十三条において準用する場合を含む。）の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 正当な理由がなくて第三十五条第三項又は第四項（第四十二条及び第四十三条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して宣誓を拒んだ者

五 正当な理由がなくて第三十五条第一項本文の規定に違反して宣誓を拒んだ者

六 正当な理由がなくて第三十五条第一項本文の規定に違反して立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第七章 罰則

第五十六条 第三十五条第一項第一号又は第二号（第四十二条及び第四十三条において準用する場合を含む。）の規定により陳述又は鑑定を命ぜられた証人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、鑑定料その他の費用を請求することができる。

第五十七条 第三十七条第一項（第四十三条において準用する場合を含む。）又は第四十一条第二項の決定が確定した後においてこれに違反した者は、二年以下の禁錮（若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれは併科する。）

第五十八条 第十四条第一項（第二十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第五十九条 第三十五条第三項（第四十二条及び第四十三条において準用する場合を含む。）の規定により宣誓した証人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上二年以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

第六十条 第四十七条の規定に違反して不利益な取扱いをした者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第六十一条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 正当な理由がなくて第三十五条第一項第一号又は第二号（第四十二条及び第四十三条に

おいてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して出頭せず、又は

陳述若しくは鑑定を拒んだ者

（最初に任命される公益委員の任命についての特例）  
第一条 この法律の施行後最初に任命される中央平等委員会の公益委員の任期は、第十二条第一項及び閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第十条第二項及び第三項の規定の例による。

（最初に任命される委員の任期）

第三条 この法律の施行後最初に任命される中央平等委員会の委員の任期は、第十二条第一項本文の規定にかかるらず、労働大臣の指定するところにより、使用者委員、労働者委員及び公益委員のうち各一人は一年、各二人は二年、各二人は三年とする。

この法律の施行後最初に任命される地方平等委員会の委員の任期は、第二十三条第一項において準用する第十二条第一項本文の規定にかかるらず、都道府県知事の指定するところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる期間とする。

一 当該地方平等委員会の使用者委員、労働者委員及び公益委員の定数が各六人の場合 各二人は一年、各二人は二年、各二人は三年

二 当該地方平等委員会の使用者委員、労働者委員及び公益委員の定数が各十人の場合 各三人は一年、各三人は二年、各四人は三年

三 当該地方平等委員会の使用者委員、労働者委員及び公益委員の定数が各十二人の場合 各四人は一年、各四人は二年、各四人は三年

四 当該地方平等委員会の使用者委員、労働者委員及び公益委員の定数が各十八人の場合 各四人は一年、各四人は二年、各四人は三年

（地方自治法の一部改正）

第五条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 则

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

委員会」を加え、「基く」を「基づく」に改め、同条第三項中「且つ」を「かつ」に改め、「地方労働委員会」の下に「地方雇用平等委員会」を加え、「基く」を「基づく」に改める。

第九十八条第一項中「地方労働委員会」の下に「地方雇用平等委員会」を加え、「基く」を「基づく」に改める。

第一百二十五条中「地方労働委員会」を加え、「基く」を「基づく」に改める。

第一百二十九条第一項中「地方労働委員会」の下に「地方雇用平等委員会」を加え、「基く」を「基づく」に改める。

「労働委員会」を「公共企業体等労働委員会」に改め、別表第一中「別表第二」を「別表第三」(第十七条)に改める。

## (労働省設置法の一部改正)

## 第六条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六百六

十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「基いて」を「基づいて」に、「左の通り」を「次のとおり」に、「公共企業体等労働委員会」を「公共企業体等労働委員会」に改め、同条に次の二項を加える。

4 中央雇用平等委員会の組織、所掌事務及び権限は、雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律(昭和五十三年法律第二百五十一号)(これに基づく命令を含む。)の定めることによる。

## (特別職の職員の給与に関する法律の一項改正)

第七条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中第十三号の三の二を第十三号の三の三とし、第十三号の三の次に次の二項を加える。

十三の三の一 中央雇用平等委員会の常勤の公益を代表する委員

第一項中第十九号の三の二を第十九号の三の三とし、第十九号の三の次に次の二項を加える。

十九の三の一 中央雇用平等委員会の非常勤の公益を代表する委員

別表第一官職名の欄中「公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員」を「公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員」に改める。

第八条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

五六九日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は同日)	五月九日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は同日)
一、社会保険労務士法の一部を改正する法律案(衆)	一、社会保険労務士法の一部を改正する法律案(衆)
二、社会保険労務士会連合会(第二十五条の二—第二十五条の三)に改める。	二、社会保険労務士会連合会(第二十五条の二—第二十五条の三)に改める。
三、社会保険労務士の品位保持に関する規定	三、社会保険労務士の品位保持に関する規定
四、会議に関する規定	四、会議に関する規定
五、社会保険労務士の資産及び会計に関する規定	五、社会保険労務士の資産及び会計に関する規定
六、役員に関する規定	六、役員に関する規定
七、会員及び退会に関する規定	七、会員及び退会に関する規定
八、その他社会保険労務士会の目的を達成するため必要な規定	八、その他社会保険労務士会の目的を達成するため必要な規定
九、前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。	九、前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。
十、会長及び会則で定めるその他の役員を置く。	十、会長及び会則で定めるその他の役員を置く。
十一、(行政機関への協力)	十一、(行政機関への協力)

## 第四章の一 社会保険労務士会及び全国社

会保険労務士会連合会

務を総理する。

(社会保険労務士会)

第二十五条の一 社会保険労務士は、主務大臣の認可を受けて、都道府県の区域ごとに、会則を定めて、一個の社会保険労務士会を設立することができる。

第二十五条の二 社会保険労務士会は、所属の社会保険労務士が、その業務に関してこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は労働社会保険諸法令に違反したと認めるときは、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

第二十五条の三 社会保険労務士会は、主務大臣の認可を受けて、会則を定めて、全国社会保険労務士会連合会(以下「連合会」という。)を設立することができる。

第二十五条の四 連合会は、社会保険労務士の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に従事する事務を行なうことを目的とする。

第二十五条の五 連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

一、名称及び事務所の所在地

二、入会及び退会に関する規定

三、役員に関する規定

四、会議に関する規定

五、社会保険労務士の品位保持に関する規定

六、資産及び会計に関する規定

七、会費に関する規定

八、その他社会保険労務士会の目的を達成するため必要な規定

九、(意見の申出)

第二十五条の九 連合会は、主務大臣に対し、社会保険労務士の制度の改善に関する意見又は社会保険労務士の業務を通じて得られた労働社会保険諸法令の運営の改善に関する意見を申し出ることができる。

第二十五条の十 第二十五条の二第三項及び第四項、第二十五条の三第二項、第二十五条の四並びに第二十五条の五の規定は、連合会に準用することができる。

第二十五条の五 社会保険労務士会に、会長、副会長及び会則で定めるその他の役員を置く。

第六条 第一項中「及び公平委員会」を「公平委員会及び地方雇用平等委員会」に改め、「定め」を「定め」に、「除く外」を「除くほか」に改める。

(第六条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四章の次に次の二項を加える。



昭和五十三年六月五日印刷

昭和五十三年六月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C